

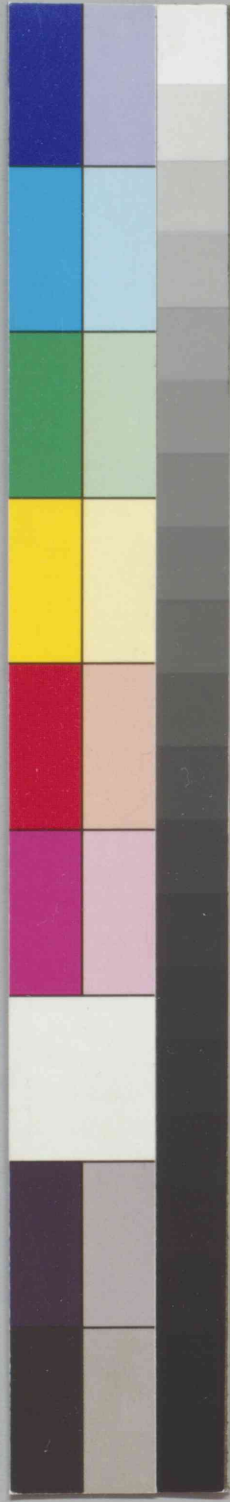
英國財政史
第四編 戰後の財政(一)

|| 戰後財政の概観 ||

|| 一九一九年度—一九二二年度 ||

國政研究會

昭和十一年十月



6413

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

英國財政史
第四編 戰後の財政 (一)

— 戰後財政の概観 —
— 一九一九年度 — 一九二一年度 —

昭和十一年十月調

國政研究會

英國財政史

目錄

第四編 戦後の財政

一九一九年度—一九二四年度

第一章 戦後財政の概観

一 財政時期の区分

二 戦後歳計總額

三 歳出

(イ) 戦前及戦争末期と一九二四年度額の比較

(ロ) 國債費、軍事費及其他の割合

(ハ) 軍事費の削減

(ニ) 國債費の増加

(木)	民政費其他の増加	一六
(ハ)	参考表	一七
四	歳入	一九
(イ)	戦前及戦争末期と一九二四年度額の比較	二〇
(ロ)	租税収入と税外収入の割合	二一
(ハ)	租税収入の増減	二二
(1)	直接税	二四
(2)	間接税	二五
(ニ)	税外収入	二六
(木)	参考表	二七
五	廢減税及増税計畫	三〇
六	歳計剰餘金を生じたる内譯	三一
七	國債	三四

(イ)	國債總額	三六
(ロ)	普通公債	三九
(ハ)	流動公債	四四
(ニ)	参考表	四五
八	對外債權	四七
九	財政事項の人口に對する割合	五一
第二章	千九百十九年度の歳計	五九
一	一九一九年度の豫算大綱	六一
二	一九一九年度の決算	六七
三	歳出	七二
(イ)	本豫算額	七四
(ロ)	改訂豫算額	七七
(1)	本豫算額との比較	七八

(2) 決算額との比較 七九

(八) 總豫算額 八一

(三) 一九一九年度決算額と前年度決算額の比較 八九

(木) 一九一九年度決算額と一九一三年度決算額

の比較 九二

(ハ) 國債費、軍事費其他の區分

四 歳 入 九八

(イ) 増減税計畫 一〇三

(1) 増 税 一〇五

(2) 廢減 税 一〇六

(3) 特恵関税率施行に基く関税收入の増減 一〇九

(4) 差引增收額 一一一

(ロ) 本豫算額及總豫算額 一一四

(ハ) 改訂豫算額 一二七

(1) 本豫算額との比較 一二六

(2) 決算額との比較 一二八

(ニ) 一九一九年度決算額と前年度決算額の比較 一三二

(木) 一九一九年度決算額と一九一三年度決算額

の比較 一三四

(ハ) 租税收入其他の區分 一四〇

五 國 債 一四五

六 對外債權 一五二

第三章 千九百二十年度の歳計 一五五

一 一九二〇年度の豫算大綱 一五七

二 一九二〇年度の決算 一六三

三 歳 出 一六六

(イ)	本豫算額	一六八
(ロ)	總豫算額	一七六
(ハ)	一九二〇年度決算額と前年度決算額の比較	一七八
(ニ)	國債費、軍事費其他の區分	一八四
四	歳入	一八七
(イ)	增收計畫	一九〇
(ロ)	本豫算額及總豫算額	二〇一
(ハ)	一九二〇年度決算額と前年度決算額の比較	二一〇
(ニ)	租稅收入其他の區分	二一七
五	國債	二二一
六	對外債權	二二七
第四章	千九百二十一年度の歳計	二二九
一	一九二一年度の豫算大綱	二三一

二	一九二一年度の決算	二三七
三	歳出	二四一
(イ)	本豫算額	二四二
(ロ)	總豫算額	二四九
(ハ)	一九二一年度決算額と前年度決算額の比較	二五三
(ニ)	國債費、軍事費其他の區分	二五九
四	歳入	二六一
(イ)	發減稅	二六四
(ロ)	本豫算額及總豫算額	二七二
(ハ)	一九二一年度決算額と前年度決算額の比較	二八三
(ニ)	租稅收入其他の區分	二八九
五	國債	二九三
(イ)	公債借換計畫	二九三

第四編 戦後の財政

一九一九年度—一九二四年度

(四) 其の結果
六 対外債権

第一章 戦後財政の概観

戦後財政の概観

戦後の財政は、一九四五年の終戦を境として、戦前とは異なる局面に突入した。戦時体制下では、国家が戦費の調達のために、莫大の借入と増税を行ってきたが、戦後には、戦時借入の返済と戦時増税の廃止が急務となつた。このため、戦後初期は、戦時借入の返済と戦時増税の廃止が急務となつた。このため、戦後初期は、戦時借入の返済と戦時増税の廃止が急務となつた。

第二章 戦後初期の財政

一九四五年—一九四七年

財政時期
の区分

英國の戦後即ち一九一九年度より現在の一九三六年度に至る間の十八箇年度間の財政は、之を左の三期

第一期 戦後の財政 一九一九年度より一九二四年度に至る間

第二期 金本位復歸時代の財政 一九二五年度より一九三〇年度に至る間

第三期 金本位停止時代の財政 一九三一年度より一九三六年度に至る間

に分ち記述せんとするものである。而して本編において記述するところのものは、第一期即ち「戦後の財政」の部である。他は別に編を設けて之を記述することにする。

戦後歳計總額

出決算額は

年 度	金 額
一九一九	一、六六五、七七二、九二八 <small>磅</small>
一九二〇	一、一九五、四二七、八七七
一九二一	一、〇七九、一八六、六二七
一九二二	八一二、四九六、六〇四
一九二三	七八八、八四〇、二一一
一九二四	七九五、七七六、七一

之に對する歳入決算額は

年 度	金 額
一九一九	一、三三九、五七一、三八一 <small>磅</small>
一九二〇	一、四二五、九八四、六六六
一九二一	一、一二四、八七九、八七三
一九二二	九一四、〇一二、四五二
一九二三	八三七、一六九、二八四
一九二四	七九九、四三五、五九五

にして歳入歳出共漸減である。而して歳出は豫算額に比し常に減少にして、歳入は豫算額に比し一九二一年度を除く外増加である。而して此の期間を通して看取せられることは、戦後二箇年度に亘り増税を行つたる外、常に廢減税を行つたることと、歳出の大節減を行つて、國債償還政策に努力したることである。

右決算における歳入歳出差引歳入の過不足は

年度	過不足額
一九一九	三二六、二〇一、五四七
一九二〇	二三〇、五五六、七八九
一九二一	四五、六九三、二四六
一九二二	一〇一、五一五、八四八
一九二三	四八、三二九、〇七三
一九二四	三、六五八、八八四
計	一〇三、五五二、二九三

にして、一九一九年度末の歳入不足額は普通公債を以て補填し、一九二〇年度以降の歳計剰餘金は普通公債の銷却に充當したので

ある。

歳入歳出の豫算額及び決算額の対照は別表の如くである。

歳入歳出豫算額及決算額対照表

年度	歳出			歳入			歳入過不足額
	決算額	豫算額	差引増△減	決算額	豫算額	差引増△減	
一九一九	一、六四五、七七二、九二八	一、六七三、〇五九、〇〇〇	七、三八六、〇七二	一、三三九、五七七、三八二	一、三〇一、一〇〇、〇〇〇	一、三八、四七一、三八二	三二六、二〇一、五四七
一九二〇	一、九七、四九三、九六九	一九九、〇二一、〇〇〇	一、五一八、〇三一	一九八、三四二、八九七	一九四、八三五、〇〇〇	三、四七、八九七	七、九三、九三八
一九二一	二、五七九、三〇一、一八八	二、九七七、五五九、〇〇〇	三、九八、二三四、八二二	八八九、〇二〇、八五五	八四三、〇五〇、〇〇〇	四六、九七〇、八五五	一、六九〇、六八〇、三六三

年 度	歳 出			歳 入			歳 入 過 △ 不足
	決算額 磅	豫算額 磅	差引増△減 磅	決算額 磅	豫算額 磅	差引増△減 磅	
一九二〇	二九五、四三七、八七七	二二七、一六八、〇〇〇	七五、七四〇、一三三	一、四四五、九八四、六六六	一、四八八、三〇〇、〇〇〇	七、六八四、六六六	三三〇、五五六、七九九
一九二一	一、〇七九、一八六、六七七	一、一六〇、五三三、〇〇〇	八二、三三四、三三三	一、二三四、八七九、八三三	一、二六六、六五〇、〇〇〇	九、七七〇、一六七	四五、六九三、三四六
一九二二	八二二、四九六、九〇四	九〇、〇九九、〇〇〇	九、五七三、三九九	九四、〇二二、四五二	九〇、七七五、〇〇〇	三、三三七、四三三	一〇一、五二五、八四八
一九二三	七八、八四〇、三二一	八九、七五九、〇〇〇	四、九一八、七八九	八三、二九九、三六四	八八、五〇〇、〇〇〇	一八、六一九、三六四	四、三三九、〇三三
一九二四	七九五、七六七、二二	八〇、八九九、〇〇〇	六、一九九、二八九	七九、四三五、五九五	七九四、〇五〇、〇〇〇	五、三三五、五九五	三、六五八、八四四

歳入歳出の決算額及び豫算額の差引増減の由りなるものなり
 一九二〇年度の歳入不足額を補填するに必要なり
 一九二一年度及び二年の歳入不足額を補填するに必要なり
 一九二二年の歳入不足額を補填するに必要なり
 一九二三年の歳入不足額を補填するに必要なり
 一九二四年の歳入不足額を補填するに必要なり

三

歳
出

歳出決算額は一九一八年度の

二、五七九、三〇一、一八八 磅

より漸次節減に節減を加へられ、一九二一年度には

一、〇七九、一八六、六二七 磅

に減少したが、一九二二年度における國費調査委員會の節減提案を機とし、一九二二年には

八一三、四九六、六〇四 磅

となり、一九二四年度には遂に

七九五、七六六、七一一 磅

に劇減したのである。

(4) 戦前及戦争末期と一九二四年度額の比較

歳出の一九二四年度額

七九五、七七六、七一^一 磅

を以て、之を戦争末期の一九一八年度額

二、五七九、三〇^一、一八^八 磅

に比較するときは三割にして、七割を減少したのである。然れども之を戦前の一九一三年度額

一九七、四九^二、九六^九 磅

に比較するときは、四倍に相當するのである。

○

(4) 國債費、軍事費、及其他の割合

歳出中、國債費、軍事費及び其他經費の割合は

年 度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九一三	一一	三九	四九	一〇〇
一九一八	一一	八五	四	一〇〇

一九一九	二〇	四一	三九	一〇〇
一九二〇	二九	二五	四六	一〇〇
一九二一	三一	一七	五二	一〇〇
一九二二	四〇	一四	四六	一〇〇
一九二三	四四	一三	四三	一〇〇

年度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九二四	四五	一四	四一	一〇〇

にして、戦時支辨の公債劇増に伴ふ國債費の増加と軍事費の減少とを示してゐるのである。

ハ軍事費の劇減

歳出中において特に劇減したるものは軍事費である。之は戦争終結に伴ふ當然のことであるが、一九一八年度において

二、一九八、〇四〇、三二〇 磅

なりしもの、一九二四年度には

一一四、七〇〇、〇〇〇 磅

七七、一七九、〇〇〇 磅

となつたのである。然れども之を戦前のに比較するときには、一九二四年度分は約五割を増加してゐるのである。

ニ國債費の増加

又國債費は非常なる増加にして、一九二四年度の三五七、一六一、二六一 磅

二四、五〇〇、〇〇〇 磅

一九一三年度

一五

一九一八年度 二六九、九六四、^{一六}六五〇
 比較するときは、戦前に對し約十五倍にして、戦争末期に對し
 三割餘の増加である。

(木)民政費其他
 の増加

次に其他の經費即ち民政費等の經費は、これ亦増加にし
 て、一九二四年度の

を以て

一九一三年度 九五、八一三、九六九^磅
 一九一八年度 一一一、二九六、二一八

に比較するときは、戦前に對し約三倍半にして、戦争末期に對し
 約三倍である。

(ハ)参考表

歳出決算額を國債費、軍事費其の他に區分するとき
 別表の如くである。

歳出決算額 國債費及軍事費其他區分表

年 度	國債費	軍事費	其他の經費	計	同上の割合			
					國債費	軍事費		
一九一八	三九、九四、五五〇	二、九八、〇四〇、三三〇	一一、三九六、三二八	二、五九、三〇、二八八	一	八五	四	一〇〇
一九一九	三四、五〇、〇〇〇 磅	七、一七九、〇〇〇 磅	九五、八三、九九九 磅	一九七、〇九、九九九 磅	一	三九	四九	一〇〇
一九二〇	三三、〇三三、七〇八	六九、〇三八、〇〇〇	六四、七二二、三三〇	一、六六五、七七三、九九八	二〇	四一	三九	一〇〇
一九二一	三三、五九六、六六六	三九、三三八、〇〇〇	五五、六〇一、三六一	一、九五、四七〇、七七七	二九	二五	四六	一〇〇
一九二二	三三、九九九、九三三	一九、四四〇、〇〇〇	五五、四五三、二八〇	一、〇七九、八六六、六七七	三一	一七	五二	一〇〇
一九二三	三三、三〇八、七四八	一五、八〇〇、〇〇〇	三三、五七一、四三三	七八、八四〇、三二二	四四	一三	四三	一〇〇
一九二四	三三、一六一、二六一	一四、七〇〇、〇〇〇	三三、三九五、四五〇	七九、七七六、七二二	四五	一四	四一	一〇〇

歳入決算額

四

歳入

歳入決算額は一九一八年度の

八八九、〇二〇、八二五 磅

に對し、一九一九年度及び一九二〇年度に亘り増税をなしたると、一九一九年度乃至一九二一年度における特別雑収入の増収を圖りたるための、一九一九年度は

一、三三九、五七一、三八一 磅

となり、又一九二〇年度は經濟界の不況時なるに

一、四二五、九八四、六六六 磅

といふ未曾有の巨額の収入を得たのである。
 而して一九二一年度以降は經濟界の不況緩和のため、減税を計畫したるにより、一九二一年度の

を最後として爾後減少して、一九二四年度には
 に減少したのである。

戦前及戦争末期と一九二四年度額の比較

歳入は一九二四年度額

七九九、四三五、五九五^磅

を以て、之を戦争末期の一九一八年度額
 に比較するときは約九割にして約一割を減少したのである。然れども之を戦前の一九一三年度額
 に比較するときは、四倍に相當するのである。

八八九、〇二〇、八二五^磅

一九八、二四二、八九七^磅

租税収入と税外収入の割合

歳入中における租税収入と税外収入の割合は

年 度	租 税 收 入	税 外 收 入	計
一九一三	八二	一八	一〇〇
一九一八	八八	一二	一〇〇

一九一九	七五	二五	一〇〇
一九二〇	七二	二八	一〇〇
一九二一	七六	二四	一〇〇
一九二二	八五	一五	一〇〇
一九二三	八六	一四	一〇〇
一九二四	八六	一四	一〇〇

租税の負擔によりざるを得なくなつたのである。



租税収入の増減

租税収入の一九二四年度額は

六八九、七〇二、〇〇〇 磅

にして、之を

一九一三年度

一六三、〇二九、〇〇〇 磅

一九一八年度

七八四、二七八、〇〇〇

に比較するときは、戦前に對し四倍餘にして、戦争末期に對し約九割即ち一割減である。

又租税収入中における直接税と間接税の割合は

年度	直接税	間接税	計
一九一三	四八	五二	一〇〇
一九一八	七八	二二	一〇〇

(1) 示してゐるのである。

年度	直接税	間接税	計
一九一九	六九	三一	一〇〇
一九二〇	六五	三五	一〇〇
一九二一	六〇	四〇	一〇〇
一九二二	六一	三九	一〇〇
一九二三	六〇	四〇	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇

にして、租税収入中において直接税負擔が次第に増加することを

直接税の一九二四年度額は

四三二、三八〇、〇〇〇 磅

にして、之を

七八、〇二三、〇〇〇 磅

一九一三年度

六〇九、六二〇、〇〇〇

に比較するとき、戦前に對し約六倍にして、戦争末期に對し七割即ち三割減である。之は主として戦争終了により超過利得税の廢税となりたるためである。

(2) 間接税

間接税の一九二四年度額は

二五七、三三二、〇〇〇 磅

にして、之を

八五、〇〇六、〇〇〇 磅

一九一三年度

一九一八年度
 一七四、六五八、〇〇〇^{二六} 磅
 に比較するときは、戦前に對し三倍にして、戦争末期に對し約五割増加である。

(二) 税外收入

にして、之を
 一九一三年度
 三、五、二一三、八九七^磅
 一九一八年度
 一〇四、七四三、八二五
 税外收入の一九二四年度額は
 一〇九、七三三、五九五^磅
 戦争末期に對し約五

分の増加である。

(一) 参考表

歳入決算額中租税其他の区分又は租税中直接税及間接税の区分等は別表の如くである。

(一) 歳入決算額租税其他区分表

年 度	租 税 收 入		税 外 收 入	合 計	同 上		割 合
	直 接 税	間 接 税			計	計	
一九一三	七、〇二三、〇〇〇 ^磅	八五、〇〇六、〇〇〇 ^磅	一、六三、〇三九、〇〇〇 ^磅	一、九八、二四二、八九七 ^磅	三九	四三	八二
					一八	一〇〇	

二七

(二) 相稅決算額直接稅及間接稅區分表

年 度	相 稅		計 稅	同 上		計 割 合
	直 接 稅	間 接 稅		直 接 稅	間 接 稅	
一九一八	六〇九,六二〇,〇〇〇	一七四,六五八,〇〇〇	七八四,二七八,〇〇〇	七 八	二 二	一〇〇
一九一三	七八,〇二三,〇〇〇 磅	八五,〇〇六,〇〇〇 磅	一六三,〇二九,〇〇〇 磅	四 八	五 二	一〇〇
一九一九	六九三,三五一,〇〇〇	三〇五,六〇九,〇〇〇	九九八,九六〇,〇〇〇	六 九	三 一	一〇〇
一九二〇	六七一,三四九,〇〇〇	三六〇,三七六,〇〇〇	一,〇三一,七二五,〇〇〇	六 五	三 五	一〇〇
一九二一	五一二,七三二,〇〇〇	三四三,九八一,〇〇〇	八五六,七二三,〇〇〇	六 〇	四 〇	一〇〇
一九二二	四七二,一九八,〇〇〇	三〇二,五四〇,〇〇〇	七七四,七三八,〇〇〇	六 一	三 九	一〇〇
一九二三	四二八,五六二,〇〇〇	二八九,四九八,〇〇〇	七二八,〇六〇,〇〇〇	六 〇	四 〇	一〇〇
一九二四	四三二,三八〇,〇〇〇	二五七,三二二,〇〇〇	六八九,七〇二,〇〇〇	六 三	三 七	一〇〇

年 度	相 稅 收 入		稅 外 收 入	合 計	同 上		計 割 合
	直 接 稅	間 接 稅			直 接 稅	間 接 稅	
一九一八	六〇九,六二〇,〇〇〇 磅	一七四,六五八,〇〇〇 磅	七四,七三八,〇〇〇 磅	一〇四,七四二,八三五 磅	八八九,〇二〇,八三五 磅	六 九 一 九 八 八 一 二 一〇〇	二 八
一九一九	六九三,三五一,〇〇〇	三〇五,六〇九,〇〇〇	九九八,九六〇,〇〇〇	三〇四,六二一,三一 磅	一,三九,五七一,三八一 磅	五 二 二 三 七 五 二 五 一〇〇	二 五
一九二〇	六七一,三四九,〇〇〇	三六〇,三七六,〇〇〇	一,〇三一,七二五,〇〇〇	三九四,三五九,六六六 磅	一,四三五,九八四,六六六 磅	四 七 二 五 七 二 二 八 一〇〇	二 八
一九二一	五一二,七三二,〇〇〇	三四三,九八一,〇〇〇	八五六,七二三,〇〇〇	五六八,一六六,八七三 磅	一,一三四,〇九,〇七三 磅	四 六 三 〇 七 六 二 四 一〇〇	二 四
一九二二	四七二,一九八,〇〇〇	三〇二,五四〇,〇〇〇	七七四,七三八,〇〇〇	一三九,二七四,四五二 磅	九四,〇二二,四五二 磅	五 二 三 三 八 五 一 五 一〇〇	一 五
一九二三	四二八,五六二,〇〇〇	二八九,四九八,〇〇〇	七二八,〇六〇,〇〇〇	一二九,一〇九,三八四 磅	八七,一八九,三八四 磅	五 一 三 五 八 六 一 四 一〇〇	一 四
一九二四	四三二,三八〇,〇〇〇	二五七,三二二,〇〇〇	六八九,七〇二,〇〇〇	一〇九,七三三,五九五 磅	七九九,四三五,五九五 磅	五 四 三 二 八 六 一 四 一〇〇	一 〇

歳計剰餘金を生じたる内譯

歳出決算額に對する財源は、一九一九年度において、三億二千六百餘萬磅の歳入不足を生じたる外、一九二〇年度以降一九二四年度に至る間においては、すべて普通歳入を以て支辨し、歳計剰餘金を生じたのである。而して其の歳計剰餘金を生じたる計算は別表の如くにして、歳出不用額を主とし、歳入自然増加は之に次ぐものである。

歳計剰餘金を生じたる内譯表

年 度	歳計剰餘金	歳計剰餘金を生じたる内譯			
		歳入自然増△減額	歳出の不用額	豫算上における財源不足△	計
一九一三	七四九、九三八 磅	三、四一七、八九七 磅	一、五一八、〇三一 磅	四、一八六、〇〇〇 磅	七四九、九三八 磅
一九一八	一、六九〇、二八〇、三六三	四、九七〇、八二五	三九八、三三四、八一二	二、一三五、四八六、〇〇〇	一、六九〇、二八〇、三六三
一九一九	三二六、二〇一、五四七	一三八、四七一、三八一	七、二八六、〇七二	四七一、九五九、〇〇〇	三二六、二〇一、五四七
一九二〇	二三〇、五五六、七八九	七、六八四、六六六	七五、七四〇、一三三	一四七、一三二、〇〇〇	二三〇、五五六、七八九
一九二一	四五六九三、二四六	九、七七〇、一三七	八一、三三四、三七三	五六、一三九、〇〇〇	四五六九三、二四六
一九二二	一〇一、五一一、八四八	三、二三七、四五二	九七、五七二、三九六	七〇六、〇〇〇	一〇一、五一一、八四八
一九二三	四八、三三九、〇七三	一八、六六九、二八四	四〇、九一八、七八九	一一、二五九、〇〇〇	四八、三三九、〇七三
一九二四	三、六五八、八八四	五、三八五、五九五	六、一一九、三八九	七、八四六、〇〇〇	三、六五八、八八四

國債

一九一九年度は戦争終了直後のこととて、善後處理に經費を要し、増税を計畫したるも尚ほ決算上巨額の歳入不足を生じたるを以て、之が補填のため公債の發行が續けられたが、一九二〇年度に至りては經濟界不況なりしも、歳出の抑制に努力し且つ増税をなしたるため、平時状態復歸は一段と進み、歳計剰餘金を生ずるに至つたのである。故に新減債基金のための拂出しも復活し、舊減債基金の實現する餘裕も亦生じたのである。要するに其の歳計剰餘金は全額を擧げて國債銷却に充當したのである。

一九二一年度も亦決算上歳計剰餘金を生じたるを以て、其の全額は國債の銷却に充當したのである。然るに一九二二年度(保守閣)

は豫算においては減税政策のため、從來採り來りし國債償還政策を抛擲したが、決算に至つては歳出の節減に努力したるため、結局歳計剰餘金を生ずるに至り、新減債基金の拂渡は中止したが、其の全額を擧げて國債銷却に充當したのである。

然るに一九二三年度(保守閣)に至り國債償還政策に復歸し、新減債基金制を定め、一九二三年度は四十萬磅、一九二四年度には四十五萬磅、其の以後は五十萬磅を豫算に計上することとなつた。而して一九二三年度及び一九二四年度はいづれも決算上歳計剰餘金を生じたるを以て、豫算上の新減債基金の拂出を實行すると共に、其の全額を擧げて國債の銷却に充當したのである。

殊に一九二四年度豫算において労働黨内閣の藏相は、一部減税を行ひつつ然かも減税よりも國債償還の方が利益があるといつて、保守黨内閣が計畫した新減債基金計上方を繼續實行したのである。

斯くの如く累代内閣が國債償還政策を固執したるも、戦後^{三六}七十八億磅に及ぶものの内短期の分大部分にして、満期日に至り之を償還する資力には乏しかりしを以て、借換に繼ぐに借換を以てする借換政策を採りざるを得なくなり、一時内國債の債額は却つて増加するに至つたのである。

斯る内に對米戰債の「長期書換」の問題が起り、處理協定の結果は、債額を増加するに至つたのである。

内國債總額

累代の内閣が國債償還政策に努力した結果、一九二四年度末における國債の現在高は

普通公債
其他の資本公債

七、五九七、八四八、〇五二^磅
六八、〇三二、〇九二
七、六六五、八八〇、一四四
七、八七五、六四一、九六一^磅

にして、之を一九一九年度末現在高

二〇九、七六一、八一七^磅

に比較するとき

の減少である。而して其の内譯は

普通公債の減少
其他の資本公債の増加
計（減少）

△ 二三〇、九三一、〇四三^磅
△ 二一、一六九、二二六
△ 二〇九、七六一、八一七

にして一般財源不足に補填せられる普通公債において減少を見るは、國債償還政策實行の結果である。

前記の如く一九一九年度末現在高に比較するときには減少^{三八}してゐるけれども、之を

一九一三年度末

七〇六、一五四、一一〇 磅

一九一八年度末

七、四八一、〇五〇、四四二

に對比するときには

一九一三年度末に比し増加

六、九五九、七二六、〇三四 磅

一九一八年度末に比し増加

一八四、八二九、七〇二

にして、其の内譯は

一九一三年度末に比し

普通公債の増加

六、九四八、〇七七、九六一 磅

其他の資本公債の増加

一一、六四八、〇七三

一九一八年度末に比し

普通公債の増加

一六三、八九八、六二三

其他の資本公債の増加

二一、九三一、〇七九

である。



普通公債

一般財源不足の場合其の補填に使用せられる普通公債は、財政上において特に重要な地位を占むるものである。國債償還政策に努力するのは此の普通公債銷却整理のためである。

普通公債は之を内國債と外國債に分つのである。而して其の一九二四年度末現在高は

内國債

六、四七六、二四八、一七八 磅 (八五)

外國債

計

にして、之を一九一九年度末現在高

内國債

外國債

計

に比較するとき

内國債

外國債

計

にして、外國債の減少は借換の餘地なかりしと國家信用維持上其

の償還に努めたためである。同時に内國債は主として借換政策を

採りたるため、其の減少額は外國債に及ばざるに至つたものであ

一、一二一、五九九、八七四(二五)^四 磅

七、五九七、八四八、〇五二(一〇〇)

六、五五〇、〇六五、六九〇(八四)^四 磅

一、二七八、七一三、四〇五(一六)

七、八二八、七七九、〇九五(一〇〇)

△ 七三、八一七、五一二 磅

△ 一五七、一一三、五三一

△ 二三〇、九三一、〇四三

る。

前記の如く一九一九年度末現在高に比較するときは減少してゐる

けれども、之を

一九一三年度末

内國債

外國債

計

一九一八年度末

内國債

外國債

計

六四九、七七〇、〇九一(一〇〇)^四 磅

六四九、七七〇、〇九一(一〇〇)

六、〇七〇、〇九六、七七二(八三)^四 磅

一、三六四、八五二、六五七(一三)

七、四三四、九四九、四二九(一〇〇)

に對比するとき

一九一三年度末に比し

内國債の増加
外國債の増加

計 (増加)

一九一八年度末に比し

内國債の増加

外國債の減少

計 (増加)

にして、前述の如く内國債は借換のため債額は増加し、外國債は償還のため債額を減少したのである。

五、八二六、四七八、〇八七 磅

一、一二一、五九九、八七四

六、九四八、〇七七、九六一

四〇六、一五一、四〇六 磅

△
二四三、二五二、七八三

一六二、八九八、六二三

普通公債中より流動公債及び外國公債を除きたる以外の公債を、

一九二〇年一月より一九二五年三月末に至る間において借換たるものの概数は

元公債

借換へられたる公債

差引債額増加

一、二〇四、九七三、〇〇〇 磅

一、四五八、一六三、〇〇〇

二五三、一九〇、〇〇〇

にして、債額は増加したるも、利子においては百餘萬磅を減じたる計算であるといふ。

ハ流動公債

内國債中流動公債を多額に存在するは危険なりとして、累代の内閣は之が償還に努力したのである。

即ち一九二四年度末現在高は

七四二、一九五、〇〇〇 磅

にして、之を一九一九年度末現在高

一、二六三、五八三、〇〇〇 磅

に比較するとき

△ 五二一、三八八、〇〇〇 磅

の減少である。

又之を

一九一三年度末

一三、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九一八年度末

一、三三六、二五一、一八九

に對比するとき

一九一三年度末に比し増加

七二九、一九五、〇〇〇 磅

一九一八年度末に比し減少

△ 五九四、〇五六、一八九

である。

(二) 参考表

國債の各年度末現在高の内國債及び外國債等は別表の如くである。

國債年度末現在高表

年度末現在	内國債		外國債	合計 (普通公債)	其他の 資本公債	總計
	流動公債	其他の公債				
一九一三年度末	一三,〇〇〇,〇〇〇 磅	六六,七七〇,〇九一 磅	〇 磅	六九,七七〇,〇九一 磅	五,三四,〇九 磅	七〇六,一五四,一二〇 磅
一九一八	一,三三六,三五一,一八九 磅	四,七三三,八四五,五三三 磅	一,三六四,八五二,六五七 磅	七,四三四,九四九,四三九 磅	四六,一〇一,〇三三 磅	七,四八一,〇五〇,四七二 磅
一九一九	一,二六三,五三三,〇〇〇 磅	五,三六六,四八二,六九〇 磅	一,三七八,七三三,四五五 磅	七,八二八,七一九,〇九五 磅	四八,八二二,六八二 磅	七,八七五,六四一,六六一 磅
一九二〇	一,二四三,一八〇,〇〇〇 磅	五,一六九,六四〇,三三二 磅	一,一六一,五五五,一七四 磅	七,五二〇,三五六,四八六 磅	四八,七三八,六四三 磅	七,五六三,〇九七,一三〇 磅
一九二一	一,〇一九,五五五,〇〇〇 磅	五,五四九,一五七,七六一 磅	一,〇八八,六九九,九五七 磅	七,六五七,三〇一,一七六 磅	六六,三三三,〇三八 磅	七,七二〇,五三三,二一四 磅
一九二二	八〇九,九七三,三六六 磅	五,七七六,六七三,四六六 磅	一,一五五,六五三,五〇四 磅	七,七四三,三三三,三六六 磅	七〇,三三九,三三八 磅	七,八一三,五六三,五〇四 磅
一九二三	七七四,四七五,五〇〇 磅	五,七四〇,七五八,一三三 磅	一,一五五,八三三,三三九 磅	七,六七〇,〇四九,九五二 磅	六六,四九〇,五九三 磅	七,七三六,五三七,五四五 磅
一九二四	七四二,一九五,〇〇〇 磅	五,七三四,〇五三,一七八 磅	一,一三二,五九九,八七四 磅	七,五九七,〇四八,〇五二 磅	六八,〇三三,〇九二 磅	七,六六五,〇八〇,一四四 磅

對外債權

戰爭により外國債は前述の如く増加したるが、一方において戦時より戦後に至る間において、自治領及植民地並對外國政府への貸付が相當の額に上つたのである。

自治領及植民地

一九二四年度末現在高は
一三九、八〇八、六三一 磅

對外國政府

聯合國政府
救済のための貸付
復興のための貸付
俘虜歸還のための貸付
其他の貸付

合計

にして、一九一八年度以降次第に貸付の増加を示してゐる。即ち

貸付額	各前年度に對する 増加額
一九一八年度末	一、七四一、一四四、一六〇 ^磅
一九一九年度末	一、八五二、二三三、二六九
一九二〇年度末	一、九六三、三五三、四九三
一九二一年度末	二、〇一七、二一九、二五四

一九二二年度末	二、〇九五、八一四、三一二	七八、五九五、〇五八
一九二三年度末	二、一六二、八八〇、五五三	六七、〇六六、二四一
一九二四年度末	二、二三五、九六四、七七九	七三、〇八四、二二六
計		四九四、八二〇、六一九

である。而して自治領及植民地の分は

一九一八年度末	一七〇、八九〇、一七五 ^磅
一九二四年度末	一二九、八〇八、六三一
差引(△減少)	四一、〇八一、五四四

の減少にして、對外國政府の分は

一九一八年度末	一、五七〇、二五三、九八五 ^磅
一九二四年度末	二、一〇六、一五六、一四八
差引(増加)	五三五、九〇二、一六三

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

對外債權年度末現在高表

年度末現在高	對國外					計	合計
	自治領及植民地	聯合國政府	救済のための貸付	復興のための貸付	停帰還のための貸付		
一九一三年度末	。磅	。磅	。磅	。磅	。磅	。磅	。磅
一九一八	一七〇、八九〇、七五	一、五七〇、三五三、九五	。磅	。磅	。磅	。磅	一、七四一、一四、一六〇
一九一九	一九、五九六、九三三	一、七三四、五六三、〇八八	八、〇七四、二六八	。磅	。磅	。磅	一、八五三、三三三、三六九
一九二〇	一五六、五五、三四七	一、七〇、二六、〇〇八	一、七三六、六〇三	。磅	。磅	。磅	一、九六三、三五三、四九三
一九二一	一五〇、四三、二四	一、八三三、九〇七、〇七〇	一、八七〇、三〇、三九	一、一、三九三、三七七	。磅	。磅	二、〇二七、二九、三五四
一九二二	一四八、七七八、一六二	一、九三三、九五九、〇七〇	一、九八五、三五三	一、一、五四六、五〇一	。磅	。磅	二、〇九五、八四、三二二

九

財政事項の人口に對する割合

一九二二	一三三、四九、六六	二、〇〇〇、九三、八〇一	二〇、五九八、〇四一	九、〇〇〇、〇〇〇	。磅	八、六四、八三、三〇三、三九〇、八七	三、一六二、八八、五五二
一九二四	一三九、八〇、八三二	二、〇六三、四五〇、四三七	二一、六七七、二二九	一三、五五〇、三〇〇	一、四四九、〇五四	八、〇三九、三三八二、一六、一五六、一四八	二、三三五、九六四、七九九

歳出、歳入、普通國債、對外債權、國富及國民所得等の人口一人當を計算し、戦後、戦時及び戦前に區分し、示せば左の如くである。

戰後 戰時 戰前

歲出	一八、二四〇	六、三五一	四、二八五
國債費	八、一八七	六、四三二	〇、五三一
軍事費	二、六三九	五三、二八二	一、六七五
其他費	七、四二四	二、六四七	二、〇七九
歲入	一八、三三四	二一、一四六	四、三〇一
租稅收入	一五、八〇八	一八、六五五	三、五三七
直接稅	九、九一〇	一四、五〇一	一、六九三
間接稅	五、八九八	四、一五四	一、八四四

稅外收入 二、五一六 二、四九一 〇、七六四

戰費

總額 一五、四〇〇 二〇〇、二三三 一、〇〇〇
 平均年額 〇 四〇、四六五 〇

普通國債

內國債 一七四、一四八 一七六、八四七 一四、〇九八
 外國債 一四八、四四〇 一四四、三八三 一四、〇九八
 外國債 二五、七〇八 三二、四六四 〇

對外債權

自植民地領 二、九七五 四、〇六五 〇
 對外國政府 四八、二七五 三七、三五〇 五三

人	區分	根	基	人口及金額	一人當金額	戰時一人當金額	戰前一人當金額
○	口	一九二四年六月三十日現在(イギリスとを除く)		四三、六二八、六三七 _人	磅	磅	磅

財政事項人口一人當一覽表

(一人當金額は磅以下十進法による)

對國富	戰後	戰時	戰前
對國民所得	戰後	戰時	戰前
	三一・四%	四五・八%	三・九%
	一六九・二	一九三・一	三〇・四

である。而して其の内譯は別表の如くである。

國富	戰後	戰時	戰前
國民所得	戰後	戰時	戰前
	五五四、九一一 _磅	三八五、九七四 _磅	三五七、三九四 _磅
	一〇二、九〇三	九一、五七六	四六、四三二

又租税の國富及び國民所得に對する割合は

對國富	戰後	戰時	戰前
對國民所得	戰後	戰時	戰前
	二・八%	四・八%	一・〇%
	一五・四	二〇・四	七・六

にして、普通國債の國富及び國民所得に對する割合は

區分	根	基	人口及金額	一人當金額	戰時一人當金額	戰前一人當金額
歲出	五三四年度決算		七九五、七七六、七一八	一八二四〇	六一三五一	四二八五
國債費			三五七、一六一、二六一	八一八七	六四二二	〇五三一
軍事費			一一四、七〇〇、〇〇〇	二六二九	五二二八二	一六七五
其他の經費			三三三、九一五、四五〇	七四二四	二六四七	二〇七九
歲入			七九九、四三五、五九五	一八三三四	二一一四六	四三〇一
租稅收入			六八九、七〇二、〇〇〇	一五八〇八	一八六五五	三五三七
直接稅			四三二、三八〇、〇〇〇	九九一〇	一四五〇一	一八九三
間接稅			二五七、三二二、〇〇〇	五八九八	四一五四	一八四四
稅外收入			一〇九、七三三、五九五	二五一六	二四九一	〇七六四

五六

戰費	總額	平均年額	普通國債	內國債	外國債	對外債權	自領地及殖民地	對外國政府
			一九三四年度末					
			七、五九七、八四八、〇五二	六、四七六、二四八、一七八	一、一二一、五九九、八七四	二、二三五、九六四、七七九	一、二九、八〇八、六三一	二、一〇六、一五六、一四八
			一七四、一四八	一四八、四四〇	二五、七〇八	五一、三五〇	二、九七五	四八、二七五
	二〇〇	四〇	一七六、八四七	一四四、三八三	三二、四六四	四一、四一五	四、〇六五	三七、三五〇
	二三三	四六五	一四〇、九八	一四〇、九八				

五七

一九一九年度の
豫算大綱

戦争直後の一九一九年度豫算は、其の編成當初の見積によれば

歳出

一、四三四、九一〇、〇〇〇 磅

歳入

一、一五九、六四〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 二七五、二七〇、〇〇〇

にして、チエンバレン藏相は之が一部財源補填の目的を以て増税
(増減引税)

四一、四六〇、〇〇〇 磅

を行ふ、一九一九年四月三十日下院に豫算を提出したのである。
而して其の金額は

歳出

一、四三四、九一〇、〇〇〇 磅

歳入 一、二〇一、一〇〇、〇〇〇 磅

差引歳入過△不足 二二三、八一〇、〇〇〇

にして、其の後六月二十八日平和條約が成立し、七月三十一日其の批准を了したるが、國庫現計の状況により、十月二十三日改定實行豫算を發表した。其の金額は

歳出 一、六四二、二九五、〇〇〇 磅

歳入 一、六八八、六五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足 四七三、六四五、〇〇〇

にして、歳出は増加し、歳入は減少したのである。

次て政府は一九二〇年六月二十九日に至り、戦後歳計の大綱を示すために、一九一九年度決算を標準として、之に戦時非常の歳入並に將來の緊急增收豫定を加除して、平年度豫算の見積を算定し、再改訂豫算として發表したのである。

其の金額は

歳出

既定費

國債利子費 三二〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

減債基金費 三二、五〇〇、〇〇〇

道路改良基金費 八、四〇〇、〇〇〇

其他(主として地方税勘定支拂) 一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

計

議定費

海軍費 六〇、〇〇〇、〇〇〇

陸軍及空軍費 七五、〇〇〇、〇〇〇

小計 一三五、〇〇〇、〇〇〇

民政費 三〇五、〇〇〇、〇〇〇

大々

関税、消費税及
内国税、徴収費
郵便事業費

合計

歳入

関税及消費税

自働車税

内国税(超過利得税を除き
法人利得税を加ふ)

郵便、電信、電話収入

雑収入

計

一、〇〇〇、〇〇〇 磅

五七、〇〇〇、〇〇〇

五〇八、〇〇〇、〇〇〇

八八〇、九〇〇、〇〇〇

三五〇、〇〇〇、〇〇〇

九、〇〇〇、〇〇〇

五九〇、〇〇〇、〇〇〇

五八、〇〇〇、〇〇〇

二二、〇〇〇、〇〇〇

一、〇二九、〇〇〇、〇〇〇

歳入歳出差引
歳入過

一四八、一〇〇、〇〇〇

である。

次に一九一九年度總豫算額は

歳出

一、六七三、〇五九、〇〇〇 磅

歳入

一、二〇一、一〇〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

四七一、九五九、〇〇〇

にして、之を本豫算額に比較するとき

歳出の増加

二三八、一四九、〇〇〇 磅

歳入

差引歳入過△不足

二三八、一四九、〇〇〇

である。これは追加豫算計上のためである。

又之を前年度總豫算額

歳出
歳入

差引歳入過△不足

に比較するとき

歳出の減少

歳入の増加

差引歳入過

である。

二、九七七、五三六、〇〇〇^{六六} 磅

八四二、〇五〇、〇〇〇

△ 二、一三五、四八六、〇〇〇

△ 一、三〇四、四七七、〇〇〇^磅

三五九、〇五〇、〇〇〇

一、六六三、五二七、〇〇〇

二

一九一九年度の
決算

一九一九年度の決算額は

歳出

歳入

差引歳入過△不足

にして、之を總豫算額

歳出

歳入

差引歳入過△不足

に對比するとき

歳出の減少

一、六六五、七七二、九二八^磅

一、三三九、五七一、三八一

△ 三二六、二〇一、五四七

一、六七三、〇五九、〇〇〇

一、二〇一、一〇〇、〇〇〇

△ 四七一、九五九、〇〇〇

△ 七、二八六、〇七二^{六七}

歳入の増加
 差引歳入過
 である。
 更に之を前年度決算額
 歳出
 歳入
 差引歳入不足
 に比較するとき
 歳出の減少
 歳入の増加
 差引歳入過
 にして、斯る巨額の減少を示せるは戦争終了の結果である。
 其の内譯は別表の如くである。

歳入の増加
 一三八、四七一、三八一^{六八} 磅
 一四五、七五七、四五三

歳出
 二、五七九、三〇一、一八八^磅

歳入
 八八九、〇二〇、八二五

差引歳入不足
 一、六九〇、二八〇、三六三

に比較するとき
 歳出の減少
 九一三、五二八、二六〇

歳入の増加
 四五〇、五五〇、五五六

差引歳入過
 一、三六四、〇七八、八一大

一九一九年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區	分	額			比較		
		決算額	本豫算額	改訂豫算額	對本豫算額	對改訂豫算額	對總豫算額
歳出	出	一、六四五、七二九、八九 ^磅	一、四三四、九一〇、〇〇〇 ^磅	一、六四三、三九五、〇〇〇 ^磅	二二〇、八二二、九三 ^磅	二二、四七七、九三八 ^磅	七、三八六、〇七二 ^磅
歳入	入	一、三三九、五七三、三八一	一、二〇一、〇〇〇、〇〇〇	一、一六八、六五〇、〇〇〇	一三八、四七三、三八	一七〇、九二一、三八一	一三八、四七三、三八一
差引	差引	三二六、三〇一、五四七 [△]	三三三、八〇〇、〇〇〇 [△]	四七三、六四五、〇〇〇 [△]	九二、三九一、五七 [△]	一四七、四四三、四五三	一四五、七五七、四五三
歳入過△不足	歳入過△不足	三二六、三〇一、五四七 [△]	三三三、八〇〇、〇〇〇 [△]	四七三、六四五、〇〇〇 [△]	九二、三九一、五七 [△]	一四七、四四三、四五三	一四五、七五七、四五三

然るに一九一九年度決算額を戦前の一九一三年度決算額

歳出 一九七、四九二、九六九^七 磅
 歳入 一九八、二四二、八九七
 差引歳入過 七四九、九二八
 に比較するときには
 歳出の増加 一、四六八、二七九、九五九
 歳入の増加 一、一四一、三二八、四八四
 差引歳入不足 △ 三二六、九五一、四七五
 にして、歳出は約七倍半、歳入は約六倍の増加である。
 其の内譯は別表の如くである。

一九一九年度歳入歳出決算額及前年度決算額比較表

區分	歳入	歳出	差引
一九一九年度決算額	一、三三九、五七一、三八一 磅	一、六六五、七七二、九三八 磅	△ 三二六、二〇一、五四七
一九一八年度決算額	八八九、〇二〇、八二五	二、五七九、三〇一、一八八 磅	△ 一、六九〇、二八〇、三六三
一九一三年度決算額	一九八、二四二、八九七	一九七、四九二、九六九 磅	七四九、九二八
一九一九年度決算額の増減	△ 一、一四一、三二八、四八四	△ 九一三、五三八、二六〇 磅	△ 三二六、九五一、四七五
一九一八年度決算額	△ 一、一四一、三二八、四八四	△ 九一三、五三八、二六〇 磅	△ 三二六、九五一、四七五

歳出

一九一九年度歳出の決算額は

議定費	陸軍費	海軍費	其他	計	地方税勘定支拂	土地定住費	國債費	既定費
三九五、〇〇〇、〇〇〇	一五六、五二八、〇〇〇	三、四七七、四四七	一、九四七、六三一	三、四八、二〇四、九二八	一〇、七四六、一四二	三三六、〇三三、七〇八	三三六、〇三三、七〇八	三三六、〇三三、七〇八

空軍費	民政費	内閣税、消費税及内国税徴收費	郵便事業費	計
五二、五〇〇、〇〇〇	五六九、〇五四、〇〇〇	九、四二二、〇〇〇	四八、〇六四、〇〇〇	一、二三〇、五六八、〇〇〇

臨時事件費	合計	總計
八七、〇〇〇、〇〇〇	一、五七八、七七二、九二八	一、六六五、七七二、九二八

にして、内臨時事件費は一九一八年度の實際所要額に属し、其の支拂が一九一九年度となりたるものである。

○

(1) 本豫算額

一九一九年四月三十日藏相ヲエンバレンによつて下院に提出せられたる、一九一九年度歳出の本豫算額は

既定費

國債費

三六〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

地方税勘定支拂

九、七六三、〇〇〇

土地定住費

五、〇〇〇、〇〇〇

其他

一、八三二、〇〇〇

計

三七六、五九五、〇〇〇

議定費

陸軍費

二八七、〇〇〇、〇〇〇

海軍費

一四九、二〇〇、〇〇〇

空軍費

六六、五〇〇、〇〇〇

民政費

五〇五、八〇四、〇〇〇

内閣税、消費税及
内國税徴收費

四九、八一、〇〇〇

郵便事業費

一、〇五八、三一五、〇〇〇

計

一、四三四、九一〇、〇〇〇

合計

一、六六五、七七二、九二八 磅

にして、之を決算額

に比較するときは、決算額において

二三〇、八六二、九二八 磅

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

△ 二七、九六六、二九二 磅

其他の減少

△ 四二三、七八〇 七五

議定費 計

軍事費の増加
民政費の増加
其他の増加

計

合計

臨時事件費の増加

總計(増加)

である。

二八、三九〇、〇七二七六 磅

一〇一、三二八、〇〇〇

六三、二五〇、〇〇〇

七、六七五、〇〇〇

一七二、二五三、〇〇〇

一四三、八六二、九二八

八七、〇〇〇、〇〇〇

二三〇、八六二、九二八

(四)改訂豫算額

一九一九年度歳出豫算額は、一九一九年十月二十三日
左の通り改訂したのである。

既定費

國債費

三四五、〇〇〇、〇〇〇 磅

地方税勘定支拂

九、七六三、〇〇〇

土地定住費

五、〇〇〇、〇〇〇

其他

一、八三二、〇〇〇

計

三六一、五九五、〇〇〇

議定費

陸軍費

四〇五、〇〇〇、〇〇〇

海軍費

一六〇、〇〇〇、〇〇〇

空軍費

五七、五〇〇、〇〇〇

民 政 費
 関税、消費税及
 内国税徴収費
 郵便事業費

合 計

(1) 本豫算額との比較

之を本豫算額

に比較するとき

の増加である。而して其の内譯は

既定費

國債費の減少

六〇二、〇〇〇、〇〇〇 磅

五六、二〇〇、〇〇〇

一、二八〇、七〇〇、〇〇〇

一、六四二、二九五、〇〇〇

一、四三四、九一〇、〇〇〇 磅

二〇七、三八五、〇〇〇 磅

一五、〇〇〇、〇〇〇 磅

議 定 費

軍事費の増加

民政費の増加

其 他 の 増 加

計

合 計 (増 加)

である。

(2) 決算額との比較

更に之を決算額

に比較するとき、決算額において

の増加である。而して其の内譯は

一一九、八〇〇、〇〇〇

九六、一九六、〇〇〇

六、三八九、〇〇〇

二二二、三八五、〇〇〇

二〇七、三八五、〇〇〇

一、六六五、七七二、九二八 磅

二三、四七七、九二八 磅

既定費

國債費の減少

其他の減少

計

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

其他の増加

計

合計

臨時事件費の増加

總計(増加)

である。

△

一、九六六、二九二

四二三、七八〇

△ 六一三、三九〇、〇七二

一八、四七二、〇〇〇

△ 三二、九四六、〇〇〇

△ 一、二八六、〇〇〇

△ 五〇、一三二、〇〇〇

△ 六三、五二二、〇七二

八七、〇〇〇、〇〇〇

二、三、四七七、九二八

臨時事件費	〇	八七、〇〇〇、〇〇〇
其他の増加	△	一、二八六、〇〇〇
民政費の減少	△	三二、九四六、〇〇〇
軍事費の減少	△	一八、四七二、〇〇〇
議定費	△	六一三、三九〇、〇七二
其他の減少	△	四二三、七八〇
國債費の減少	△	一、九六六、二九二
既定費	△	一、六七三、〇五九、〇〇〇
臨時事件費の増加	△	二、三、四七七、九二八
合計	△	六三、五二二、〇七二
總計(増加)	△	五〇、一三二、〇〇〇

ハ) 總豫算額

次に總豫算額は

にして、之を改訂豫算額に比較するときは

一、六七三、〇五九、〇〇〇 磅

三〇、七六四、〇〇〇 磅

の増加である。而して之を本豫算額に比較するとき

二三八、一四九、〇〇〇 磅

の増加にして、更に之を前年度總豫算額

二、九七七、五三六、〇〇〇 磅

に比較するとき

の減少である。

又之を決算額に比較するときは

の減少である。而して其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九一九年度歳出決算額及豫算額比較表

既 定 費	費 目	一九一九年度	一九一九年度		一九一九年度	一九一九年度	對 總 豫 算 額
		決算額	本 豫 算 額	改 訂 豫 算 額	總 豫 算 額	決算額の増△減	
		磅	磅	磅	磅	磅	磅

△ 一、三〇四、四七七、〇〇〇 磅

△ 七、二八六、〇七二 磅

議 定 費	國 債 費	長 期 公 債 利 子	定 期 年 金	短 期 公 債 利 子	國 債 取 扱 費	戰 時 國 債 費	小 計	地 方 稅 勘 定 支 拂	土 地 定 住 費	其 他	計
							三、六〇〇、〇〇〇	九、七三三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	三、六、五九五、〇〇〇
							三、四五〇、〇〇〇	九、七三三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	三、六、五九五、〇〇〇
							△ 二七、九六六、三九二	九八三、一四二	△ 一、五三三、五五三	一、一五、六三三	△ 二八、三九〇、〇七二
							一、三、九六六、三九二	九八三、一四二	一、一五、三、五五三	一、一五、六三三	一、三、三九〇、〇七二

費目	一九一九年度		一九一九年度		一九一九年度	
	決算額	本豫算額	改訂豫算額	總豫算額	對本豫算額	對改訂豫算額
陸軍費	三九、〇〇〇、〇〇〇 磅	二八、〇〇〇、〇〇〇 磅	四五、〇〇〇、〇〇〇 磅	一八、〇〇〇、〇〇〇 磅	一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅
海軍費	一五六、五三八、〇〇〇	一四九、二〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	七、三三八、〇〇〇	三、四七二、〇〇〇	三、四七二、〇〇〇
空軍費	五三、五〇〇、〇〇〇	六六、五〇〇、〇〇〇	五七、五〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
小計	六四、〇三八、〇〇〇	五三、七〇〇、〇〇〇	六三、五〇〇、〇〇〇	一〇、一三三八、〇〇〇	一八、四七二、〇〇〇	一八、四七二、〇〇〇
民政費	五九、〇五〇、〇〇〇	五五、八四〇、〇〇〇	六三、〇〇〇、〇〇〇	六三、二五〇、〇〇〇	三、一九四、〇〇〇	三、一九四、〇〇〇
閉稅、消費稅及 內國稅徵收費	九、四三〇、〇〇〇	四九、八一〇、〇〇〇	五九、二〇〇、〇〇〇	七、七五五、〇〇〇	一、二八六、〇〇〇	一、二八六、〇〇〇
郵便事業費	四八、〇六〇、〇〇〇	五五、五六五、〇〇〇	六五、二〇〇、〇〇〇	七〇、九五〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇
小計	六六、五四〇、〇〇〇	五五、五六五、〇〇〇	六五、二〇〇、〇〇〇	七〇、九五〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇
計	一、三三〇、五六八、〇〇〇	一、〇五八、三三五、〇〇〇	一、一八〇、七〇〇、〇〇〇	一、七二二、三五三、〇〇〇	五、〇一三、〇〇〇	五、〇一三、〇〇〇
合計	一、五七八、七七二、九三八	一、四三四、九〇〇、〇〇〇	一、六六二、三九五、〇〇〇	一、四三三、八六二、九三八	六三、五三二、〇七二	六三、五三二、〇七二

臨時事件費	總計
八七、〇〇〇、〇〇〇	一、六五五、七七二、九三八
〇	一、四四〇、九〇〇、〇〇〇
〇	一、六四二、三九五、〇〇〇
八七、〇〇〇、〇〇〇	一、六五五、七七二、九三八
八七、〇〇〇、〇〇〇	一、六五五、七七二、九三八
〇	〇
七、三六六、〇七二	七、三六六、〇七二

(二) 民政費豫算内譯

費目	本豫算額	改訂による増加額	計
對聯合國及自治領土貸付高	一一五、五〇〇、〇〇〇 磅	三二、〇〇〇、〇〇〇 磅	一四七、五〇〇、〇〇〇 磅
麵起製造補助金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
鐵道費 (鐵道契約費六〇、〇〇〇、〇〇〇 沿岸交通線損失負担三、五〇〇、〇〇〇 及同盟罷工鎮壓費五〇、〇〇〇、〇〇〇)	六一、七五〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	六七、〇〇〇、〇〇〇
國債局經費	六、三四二、〇〇〇	〇	六、三四二、〇〇〇
計	一、〇五八、三三五、〇〇〇	五、〇一三、〇〇〇	一、一〇三、三四八、〇〇〇

食糧省經費	二、七五二、〇〇〇		二、七五二、〇〇〇
同上(同盟罷工鎮壓費)	〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
購入費(假支出)	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
住宅材料費(假支出)	七、〇〇〇、〇〇〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇
陸海軍戰時下附金	五八五、〇〇〇	〇	五八五、〇〇〇
戰時年金	七二、九〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	一〇四、九〇〇、〇〇〇
養老年金	一七、九〇〇、〇〇〇	〇	一七、九〇〇、〇〇〇
諸下附金	六六、四〇〇、〇〇〇	〇	六六、四〇〇、〇〇〇
教育費	四一、〇〇〇、〇〇〇	〇	四一、〇〇〇、〇〇〇
農業費	二、九〇〇、〇〇〇	〇	二、九〇〇、〇〇〇
衛生及保險費	一一、一〇〇、〇〇〇	〇	一一、一〇〇、〇〇〇
警察費	一〇、二〇〇、〇〇〇	〇	一〇、二〇〇、〇〇〇

費目	本豫算額	改訂による増加額	計
失業者給與及誘導費(労働省)	四一、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、五〇〇、〇〇〇 磅	四二、五〇〇、〇〇〇 磅
輸出信用供與費(假支出)	〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇
商務省、染料工業補助金	一、八〇〇、〇〇〇	〇	一、八〇〇、〇〇〇
外務省、戰時事務費 <small>(豫算費目三十三項に入らざるもの)</small>	三、六〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
石炭坑缺損金頁擔	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	二六、四〇〇、〇〇〇
改善費及道路修繕資金	九、二五〇、〇〇〇	〇	九、二五〇、〇〇〇
維爾斯教會下附金	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
帝國戰死者合祀委員會經費	一、四〇〇、〇〇〇	〇	一、四〇〇、〇〇〇
大藏省證券寄託計畫費	一、八七五、〇〇〇	〇	一、八七五、〇〇〇
愛蘭財產損失頁擔	二五〇、〇〇〇	〇	二五〇、〇〇〇
船舶省經費	一、四九七、〇〇〇	〇	一、四九七、〇〇〇

費目	本豫算額	改訂による増加額	計
愛蘭土地委員會經費	七〇〇、〇〇〇 磅	〇	七〇〇、〇〇〇 磅
住宅補助金	五〇〇、〇〇〇	〇	五〇〇、〇〇〇
博物館及美術館維持費	六〇〇、〇〇〇	〇	六〇〇、〇〇〇
學術調査研究費	四〇〇、〇〇〇	〇	四〇〇、〇〇〇
外交及植民費	二、八五〇、〇〇〇	〇	二、八五〇、〇〇〇
公共建築物	八、三〇〇、〇〇〇	〇	八、三〇〇、〇〇〇
印刷、用紙、文具費	五、〇〇〇、〇〇〇	〇	五、〇〇〇、〇〇〇
司法省所管諸經費、監獄費、感化費	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇
老朽淘汰費(註)	一、一〇〇、〇〇〇	〇	一、一〇〇、〇〇〇
其他の行政費	一、七五三、〇〇〇	一九、〇四六、〇〇〇	二〇、七九九、〇〇〇
計	五〇五、八〇四、〇〇〇	一一八、一九六、〇〇〇	六二四、〇〇〇、〇〇〇

八八

貯蓄減少見積額	總計
二二、〇〇〇、〇〇〇	五〇五、八〇四、〇〇〇
二二、〇〇〇、〇〇〇	九六、一九六、〇〇〇
二二、〇〇〇、〇〇〇	六〇二、〇〇〇、〇〇〇

(註) 司法官(既定費に)及陸海軍及收入廳官吏(各省豫算費)の退職手当を除く

(一)一九一九年度決算額と前年度決算額の比較

一九一九年度歳出決算額は

一、六六五、七七二、九二八 磅

にして、之を一九一八年度歳出決算額

に比較するときには

の減少である。而して其の費目別は

減少の部

臨時事件費

増加の部

既定費

國債費

其他

計

議定費

軍事費

二、五七九、三〇一、一八八^{九〇} 磅

△ 九一三、五二八、二六〇 磅

△ 二、一一一、〇〇〇、〇〇〇 磅

六二、〇六九、〇五八

四、七九一、〇〇二

六六、八六〇、〇六〇

六〇三、九八七、六八〇

民政費

関税、消費税及
内国税徴収費

郵便事業費

計

合計

にして、増減差引

△ 九一三、五二八、二六〇 磅

五〇一、〇六六、〇〇〇

三、八九〇、〇〇〇

二一、六六八、〇〇〇

一、一三〇、六一一、六八〇

一、一九七、四七一、七四〇

の減少である。

右の内議定費において巨額の増加を示すは、戦争終了に伴ふ臨時事件費を廢止すると共に、軍事費其他の經費を議定費に計上したるによるものである。

○

(ホ)一九一九年度決算
額と一九二三年度
決算額の比較

前記の如く一九一九年度歳出決算額は、戦争終了に伴
て前年度歳出決算額に比し

△ 九一三、五二八、二六〇 磅

を減少すといへども、之を戦前の一九一三年度歳出決算額

一九七、四九二、九六九 磅

に比較するとき

一、四六八、二七九、九五九 磅

の激増である。而して其の内譯は

既定費

國債費

其他

計

三〇七、五三三、七〇八 磅

三、三四八、二五一

三一〇、八八一、九五九

議定費

軍事費

民政費

関税、消費税及
内國稅徵收費

郵便事業費

計

合計

臨時事件費

總計

五二六、八四九、〇〇〇

五一五、一五三、〇〇〇

四、九三九、〇〇〇

二三、四五七、〇〇〇

一、〇七〇、三九八、〇〇〇

一、三八一、二七九、九五九

八七、〇〇〇、〇〇〇

一、四六八、二七九、九五九

にして、其の詳細なる内譯は別表の如くである。

○

(一) 一九一九年度歲出決算額前年度決算額比較表

費目	一九一九年度	一九一八年度	一九一三年度	一九一九年度決算額の増減	
	決算額	決算額	決算額	對一九一八年度	對一九一三年度
既定價	七、八九九、九〇二	七、九四九、三九九	一四、七七七、一〇九	△ 四九、三九八	△ 六、八七、二〇八
國債費	二、五八八、三三三	二、五七三、〇九七	三、二〇二、〇三六	△ 一五、二三五	△ 六一三、六九四
長期公債利子	一、二、三九七、七〇七	一、二、四〇二、五五二	一、一、一五、八五〇	△ 四、八四五	△ 一一、二八一、八五七
定期年金	八八七、一一二	七二三、一四五	一、六六、五三〇	△ 一七三、九六七	△ 七二〇、五八二
短期公債利子	〇	〇	五、二三八、四八五	△	△ 五、二三八、四八五
國債取扱費	〇	〇	〇	△	△
新減債基金	〇	〇	〇	△	△
戰時國債利子	三〇八、二六〇、六五五	二四六、三三六、五五七	〇	△ 六、九三四、〇九九	△ 三〇八、二六〇、六五六
小計	三三三、〇三三、七〇八	二六九、九六四、六五〇	二四、五〇〇、〇〇〇	△ 六二、〇六九、〇五八	△ 三〇七、五三三、七〇八

費目	一九一九年度	一九一八年度	一九一三年度	一九一九年度決算額の増減	
	決算額	決算額	決算額	對一九一八年度	對一九一三年度
地方稅勘定支拂	一〇、七四六、一四二	九、六八〇、八一二	九、七三四、一三八	△ 一、〇六五、三三〇	△ 一、〇〇一、〇二四
土地定住費	三、四七、四七七	〇	〇	△ 三、四七七、四七七	△ 三、四七七、四七七
其他	一、九四、六三二	一、六九九、四〇六	一、六九三、八九〇	△ 二四八、二三五	△ 二五三、七四一
道路基金	〇	〇	一、三九四、九五二	△	△ 一、三九四、九五二
計	三四八、二〇四、九二八	二八、三四四、八六八	三七、三三三、九六九	△ 六六、八六〇、〇六〇	△ 三二〇、八八一、九五九
議定價	三九五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇一〇	二八、三四六、〇〇〇	△ 三九四、九八四、九九〇	△ 三六六、六五四、〇〇〇
陸軍費	〇	一、三〇〇	〇	△ 一、三〇〇	△
軍需省費	〇	〇	〇	△	△
海軍費	一五六、五三六、〇〇〇	一七、〇一〇	四八、八三三、〇〇〇	△ 一五六、五三〇、九九〇	△ 一〇七、六九五、〇〇〇
空軍費	五二、五〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	〇	△ 五二、四九三、〇〇〇	△ 五二、五〇〇、〇〇〇
小計	六〇四、〇二八、〇〇〇	四〇、三三〇	七七、一七九、〇〇〇	△ 六〇三、九七、六八〇	△ 五二六、八四九、〇〇〇

(ハ) 國債費、軍
 事費、其他の
 區分

一九一九年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の
 經費に區分するとき

國債費	三三二、〇三三、七〇八	磅
軍事費	六九一、〇二八、〇〇〇	
其他の經費	六四二、七一、二二〇	
計	一、六六五、七七二、九二八	

にして、之を一九一八年度歳出決算額のそれと比較するとき

は

國債費の増加	六二、〇六九、〇五八	磅
軍事費の減少	一、五〇七、〇一二、三二〇	
其他經費の増加	五三一、四一五、〇〇二	
差引(減少)	九一三、五二八、二六〇	

の減少である。

更に之を戦前の一九一三年度歳出決算額のそれと比較するとき

國債費の増加	三〇七、五三三、七〇八	磅
軍事費の増加	六一三、八四九、〇〇〇	
其他經費の増加	五四六、八九七、二五一	
計(増加)	一、四六八、二七九、九五九	

費途	一九一九年度決算額		一九一八年度決算額		一九一三年度決算額		對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
	金額	割合	金額	割合	金額	割合		
軍事費	六九、〇三八、〇〇〇 磅	四一	二一九八、〇四〇、三三〇 磅	八五	七七、一七九、〇〇〇 磅	三九	一、五〇七、〇二二、三三〇 磅	六、一三、八四九、〇〇〇 磅
臨時事件費	一七、〇〇〇、〇〇〇	五	三、一九八、〇〇〇、〇〇〇	八五	〇	〇	二、一一一、〇〇〇、〇〇〇	八七、〇〇〇、〇〇〇
其他	六四、〇三八、〇〇〇	三六	四〇、三三〇、〇〇〇	〇	七七、一七九、〇〇〇	三九	六三、九八七、六六〇	五、三六、八四九、〇〇〇
其他の經費	六四三、七二一、三三〇	三九	一一、三九六、三二八	四	九五、八三三、九六九	四九	五三一、四二五、〇〇〇	五、四六、八九七、三五一
計	一、六六五、七三二、九三八	一〇〇	二、五七九、三〇一、二八八	一〇〇	一九七、四九二、九六九	一〇〇	九一三、五二八、三六〇	一、四六八、三七九、九五九

歳入

一九一九年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

租税收入	金額	割合	對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
相續税	四〇、九〇四、〇〇〇 磅			
地租	六八〇、〇〇〇			
家屋税	一、九六〇、〇〇〇			
所得税	三二六、九二六、〇〇〇			
同附加税	四二、一七三、〇〇〇			
超過利得税	二九〇、〇四五、〇〇〇			
土地増價税	六六三、〇〇〇			

四

小計

(間接税)

関税

消費税

印紙税

小計

計

六九三、三五一、〇〇〇 磅

一四九、三六〇、〇〇〇

一三三、六六三、〇〇〇

二二、五八六、〇〇〇

三〇五、六〇九、〇〇〇

九九八、九六〇、〇〇〇

税外收入

郵便、電信及電話收入

王領地收入

各種貸付金收入

雑收入

四四、一五〇、〇〇〇

六八〇、〇〇〇

一四、九五一、九二二

二八〇、八二九、四五九

計

合計

である。

三四〇、六一、三八一

一、三三九、五七一、三八一

(1) 増減税計畫

一九一九年度豫算編成當初において、現行課税率によ
る歳入不足額は

歳出

歳入

差引歳入不足

一、四三四、九一〇、〇〇〇 磅

一、一五九、六四〇、〇〇〇

△ 二七五、二七〇、〇〇〇

にして、之が一部財源補填のため増税

四四、七〇〇、〇〇〇 磅

一〇五

を行ひ、同時に廢減税

を行ひ、差引

を増加したるため、結局歳入不足額は

となつたのである。而して右増減税の要綱は次の如くである。

△ 三、二四〇、〇〇〇 磅

四一、四六〇、〇〇〇 磅

△ 二三三、八一〇、〇〇〇 磅

増税及廢減税計畫要綱

(1) 増税

(イ) 火酒税

一、¹ プルーフ・ガロンに付三〇志を五〇志に引上ぐ。よつて

得べき増収額は左の如くである、

關税において 三、八五〇、〇〇〇 磅

消費税において 一六、〇〇〇、〇〇〇

計 一九、八五〇、〇〇〇

(ロ) 麥酒税

一、¹ 標準バレルに付五〇志を七〇志に引上ぐ。よつて得べき増収額は左の如くである。

關税において 二〇、〇〇〇 磅

消費税において 二二、一八〇、〇〇〇

計 二二、二〇〇、〇〇〇

(ハ) 相續税

税率引上左の如くである。

価格	一五、〇〇〇 磅	—	二〇、〇〇〇 磅の遺産については 五%より六%へ
同	二〇、〇〇〇	—	六%より九%へ
同	一〇、〇〇〇	—	七%より四%へ
同	二五、〇〇〇	—	一二%より二〇%へ
同	五〇、〇〇〇	—	一六%より二五%へ
同	一〇〇、〇〇〇	—	二〇%より三〇%へ
同	一、五〇〇、〇〇〇	—	二〇%より三二%へ
同	一、五〇〇、〇〇〇	—	二〇%より三五%へ
同	二、〇〇〇、〇〇〇 磅以上	—	二〇%より四〇%へ

この結果一九一九年度においての増収を得るのである。

二、五〇〇、〇〇〇 磅

(二) 合計

関税	三、八七〇、〇〇〇 磅
消費税	一、八〇〇、〇〇〇
相續税	二、五〇〇、〇〇〇
計	四四、五五〇、〇〇〇

(2) 廢減税

(イ) 發動油税 (消費税)

戦争終結の結果その需要を甚しく喪失せる蘇格蘭の Shale Oil 工業を救済すため、「ベンゾル」油に対する消費税を廢止す。よって生ずべき減収額は左の如くである。

(四) 發動油特許税

本税は私有自働車の使用を制限するため、戦時方策として課したるものなるが故に、その必要去れる今日直にこれを廢止す。よつて生ずべき減收額は左の如くである。

七〇、〇〇〇 磅

五〇〇、〇〇〇 磅

(ハ) 超過利得税

本税は戦時税をれば戦争終了せる現在においては、これを廢止するを至當とす。よつて生ずべき歳入缺陷に對し、適當の財源なきために、暫らく八〇%の税率を四〇%に引下ぐるの減税に止めんとす。但し本税は性質上既に經過せる會計期間に適用すべき租税なるが故に、一九一九年度歳入には關係するところがないのである。

(ニ) 合計

消費税の減額

△ 五七〇、〇〇〇 磅

(三) 特惠関税率施行に基く関税收入の増減

大英帝國內産物に對し新に輸入関税課税上の特惠制度を施行する結果として左の増減を生ずるのである。

(イ) 茶

總輸入額中九〇%を占むる英帝國內産茶の輸入関税率につき、 $\frac{1}{2}$ の特恵を與へた。その結果左の減收額を生じたのである。

一、八〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) ココア

全輸入の約五〇%は帝國産にして、これに^二次の特惠を與へた。
その結果は左の減收額を生ずるのである。

二〇〇、〇〇〇 磅

い 珈 琲

全輸入高中二〇%は帝國産にして、^一次の特惠の結果左の減收額を生じたのである。

二〇、〇〇〇 磅

ロ 砂 糖

六分の^一特惠 (一^ニハンドレッド・ウェイトにつき約四志の減税) の結果生じたる減收額は左の如くである。

五〇〇、〇〇〇 磅

ハ 煙 草

六分の^一特惠 (原料煙草^一封度につき^一志四片の減税) の結果生じたる減收額は左の

九〇、〇〇〇 磅

如くである。

ニ 發 動 油

帝國内産^一八%につき^一次の特惠 (一^ガロンにつき^一片の減税) の結果生じたる減税額は左の如くである。

六〇、〇〇〇 磅

計 (減額)

△ 二、六七〇、〇〇〇

である。

ト 葡 萄 酒 及 火 酒

葡萄酒については二種あり。低率^一志三片につきは六片、高率三志につきは^一志を軽減す。火酒については関税の軽減によらず、帝國以外の産品に對し、^一「ガロン」につき^二志六片の増税をなすの方法による。この結果生ずべき増收額は

二〇〇

租 税 收 入	内		區 分	現行課税率による 歳入過△不足
	歳 入	歳 出		
八八、五四〇、〇〇〇	一五九、六四〇、〇〇〇	一三三、四九一〇、〇〇〇 磅		
四四、五五〇、〇〇〇	四四、五五〇、〇〇〇	〇 磅	増	増
△	△	〇 磅	廢減税	減
五七〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇	〇 磅	増税	増
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	〇 磅	減税	減
二二七、〇〇〇	二二七、〇〇〇	〇 磅	増減	差列
四一、四六〇、〇〇〇	四一、四六〇、〇〇〇	〇 磅	増	△
九四〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、一〇〇、〇〇〇	一、三三、四九一〇、〇〇〇 磅	本豫算額	差列

増減税計畫表

である。而して其の計畫表は別紙の如くである。

(4)

計 關 費 税 相續税

以上を差引して生ずべき増収額は

差引増収額

である。

にして、差引減額

四一、
四六〇、
〇〇〇

二、
五〇〇、
〇〇〇

三七、
六一〇、
〇〇〇

一、
三五〇、
〇〇〇

磅

△
二、
五二〇、
〇〇〇

磅

一五〇、
〇〇〇、
〇〇〇

磅

歳入過 △不足	差 引	税 外 收 入	其 他	消 費 税	関 税	相 續 税	區 分	
							現行課税率による 歳入過△不足	増
二七五、二七〇、〇〇〇 [△]		二六一、一〇〇、〇〇〇	六六九、〇〇〇、〇〇〇	八〇、八九〇、〇〇〇	一一七、六五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇 ^磅	増	増
		〇	〇	三八、一八〇、〇〇〇	三、八七〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇 ^磅	増	増
		〇	〇	五七〇、〇〇〇 [△]	〇	〇 ^磅	減	減
		△	〇	〇	一五〇、〇〇〇	〇 ^磅	増	増
		△	〇	〇	三六七、〇〇〇	〇 ^磅	減	減
		〇	〇	〇	三七、六一〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇 ^磅	増	差引 △減
		〇	〇	〇	一一九、〇〇〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇、〇〇〇 ^磅	増	差引 不豫算額
		二六一、一〇〇、〇〇〇	六六九、〇〇〇、〇〇〇	一一八、五〇〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇、〇〇〇 ^磅		差引 不豫算額

不豫算額及
總豫算額

右増減税を包含せる一九一九年度不豫算額は

租税收入

(直接税)

相續税	地租	家屋税	所得税及附加税	超過利得税	土地増價税	小計
三三、五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六九〇、五〇〇、〇〇〇	六九〇、五〇〇、〇〇〇

(間接税)

関税

消費税

印紙税

小計

計

税外収入

郵便、電信及電話収入

王領地収入

各種貸付金収入

雑収入

計

合計

一一九、〇〇〇、〇〇〇	一一八、五〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	二四九、五〇〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇	九、七五〇、〇〇〇	二〇九、七〇〇、〇〇〇	二六一、一〇〇、〇〇〇	二〇一、一〇〇、〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。而して之を決算額

に比較するときには、決算額において

一、三三九、五七一、三八一 磅

一三八、四七一、三八一 磅

の増加である。而して其の費目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

所得税及附加税の増加

其他の増加

超過利得税の減少

小計 (増加)

七、四〇四、〇〇〇	五、〇九九、〇〇〇	三〇三、〇〇〇	九、九五五、〇〇〇	二、八五一、〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(間接税)

關稅の増加

消費稅の増加

印紙稅の増加

小計 (増加)

計 (増加)

稅外收入

郵便、電信及
電話收入の増加

王領地收入の増加

各種貸付金
收入の増加

雜收入の増加

計 (増加)

合計 (増加)

三〇、三六〇、〇〇〇 磅

一五、一六三、〇〇〇

一〇、五八六、〇〇〇

五六、一〇九、〇〇〇

五八、九六〇、〇〇〇

三、一五〇、〇〇〇

三〇、〇〇〇

五、二〇一、九二二

七一、一二九、四五九

七九、五一一、三八一

一三八、四七一、三八一

である。

又之を前年度總豫額

に比較するときは

八四二、〇五〇、〇〇〇 磅

三五九、〇五〇、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

項 目	年 度	一九一九年度豫算額		
		決算額	本豫算額	總豫算額
小計		四四、一五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇
王領地收入		六八〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
各種貸付金收入		一四九五、九三二	九、七五〇、〇〇〇	五、二〇一、九三二
普通收入		一、〇〇四、〇一二		
特別收入		一三、九四七、九一〇		
雑收入		二八〇、八二九、四五九	二〇九、七〇〇、〇〇〇	七一、一三九、四五九
手数料及 特許印紙税		一、三五九、〇〇〇		
民政各廳收入		二七九、四七〇、四五九		
普通收入		一四、六九一、四三七		
特別收入		二六四、七七九、〇三二		

合 計	計		
		一、三三九、五七一、三八一	二、二〇一、一〇〇、〇〇〇
	三四〇、六一一、三八一	二、六七一、一〇〇、〇〇〇	七九、五一一、三八一
	一、三三九、五七一、三八一	二、二〇一、一〇〇、〇〇〇	一、一三八、四七一、三八一
			七九、五一一、三八一
			一、三三八、四七一、三八一

改訂豫算額

一九一九年度歳入豫算額は一九一九年十月二十三日左の通り改訂したのである。

租税收入
関税
消費税

一三九、五〇〇、〇〇〇 磅
一三六、五〇〇、〇〇〇

(1) 本豫算額との比較

超過利得税	二八〇、〇〇〇、〇〇〇 磅
所得税及附加税	三五四、〇〇〇、〇〇〇
其他	五三、五〇〇、〇〇〇
計	九六三、五〇〇、〇〇〇
税外收入	四三、〇〇〇、〇〇〇
郵便、電信及電話收入	六五〇、〇〇〇
王領地收入	一一、五〇〇、〇〇〇
各種貸付金收入	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
雑收入	二〇五、一五〇、〇〇〇
計	一、一六八、六五〇、〇〇〇
合計	一、二〇一、一〇〇、〇〇〇 磅

之を本豫算額

に比較するときは、

の減少である、而して其の内譯は

租税收入	三二、四五〇、〇〇〇 磅
関税の増加	二〇、五〇〇、〇〇〇
消費税の増加	一八、〇〇〇、〇〇〇
其他の増加	五、〇〇〇、〇〇〇
超過利得税の減少	二〇、〇〇〇、〇〇〇
計（増加）	二三、五〇〇、〇〇〇
税外收入	二、〇〇〇、〇〇〇
郵便、電信及 電話收入の増加	二、〇〇〇、〇〇〇

各種貸付金収入の増加

一三八 磅

雑収入の減少

△ 五九、七〇〇、〇〇〇

計 (減少)

△ 五五、九五〇、〇〇〇

合計 (減少)

△ 三二、四五〇、〇〇〇

である。

(2) 決算額との比較

更に之と決算額

一、三三九、五七一、三八一 磅

に比較するときは、決算額において

一七〇、九二一、三八一 磅

の増加である。而して其の内譯は

租税収入

関税の増加

九、八六〇、〇〇〇 磅

超過利得税の増加

一〇、〇四五、〇〇〇

所得税及附加税の増加

五、〇九九、〇〇〇

其他の増加

一三、二九三、〇〇〇

消費税の減少

△ 二、八三七、〇〇〇

計 (増加)

三五、四六〇、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及
電話収入の増加

一、一五〇、〇〇〇

王領地収入の増加

三〇、〇〇〇

各種貸付
収入の増加

三、四五一、九二二

雑収入の増加

一三〇、八二九、四五九

計 (増加)

一三五、四六一、三八一

合計 (増加)

一七〇、九二一、三八一

である。而して其の詳細なる内譯は別表の如くである。

一九一九年度歳入決算額及改訂豫算額比較表

項目	一九一九年度	
	決算額	改訂豫算額
租税收入	一四九、三六〇、〇〇〇	一三九、五〇〇、〇〇〇
関税	一三三、六六三、〇〇〇	一三六、五〇〇、〇〇〇
消費税	二九〇、〇四五、〇〇〇	二八〇、〇〇〇、〇〇〇
超過利得税	三五九、〇九九、〇〇〇	三五四、〇〇〇、〇〇〇
所得税及附加税		
比較増△減		
	九、八六〇、〇〇〇	二、八三七、〇〇〇
		一〇、〇四五、〇〇〇
		五、〇九九、〇〇〇

項目	一九一九年度	
	決算額	改訂豫算額
其他	六六、七九三、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇
其計	九九八、九六〇、〇〇〇	九六三、五〇〇、〇〇〇
税外收入	四四、一五〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
郵便電信及電話收入	六八〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇
王領地收入	一四、九五一、九二二	一一、五〇〇、〇〇〇
各種貸付金收入	二八〇、八二九、四五九	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	三四〇、六一一、三八一	二〇五、一五〇、〇〇〇
計	一、三三九、五七一、三八一	一、一六八、六五〇、〇〇〇
比較増△減		
	一三、二九三、〇〇〇	三五、四六〇、〇〇〇
		一、一五〇、〇〇〇
		三〇、〇〇〇
		三、四五一、九二二
		一三〇、八二九、四五九
		一三五、四六一、三八一
		一七〇、九二一、三八一

(一)一九一九年度決算額と前年度決算額の比較

一九一九年度歳入決算額

一、三三九、五七一、三八一 磅

にして、之を一九一八年度歳入決算額

八八九、〇二〇、八二五 磅

に比較するとき

四五〇、五五〇、五五六 磅

の増加である。而して其の内譯は

租税收入

(直接税)

相續税の増加

所得税の増加

同附加税の増加

一〇、六四二、〇〇〇 磅
六一、三三五、〇〇〇
六、五七八、〇〇〇

超過利得税の増加

其他の増加

小計 (増加)

五、〇一七、〇〇〇
一五九、〇〇〇
八三、七三一、〇〇〇

(間接税)

関税の増加

消費税の増加

印紙税の増加

小計 (増加)

計 (増加)

四六、五八〇、〇〇〇
七四、二二三、〇〇〇
一〇、一四八、〇〇〇
一三〇、九五一、〇〇〇
二一四、六八二、〇〇〇

税外收入

郵便、電信及電話收入の増加

四、一五〇、〇〇〇

王領地収入の減少
各種貸付金
収入の増加
雑収入の増加
計（増加）
合計（増加）
である。

△ 八〇、〇〇〇 磅
三、二七二、四九四
二二八、五二六、〇六二
二三五、八六八、五五六
四五〇、五五〇、五五六

（丙）一九一九年度決算額と一九一三年度決算額の比較

一九一九年度歳入決算額を戦前の一九一三年度歳入決算額

に比較するときは

一九八、二四二、八九七 磅

の劇増である。而して其の内譯は

租税収入

（直接税）

相續税の増加 一三、五四五、〇〇〇 磅
所得税の増加 二七二、九九七、〇〇〇
同附加税の増加 三八、八五三、〇〇〇
超過利得税の増加 二九〇、〇四五、〇〇〇
其他の減少 △ 一一二、〇〇〇
小計（増加） 六一五、三二八、〇〇〇

（間接税）

関税の増加

一一三、九一〇、〇〇〇
三五

消費税の増加 九四、〇七三、〇〇〇 磅
 印紙税の増加 一二、六二〇、〇〇〇
 小計（増加） 二二〇、六〇三、〇〇〇
 計（増加） 八三五、九三一、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及
 電話収入の増加 一三、三五〇、〇〇〇
 王領地収入の増加 一五〇、〇〇〇
 各種貸付金
 収入の増加 一三、三七一、九五〇
 雑収入の増加 二七八、五二五、五三四
 計（増加） 三〇五、三九七、四八四
 合計（増加） 一、一四一、三二八、四八四

である。而して詳細なる内譯は別表の如くである。

一九一九年度歳入決算額前年度決算額比較表

項 目	一九一九年度		一九一八年度		一九一三年度		一九一九年度決算額の増△減	
	一九一九年度	一九一八年度	一九一九年度	一九一八年度	一九一九年度	一九一八年度	對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
租 税 收 入 (直接税)	四〇、九〇四、〇〇〇 磅	三〇、三二二、〇〇〇 磅	二七、三五九、〇〇〇 磅	一〇、六四二、〇〇〇 磅	一三、五四五、〇〇〇 磅	一〇、六四二、〇〇〇 磅	一三、五四五、〇〇〇 磅	一三、五四五、〇〇〇 磅
地 租	六八〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
家 屋 税	一九六〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一九六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
所 得 税	三二六、九二六、〇〇〇	二五五、五九一、〇〇〇	四三、九二九、〇〇〇	六、三三五、〇〇〇	二七二、九九七、〇〇〇	三二六、九二六、〇〇〇	二七二、九九七、〇〇〇	二七二、九九七、〇〇〇

項 目	年 度		一九一九年度 決算額	一九一八年度 決算額	一九一三年度 決算額	一九一九年度決算額の増△減	
	一九一九年度	一九一八年度				對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
同附加税	四二,一七三,〇〇〇	三五,五五五,〇〇〇	三,三二〇,〇〇〇	六,五七八,〇〇〇	△	三八,八五三,〇〇〇	
超過利得税	三九〇,〇四五,〇〇〇	二八五,〇二八,〇〇〇	△	五,〇一七,〇〇〇	△	三九〇,〇四五,〇〇〇	
土地増價税	六六三,〇〇〇	六六四,〇〇〇	七一五,〇〇〇	△	△	五三,〇〇〇	
小計	六九三,三五一,〇〇〇	六〇九,六二〇,〇〇〇	七八〇,〇三三,〇〇〇	八三,七三二,〇〇〇	△	六一五,三二八,〇〇〇	
(間接税)							
関税	一四九,三六〇,〇〇〇	一〇二,七八〇,〇〇〇	三五,四五〇,〇〇〇	四六,五八〇,〇〇〇	△	一一三,九一〇,〇〇〇	
消費税	一三三,六六三,〇〇〇	五九,四四〇,〇〇〇	三九,五九〇,〇〇〇	七四,三三三,〇〇〇	△	九四,〇七三,〇〇〇	
印紙税	二二,五八六,〇〇〇	一一,四三八,〇〇〇	九,九六六,〇〇〇	一〇,一四八,〇〇〇	△	一一,六二〇,〇〇〇	
小計	三〇五,六〇九,〇〇〇	一七四,六五八,〇〇〇	八五,〇〇六,〇〇〇	一三〇,九五二,〇〇〇	△	二二〇,六〇三,〇〇〇	
計	九九八,九六〇,〇〇〇	七八四,二七八,〇〇〇	一六三,〇二九,〇〇〇	二一四,六八二,〇〇〇	△	八三五,九三二,〇〇〇	

項 目	年 度		一九一九年度 決算額	一九一八年度 決算額	一九一三年度 決算額	一九一九年度決算額の増△減	
	一九一九年度	一九一八年度				對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
稅外收入							
郵便收入	三一,〇〇〇,〇〇〇	二九,四〇〇,〇〇〇	二,一九〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	△	九八一〇,〇〇〇	
電信收入	四八五,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	三,〇八〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	△	一,七七〇,〇〇〇	
電話收入	八,三〇〇,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	六,五三〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	△	一,七七〇,〇〇〇	
小計	四四,一五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,八九〇,〇〇〇	四,一五〇,〇〇〇	△	一三,三五〇,〇〇〇	
王領地收入	六八〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	△	一五〇,〇〇〇	
各種貸付金收入	一四九,九五一,九二二	一一,六七九,四二八	一五七九,九七二	三,二七二,四九四	△	一三,三七一,九五〇	
雜收	二八〇,八二九,四五九	五二,三〇三,三九七	二,三〇三,九二五	二二八,五六〇,六二	△	二七八,五二五,五三四	
手数料及特許印紙税	一三五九,〇〇〇	九六三,〇〇〇	一,〇七八,〇〇〇	三九六,〇〇〇	△	二八一,〇〇〇	
民政各廳收入	二七九,四七〇,四五九	五一,三四〇,三九七	一,二二五,九三五	二二八,一三〇,〇六二	△	二七八,二四四,五三四	
計	三四〇,六一一,三八一	一〇四,七四二,八二五	三五,二一三,八九七	二三五,八六八,五五六	△	三〇五,三九七,四八四	
合計	一,三三九,五七一,三八一	八八九,〇二〇,八二五	一九八,二四二,八九七	四五〇,五五〇,五五六	△	一,一四一,三二八,四八四	

租税收入其
他の區分

一九一九年度歳入決算額を租税收入其他に區分すると
きは

租税收入	六九三、三五一、〇〇〇	磅
直接税	三〇五、六〇九、〇〇〇	
間接税	九九八、九六〇、〇〇〇	
小計	三四〇、六一一、三八一	
税外收入	一、三三九、五七一、三八一	
計	一、三三九、五七一、三八一	

にして、之を一九一八年度歳入決算額のそれと比較するときは

租税收入	八三、七三一、〇〇〇
直接税の増加	一三〇、八九一、〇〇〇
間接税の増加	二一四、六八二、〇〇〇
計(増加)	二三五、八六八、五五六
税外收入の増加	四五〇、五五〇、五五六
合計(増加)	

の増加である。
更に之を戦前の一九一三年度歳入決算額のそれと比較するときは

租税收入	六一五、三二八、〇〇〇	磅
直接税の増加	二二〇、六〇三、〇〇〇	
間接税の増加	八三五、九三一、〇〇〇	
計(増加)	三〇五、三九七、四八四	
税外收入の増加	一、一四一、三二八、四八四	
合計(増加)		

の刺増である。
 今各年度における區分別割合を見るに

租税收入	一九一九年度		一九一八年度		一九一三年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
直接税	五二	五二	六九	六九	三九	三九
間接税	二二	二二	一九	一九	四三	四三
合計	七五	七五	八八	八八	八二	八二
税外收入	二五	二五	一二	一二	一八	一八
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、租税收入中における直接税及び間接税の割合は

年度	直接税	間接税
一九一九年度	六九	三一
一九一八年度	七八	二二
一九一三年度	四八	五二

計
 である。而して其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九一九年度歳入決算額租税其他區分表

租税收入	一九一九年度決算額		一九一八年度決算額		一九一三年度決算額		對一九一三年度決算額の増△減
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
直接税	六九三、五二〇、〇〇〇	五二	六〇九、六三〇、〇〇〇	六九	七八〇、三三〇、〇〇〇	三九	八三、七三〇、〇〇〇
間接税	三〇五、六九〇、〇〇〇	二二	一七四、五八〇、〇〇〇	一九	八五〇、六〇〇、〇〇〇	四三	一三〇、九五〇、〇〇〇
小計	九九九、二一〇、〇〇〇	七五	七八四、二一〇、〇〇〇	八八	一、六三〇、九三〇、〇〇〇	八二	二一四、六八〇、〇〇〇
							六、一五三、二八〇、〇〇〇
							二二〇、六〇三、〇〇〇
							八三五、九三三、〇〇〇

國債

普通公債

一九一九年度末の國債現在高は

五

計	直接税		間接税	
	金額	割合	金額	割合
	六九三、三五、〇〇〇	六九	九八八、九六、〇〇〇	一〇〇
	三〇五、六〇、九〇〇	三一	九八、八九、六〇〇	一〇〇
	六〇九、六五、〇〇〇	七八	七八四、三七八、〇〇〇	一〇〇
	一七四、五八、〇〇〇	二二	一七四、五八、〇〇〇	二二
	七八〇、二二、〇〇〇	四八	一六三、〇二九、〇〇〇	一〇〇
	八三、七三一、〇〇〇		一三〇、九五、〇〇〇	
	六、五三二、八〇〇		二、二〇六、〇三〇	
	八三、七三一、〇〇〇		二、二〇六、〇三〇	

租税收入	一九一九年度決算額		一九一八年度決算額		一九一三年度決算額		一九一九年度決算額の増△減	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
	一、三三九、五七一、三八一	一〇〇	八八九、〇二〇、三五五	一〇〇	一九八、二四二、八九七	一〇〇	四五〇、五五〇、五五六	一、一四一、三二八、四八四
	三、四〇、六一、三八一	二五	一〇四、七四二、八二五	一二	三五三、三三八七	一八	二三五、八六八、五五六	三〇五、三九七、四八四

(二) 一九一九年度租税收入決算額直接税及間接税區分表

區分	一九一九年度決算額		一九一八年度決算額		一九一三年度決算額		一九一九年度決算額の増△減	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	對一九一八年度決算額	對一九一三年度決算額
計	一、三三九、五七一、三八一	一〇〇	八八九、〇二〇、三五五	一〇〇	一九八、二四二、八九七	一〇〇	四五〇、五五〇、五五六	一、一四一、三二八、四八四
税外收入	三、四〇、六一、三八一	二五	一〇四、七四二、八二五	一二	三五三、三三八七	一八	二三五、八六八、五五六	三〇五、三九七、四八四

内國債
外國債
計

其他の資本公債
合計

にして、之を一九一八年度末現在高

に比較するとき

の増加である。其の内譯は

普通公債

内國債の増加

外國債の減少

一四六
磅

六、五五〇、〇六五、六九〇

一、二七八、七一三、四〇五

七、八二八、七七九、〇九五

四六、八六二、八六六

七、八七五、六四一、九六一

七、四八一、〇五〇、四四二

磅

三九四、五九一、五一九

四七九、九六八、九一八

八六、一三九、二五二

磅

計 (増加)

其他の資本公債の増加

合計 (増加)

である。

更に戦前の一九一三年度末現在高

に比較するとき

の劇増である。其の内譯は

普通公債

内國債の増加

外國債の増加

計 (増加)

七、一六九、四八七、五一

七、一七九、〇〇九、〇〇四

一、二七八、七一三、四〇五

五、九〇〇、二九五、五九九

七、一七九、〇〇九、〇〇四

磅

一四七

其他の資本公債の減少

合計（増加）

九、五二一、一五三
七、一六九、四八七、八五一

である。而して其の明細は別表の如くである。

一九一九年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高			一九一九年度末の増△減	
	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	對一九一八年度末	對一九一三年度末
普通公債	六五五〇、〇六五、六九〇、六〇七〇、〇九六、七七二	六四九、七七〇、〇九一	四七九、九六八、九一八	△ 一、三三一、七〇三	△ 一〇、二三八、五一〇
内國債	三一四、九五二、二二五	三一七、六二八、五六五	五八六、七七七、八七二	△ 二、六七六、三五〇	△ 二七一、七六五、六五七
長期公債	一九、三二三、七〇九	二〇、六四五、四一二	二九、五五二、二一九	△	△
定期年金					

種別	各年度末現在高			一九一九年度末の増△減	
	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	對一九一八年度末	對一九一三年度末
短期公債	六、二二五、七九九、七六六	五、七三一、八三三、七九五	三三、五〇〇、〇〇〇	四八三、九七六、九七一	六、一八二、二九九、七六六
外國債	一、二七八、七二三、四〇五	一、三六四、八五二、六五七	〇	八六、一三九、二五二	一、二七八、七二三、四〇五
計	七、八二八、七七九、〇九五	七、四三四、九四九、四二九	六四九、七七〇、〇九一	三九三、八二九、六六六	七、七七九、〇〇九、〇〇四
其他の資本公債	四六、八六三、八六六	四六、一〇一、〇一三	五六、三八四、〇一九	七六一、八五三	△ 九、五三一、一五三
合計	七、八七五、六四一、九六一	七、四八一、〇五〇、四四二	七〇六、一五四、一〇〇	三九四、五九一、五一九	七、二九九、四八七、八五一

次に一九一九年度末の普通公債現在高内譯は別表の如くである。

一九一九年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高			一九一九年度末の増減	
	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	對一九一八年度末	對一九一三年度末
普通公債	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	對一九一八年度末	對一九一三年度末
内國債	六五五〇、〇六五、六〇〇	六〇七〇、〇九六、七七二	六四九、七七〇、〇九一	四七九、九六八、九一八	五、九〇〇、二九五、五九九
流動公債	一、二六三、五八三、〇〇〇	一、三三六、二五一、一八九	一、三〇〇、〇〇〇	七二、六六八、一八九	一、二五〇、五七三、〇〇〇
大藏省證券	一、〇五八、六九六、〇〇〇	八八一、二五九、一八九	一三、〇〇〇、〇〇〇	一七七、四三六、八一	一、〇四五、六九六、〇〇〇
一時借入金	二〇四、八八七、〇〇〇	四五四、九九二、〇〇〇	〇	△二五〇、一〇五、〇〇〇	二〇四、八七七、〇〇〇
其他の公債	五、二八六、四八二、六九〇	四、七三三、八四五、五八三	六三六、七七〇、〇九一	五五二、六三七、一〇七	四、六四九、七二二、五九九
外國債	一、二七八、七二三、四〇五	一、三六四、八五二、六五七	〇	△八六、一三九、三五二	一、二七八、七二三、四〇五
米國の分	一、〇三六、七七四、一〇八	一、〇二一、八三四、五六九	〇	一四、九三九、五九九	一、〇三六、七七四、一〇八
米國借入金	八六五、六五一、三三一	八四〇、八三二、九一八	〇	二四、八八九、三三三	八六五、六五一、三三一
英併共同公債	五一、三六九、八六三	五一、三六九、八六三	〇	〇	五一、三六九、八六三

種別	各年度末現在高			一九一九年度末の増減	
	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	對一九一八年度末	對一九一三年度末
合計	七、八二八、七七九、〇九五	七、四三四、九四九、四二九	六四九、七七〇、〇九一	三九三、八三九、六六六	七、一七九、〇〇九、〇〇四
其他	一一九、七五三、〇二四	一一九、六四三、七八八	〇	九、八八九、七七四	一一九、七五三、〇二四
其他の分	二四一、九三九、二九七	三四三、〇八、〇八八	〇	△一〇一、〇七八、七九一	二四一、九三九、二九七
其他の聯合	一一三、五〇〇、〇〇〇	一一三、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	一一三、五〇〇、〇〇〇
國より借入	一一三、五〇〇、〇〇〇	一一三、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	一一三、五〇〇、〇〇〇
其他	一二八、四三九、二九七	一二九、五二八、〇八八	〇	△一〇一、〇七八、七九一	一二八、四三九、二九七

對外債權

一九一九年度末の對外債權現在高は

自治領及植民地	一一九、五九六、九一三 磅
對外國政府	一、七三二、六三六、三五六
計	一、八五二、二三三、二六九

にして、之を一九一八年度末現在高に比較するときは

自治領及植民地の減少	△ 五一、二九三、二六二 磅
對外國政府の増加	一六二、三八二、三七一
計 (増加)	一一一、〇八九、一〇九

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九一九年度末對外債權現在高表

區分	一九一九年度末	一九一八年度末	一九一三年度末	一九一八年度末に対する一九一九年度末の増△減
自治領及植民地 (戰時貸付)	一一九、五九六、九一三 磅	一七〇、八九〇、一七五 磅	〇	△ 五一、二九三、二六二 磅
對外國政府	一、七三二、六三六、三五六	一、五七〇、二五三、九八五	〇	一六二、三八二、三七一
ロシア	五六七、九八三、三九六	五六七、九八三、〇四九	〇	三四七
其他	一、一六四、六五二、九六〇	一、〇〇二、二七〇、九三六	〇	一六二、三八二、〇二四
計	一、八五二、二三三、二六九	一、七四一、一四四、一六〇	〇	一一一、〇八九、一〇九

第三章 千九百二十年年度の歳計

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a financial statement or ledger.

一九二〇年度の
豫算大綱

戦争後第二年度の一九二〇年度豫算は、其の編成當初
の見積によれば

歳出

一、一八四、一〇二、〇〇〇 磅

歳入

一、三四一、六五〇、〇〇〇

差引歳入過

一五七、五四八、〇〇〇

である。然るにチエンバレン蔵相は此の剩餘金を全部國債銷却に
充當するとして、普通國債一九一九年度末現在高

七、八二八、七七九、〇九五 磅

に比し、二%に過ぎないのである。故に之を三%に増加するため
新增税（減税を差引）を計畫し、其の金額

七六、六五〇、〇〇〇 磅

を歳入において増加することとし、一九二〇年四月十九日、豫算を下院に提出したのである。而してチエンバレン蔵相は豫算演説の冒頭において

當會計年度が歐洲の歴史において最重大なる年なること及び此の重大は彼の全世界を擧げての大戦に勝利を得たる國においても、何等敗北國と異なるところなきことは諸方面の均しく認むるところである。媾和豫備條約が締結せられてより、既に十八箇月、而して平和の來る甚だ徐々たるものありと雖、吾人が各其の國內の秩序を恢復し、ただに現在不可缺の需要を充たせるを以て満足することなく、將來の信用と繁榮との基礎を廣く深く定めざるべからざる時は既に來たのである。此の故に今日余の提出せんとする豫算は最重要なるものである。と述べ、本年度豫算の特に重要なことを力説したのである。而

して其の金額は

歳出	一、一八四、一〇二、〇〇〇
歳入	一、四一八、三〇〇、〇〇〇

差引歳入過

にして、此の剩餘金は國債銷却に充當するものである。之を前年

度本豫算額

歳出	一、四三四、九一〇、〇〇〇
歳入	一、二九一、一〇〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

に比較するときは

歳出の減少	△ 二五〇、八〇八、〇〇〇
歳入の増加	△ 二一七、二〇〇、〇〇〇
差引歳入過	△ 四六八、〇〇八、〇〇〇

にして、更に之を一九一九年度再改訂平年度標準豫算額

歳出

八八〇、九〇〇、〇〇〇 磅

歳入

一、〇二九、〇〇〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

一四八、一〇〇、〇〇〇

に比較するときは

歳出の増加

三〇三、二〇二、〇〇〇 磅

歳入の増加

三八九、三〇〇、〇〇〇

差引歳入過

八六、〇九八、〇〇〇

である。

斯の如く歳入及び歳出額は標準額より超過するとはいへ、差引における剰餘金は未曾有の巨額にして、英國は戦後二箇年度にしてかかる成績を擧げ得たるは、經費節約と増税を並行し得たるためである。而して歳入超過は金額は次第に減少したるも、兎に前

九二四年度まで續行し得たのである。

次に一九二〇年度總豫算額は

歳出

一、二七一、一六八、〇〇〇 磅

歳入

一、四一八、三〇〇、〇〇〇

差引歳入過

一四七、一三二、〇〇〇

にして、之を本豫算額に比較するときには

歳出の増加

八七、〇六六、〇〇〇 磅

歳入

八七、〇六六、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 八七、〇六六、〇〇〇

である。之は追加豫算計上のためである。

又之を前年度總豫算額

歳出

一、六七三、〇五九、〇〇〇 磅

歳入

一、二〇一、一〇〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

に比較するときは

歳出の減少

歳入の増加

差引歳入過

である。

△ 四七一、九五九、〇〇〇 磅

△ 四〇一、八九一、〇〇〇 磅

二一七、二〇〇、〇〇〇

六一九、〇九一、〇〇〇

二

一九二〇年度の
決算

一九二〇年度の決算額は

歳出

歳入

差引歳入過

にして、之を總豫算額

歳出

歳入

差引歳入過

に對比するときは

歳出の減少

歳入の増加

一、一九五、四二七、八七七 磅

一、四二五、九八四、六六六

二三〇、五五六、七八九

一、二七一、一六八、〇〇〇 磅

一、四一八、三〇〇、〇〇〇

一四七、一三二、〇〇〇

△ 七五、七四〇、一三三 磅

七、六八四、六六六

一六三

差引歳入過

八三、四二四、七八九 磅

である。

更に之と前年度決算額

歳出

一、六六五、七七二、九二八 磅

歳入

一、三三九、五七一、三八一

差引歳入過△不足

△ 三二六、二〇一、五四七

に比較するときは

歳出の減少

△ 四七〇、三四五、〇五一 磅

歳入の増加

八六、四一三、二八五

差引歳入過

五五六、七五八、三三六

である。其の内譯は別表の如くである。

此の一九二〇年度決算において留意すべきは、此の年度が最も異常なる年度にして、豫算は非常なる好況時代に作成せられたるに

反し、決算は經濟的沈滞甚しく、物價下落、失業者増加の不況時代に於いて生じたる点である。

一九二〇年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	一九二〇年度		一九一九年度		比較	
	歳出	歳入	決算額	豫算額	増	減
決算額	一、九五、四三、八七七 磅	一、四九、九八、六六六	一、六五、七七、九二八	一、三三、九、五七一	一、三三五、八七七	四七〇、三四五、〇五一 磅
本豫算額	一、八四、二〇、三〇〇	一、四一、八三、〇〇〇	一、六五、七七、九二八	一、三三、九、五七一	七、六四、六六六	七、六四、六六六
總豫算額	一、二七、一、六八〇	一、四一、八三、〇〇〇	一、六五、七七、九二八	一、三三、九、五七一	一、三三五、八七七	七、六四、六六六
対不豫算額					七、六四、六六六	七、六四、六六六
対總豫算額					一、三三五、八七七	七、六四、六六六
対一九一九年度決算額					一、三三五、八七七	七、六四、六六六
歳入過△不足	三三〇、五五、七八九		三二六、二〇、五四七		三、六四、二一一	五五六、七五八、三三六

歳出

三

一九二〇年度歳出の決算額は

既定費
 國債費 三四九、五九八、六一六 磅
 道路基金 八、九三六、六八九
 地方税勘定支辨 一〇、七八五、五〇三
 土地定住費 六、九二九、七九三

である。

其他 一、七九六、二七六
 計 三七八、〇四六、八七七
 議定費
 陸軍費 一八一、五〇〇、〇〇〇
 海軍費 八八、四二八、〇〇〇
 空軍費 二二、三〇〇、〇〇〇
 民政費 四六〇、二一六、〇〇〇
 関税、消費税及内函税徴収費 一一、二五九、〇〇〇
 郵便事業費 五三、六七八、〇〇〇
 計 八一七、三八一、〇〇〇
 合計 一、一九五、四二七、八七七

本豫算額

一九二〇年四月十九日下院に提出せられたる一九二〇年度本豫算額は

既定費	三四五、〇〇〇、〇〇〇
國債費	六、六五〇、〇〇〇
道路基金	一〇、八一八、〇〇〇
地方稅勘定支拂	一二、〇〇〇、〇〇〇
土地定住費	一、七三〇、〇〇〇
其他	三七六、一九八、〇〇〇
計	一二五、〇〇〇、〇〇〇
議定費	八四、三七二、〇〇〇
陸軍費	二一、〇五七、〇〇〇

海軍費	五六、〇八一、〇〇〇
空軍費	二五、九六九、〇〇〇
民政費	一二三、二三五、〇〇〇
教育費	三四、二六五、〇〇〇
養老年金	二五、三六九、〇〇〇
恩給省	三六、〇〇〇、〇〇〇
保健省及保險費	二六、九三二、〇〇〇
勞動者及復員復職事務費	四五、〇〇〇、〇〇〇
屬領及聯合國への貸付	二七、三二三、〇〇〇
鐵道協定及運送費	一六、二七九、〇〇〇
麵麩補助金	
軍需省	
船舶省	

炭坑収損補助

其他

小計

追加豫算（豫備費）

関税消費税及
内国税徴収費

郵便事業費

計

合計

之を前年度改訂豫算額

と比較するとき

の減少である。而して其の費目別は

一五、〇〇〇、〇〇〇 磅

六五、八六五、〇〇〇

四九七、三一八、〇〇〇

二〇、〇〇〇、〇〇〇

一〇、四六八、〇〇〇

四九、六八九、〇〇〇

八〇七、九〇四、〇〇〇

一、一八四、一〇二、〇〇〇

一、六四二、二九五、〇〇〇 磅

△ 四五八、一九三、〇〇〇 磅

既定費

國債費

其他の増加

計（増加）

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

其他の増加

計（減少）

合計（減少）

磅

△ 三九二、〇七一、〇〇〇

△ 一〇四、六八二、〇〇〇

△ 二三、九五七、〇〇〇

△ 四七二、七九六、〇〇〇

△ 四五八、一九三、〇〇〇

にして、軍事費の節減を断行し、著しく歳出の減少に寄與すると
ころがあつたが、尚ほ戦争費（メンポタミア、エジプト等に
おける軍隊駐屯費を含む）として計上
されたる金額は

に達するものである。
又民政費は豫算額

五六、五〇〇、〇〇〇 磅

四九七、三一八、〇〇〇 磅

にして、昨年度改訂豫算に比し、約一億五百万磅の減少であるが、其の豫算中には直接又は間接に戦争に關係ある一時的經費多額を占め、自治領及び聯合國への貸付、救濟費、除隊兵の復職費、臨時管理費、戰時契約清算費等を合計すれば

三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

に達する。又昨年度は殆んど支出を要せざりし軍需省費及び船舶省費が合計

四三、〇〇〇、〇〇〇 磅

に上ることにも注目し値するのである。

次に民政費中常に批評の中心となる政府補助金は、前年度より一億磅の減少であるが、其の主要なる費目は左の如くである。

- 鐵道協定補助金 二三、〇〇〇、〇〇〇 磅
- 沿岸貿易補助金 九七八、〇〇〇
- 運河償却補助金 一、五二〇、〇〇〇
- 麵麩補助金 四五、〇〇〇、〇〇〇
- 大蔵省證券保管計畫補助金 一、五七〇、〇〇〇
- 炭坑故障補助金 一五、〇〇〇、〇〇〇
- 住宅補助金 一六、一五五、〇〇〇
- 計 一〇三、二二三、〇〇〇

次に其他失業保險法實施費、ナウル島に關する濠洲及新西蘭との協定より生ずる費用並に一般吏員の戰時恩給等に合計

二〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

と要するので、追加豫算（豫備費）として計上したのである。

更に本豫算額を其の決算額

に比較するときは、決算額において

一、一九五、四二七、八七七 磅

一一、三二五、八七七 磅

の増加である。而して其の費目別は

既定費

- 國債費の増加 四、五九八、六一六 磅
- 道路基金の増加 二、二八六、六八九
- 其他の減少 五、〇三六、四二八

計（増加）

一、八四八、八七七

議定費

- 軍事費の増加 六一、七九九、〇〇〇
- 民政費の減少 三七、一〇二、〇〇〇
- 追加豫算（豫備費）の減少 二〇、〇〇〇、〇〇〇
- 其他の増加 四、七八〇、〇〇〇

計（増加）

九、四七七、〇〇〇

合計（増加）

一一、三二五、八七七

である。

右の如く既定費において約二百萬磅の増加を生じたるは、相續税納付のため代用されたる戦勝公債等の提供が増加したるため、國債費の膨脹を促したとに基因する。

又議定費において約千萬磅の増加を生じたるは、陸軍費、海軍費

及空軍費の膨脹によるものにして、民政費において減少せるもの
の内主要なるものは

一七六

恩給の減

△ 一三、〇〇〇、〇〇〇 磅

自治領及聯合國への
貸付の減

△ 一二、〇〇〇、〇〇〇

保健省及アイルランド、スコットランド
保健官廳費の減

△ 一一、〇〇〇、〇〇〇

麵麩補助金廢止による減

△ 五、〇〇〇、〇〇〇

計

△ 四一、〇〇〇、〇〇〇

である。

四 總豫算額

一九二〇年度の歳出總豫算額は

一、二七一、一六八、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するときは

八七、〇六六、〇〇〇 磅

の増加にして、更に之を前年度總豫算額

一、六七三、〇五九、〇〇〇 磅

に比較するときには

△ 四〇一、八九一、〇〇〇 磅

の減少である。

又之を一九二〇年度決算額に比較するときには、決算額において

△ 七五、七四〇、一二三 磅

の減少である。

一九二〇年度決算
額と前年度決
算額の比較

一九二〇年度歳出決算額は

一、一九五、四二七、八七七 磅

一七八

にして、之を一九一九年度歳出決算額

一、六六五、七七二、九二八 磅

に比較するとき

△ 四七〇、三四五、〇五一 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

一七、五六四、九〇八 磅

其他の増加

一二、二七七、〇四一

計 (増加)

二九、八四一、九四九

議定費

軍事費の減少

△ 三一、八〇〇、〇〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

總計 (減少)

△ 四七〇、三四五、〇五一

臨時事件費の減少

△ 八七、〇〇〇、〇〇〇

合計 (減少)

△ 三八三、三四五、〇五一

其他の増加

△ 七、四五一、〇〇〇

民政費の減少

△ 一〇八、八三八、〇〇〇

計 (減少)

△ 四一三、一八七、〇〇〇

(一) 一九二〇年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二〇年度		一九一九年度		一九二〇年度対一九一九年度	
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	対總豫算額	対一九一九年度決算額の増△減
既定費						
國債費						
長期公債利子	七,八七,八四〇		七,八九九,九〇一			△ 二〇,〇六一
定期年金	二,五八,五六三		二,五八八,三三二			△ 二三一
短期公債利子	五,九四九,一五四		一,三三九,七〇七			△ 六,四四八,五五三
國債取扱費	七四,一九七		八八七,一二二			△ 一四五,一二五
新減債基金	七,三四,四五六		〇			△ 七,三四〇,四五六
戰時國債費	三三五,〇九八,六六六	三二〇,五〇〇,〇〇〇	三〇八,二六〇,六五六	四,五九八,六一六		△ 一六,八三七,九六〇
小計	三四九,五九八,六六六	三四五,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇三三,七〇八	四,五九八,六一六		△ 一七,五六四,九〇八

費目	一九二〇年度		一九一九年度		一九二〇年度対一九一九年度	
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	対總豫算額	対一九一九年度決算額の増△減
道路基金	八,九三六,六八九	六六五,〇〇〇	〇	二,二八六,六八九		△ 八,九三六,六八九
地方稅勘定支辨	一〇,七八五,五〇三	一〇,八一八,〇〇〇	一〇,七四六,四二二	三三,四九七		△ 三九,三六一
土地定住費	六,九九七,七三三	二,〇〇〇,〇〇〇	三,四七七,四四七	五,〇七〇,二〇七		△ 三,四五二,三四六
其他	一,七九六,三五六	一,七三〇,〇〇〇	一,九四七,六三二	六六,二七六		△ 一五一,三五五
計	三七八,〇四六,八七七	三七六,一九八,〇〇〇	三四八,二〇四,九三八	一,八四八,八七七		△ 三九,八四一,九四九
議定費						
陸軍費	一八,五〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	三九五,〇〇〇,〇〇〇	五六,五〇〇,〇〇〇		△ 二二三,五〇〇,〇〇〇
海軍費	八,八四六,〇〇〇	八四三,七二,〇〇〇	一,五六五,二八〇,〇〇〇	四,〇五六,〇〇〇		△ 六八,一〇〇,〇〇〇
空軍費	二二,三〇〇,〇〇〇	三一〇,五七,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	一,二四三,〇〇〇		△ 三〇,二〇〇,〇〇〇
小計	二九,〇三八,〇〇〇	二三〇,四二九,〇〇〇	六,七四〇,二八〇,〇〇〇	六,七九九,〇〇〇		△ 三二,一八〇,〇〇〇
民政費	四六〇,三六,〇〇〇	四九七,三三八,〇〇〇	五六九,〇五四,〇〇〇	三七,一〇二,〇〇〇		△ 一〇八,八三八,〇〇〇

費目	一九二〇年度		一九一九年度		一九二〇年度	
	決算額	本豫算額	決算額	対不豫算額	対總豫算額	対一九一九年度決算額の増減
關稅消費稅及內國稅徵收費	一、二五九、〇〇〇 磅	一〇、四六八、〇〇〇 磅	九、四三三、〇〇〇 磅	七九一、〇〇〇 磅		一、八三七、〇〇〇 磅
郵便事業費	五三、六七八、〇〇〇	四九、六八八、〇〇〇	四八、〇四四、〇〇〇	三、九九九、〇〇〇		五、六四〇、〇〇〇
追加豫算(豫備費)	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇		〇
小計	五五、一五三、〇〇〇	五七、四七五、〇〇〇	六二、六五四、〇〇〇	五、三三二、〇〇〇		一〇一、三八七、〇〇〇
合計	一、九五、四三七、八七七	一、一八四、一〇二、〇〇〇	一、二二〇、五五八、〇〇〇	九、四七七、〇〇〇		四三、一八七、〇〇〇
臨時事件費	〇	〇	八七、〇〇〇、〇〇〇	〇		八七、〇〇〇、〇〇〇
總計	一、九五、四三七、八七七	一、一八四、一〇二、〇〇〇	一、六六五、七七二、九二八	一、三三三、五五五、〇〇〇		四七〇、三四五、〇五二

(二) 一九二〇年度民政費決算費目別内譯表

費目	決算額
公共土木及建築費	一二、三七六、四九六 磅
普通諸官廳俸給及經費	一八、三九二、八四三
司法及警察費	一九、四八一、二〇七
教育科學及技藝	五九、三三一、四二六
外國及植民地經費	四、九八七、一六九
恩給及各種年金其他	三、七七〇、一六二
職業紹介保險等	七二、五一四、一九七
其他	二六九、三六二、五〇〇
計	四六〇、二一六、〇〇〇

(二) 國債費、軍事費、其他の區分

一九二〇年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するときは

國債費	三四九、五九八、六一六
軍事費	二九二、二二八、〇〇〇
其他の經費	五五三、六〇一、二六一
計	一九五、四二七、八七七

にして、之を一九一九年度歳出決算額のそれと比較するときには

國債費の増加	一七、五六四、九〇八
軍事費の減少	三九八、八〇〇、〇〇〇
其他の經費の減少	八九、一〇九、九五九

計 (減少)

△ 四七〇、三四五、〇五一

である。

次に各年度における費途別割合を見るに

	一九二〇年度 決算	一九一九年度 決算	一九一八年度 決算	一九一七年度 決算
國債費	二九	二〇	一一	一二
軍事費	二五	四一	八五	三九
其他の經費	四六	三九	四	四九
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、國債費の増加、軍事費の減少を示してゐるのである。亦して其の内譯は別表の如くである。

一九二〇年度歳出決算額國債費、軍事費其他區分表

費途	一九二〇年度決算額		一九一九年度決算額		一九二〇年決算額の増△減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三四九、五九八、六一六 磅	二九	三三二、〇三三、七〇八	二〇	一七、五六四、九〇八
軍事費	二九二、三三八、〇〇〇	二五	六九一、〇二八、〇〇〇	四一	三九八、八〇〇、〇〇〇
臨時事件費	〇	〇	八七、〇〇〇、〇〇〇	五	八七、〇〇〇、〇〇〇
其他	二九二、三三八、〇〇〇	二五	六〇四、〇三八、〇〇〇	三六	三一、八〇〇、〇〇〇
其他の經費	五五三、六〇、二六一	四六	六四二、七二一、二二〇	三九	八九、一〇九、九五九
計	一、一九五、四二七、八七七	一〇〇	一、六六五、七七二、九二八	一〇〇	四七〇、三四五、〇五一

歳入

租稅收入

(直接稅)

相續稅
地租
炭屋稅
所得稅

一九二〇年度歳入の決算額は

四七、七二九、〇〇〇 磅
 六五〇、〇〇〇
 九〇〇、〇〇〇
 八六五、〇〇〇
 三三八、一八七

同附加税	五五、	二八一、	〇〇〇
超過利得税	二一九、	一八一、	〇〇〇
土地增加税 (鑛業權税の分)		二〇、	〇〇〇
自働車税	七、	〇七三、	〇〇〇
法人利得税		六五〇、	〇〇〇
小計	六七一、	三四九、	〇〇〇
(間接税)			
関税	一三四、	〇〇三、	〇〇〇
消費税	一九九、	七八二、	〇〇〇
印紙税	二六、	五九一、	〇〇〇
小計	三六〇、	三七六、	〇〇〇
計	一、	〇三一、	七二五、

である。

税外收入	三六、	一〇〇、	〇〇〇
郵便收入	五、	二〇〇、	〇〇〇
電信收入	八、	二〇〇、	〇〇〇
電話收入	四九、	五〇〇、	〇〇〇
小計		六六〇、	〇〇〇
王領地收入	三〇、	七七〇、	七二九
各種貸付金收入	三一三、	三二八、	九三七
雑收入	三九四、	二五九、	六六六
計	一、	四二五、	九八四、
合計			六六六

増収計畫

一九二〇年度豫算編成當初において、現行課税率によ
る歳入過はよる剰餘金は

歳出	一、一八四、一〇二、〇〇〇 磅
歳入	一、三四一、六五〇、〇〇〇

差引歳入過

一五七、五四八、〇〇〇

にして、之を國債銷却に充當する計畫であるが、國債現在高の二
%に過ぎざるを以て、之を三%にまで増加するため増収計畫を衝
てたのである。而して其の金額は

増税額	七三、〇〇〇、〇〇〇 磅
増収額	六、五〇〇、〇〇〇
減税	七九、五〇〇、〇〇〇
計	二、八五〇、〇〇〇

差引増収見込額

七六、六五〇、〇〇〇

である。故に歳入過は合計

二三四、一九八、〇〇〇 磅

となつたのである。而して右増収計畫の要綱は次の如くである。

増収計畫要綱

一、増収計畫

(1) 郵便其他料金の引上

郵便局に関する収入とすべての費用とを計算するときには、今
日において既に

三、〇〇〇、〇〇〇 磅

の欠損である。故に封書、葉書、新聞紙其他印刷物郵送料、
小包、電信、電話のすべてにつき料金を引上げ、本年度にお

いて

六、五〇〇、〇〇〇 磅

の増収額を得んとするものである。

(2) 関税、消費税の増収

(1) 發動油税及現行自働車特許税を廢し、新に自働車税を課する。但し本年十二月三十一日までには現行自働車特許税を施行し、明年一月一日より新税法施行せらるべく、右ニ税廢止により生ずべき減少額は、本年度において

△ 一、六五〇、〇〇〇 磅

である。

(10) 火酒税

一「ブルーフ」ガロン」につきニ志六斤を七ニ志六斤に引上ぐ。本年度における増収額は

二三、五〇〇、〇〇〇 磅

である。

(11) 麥酒税

一「標準バレル」につき七〇志を一〇〇志に引上ぐ。本年度における増収額は

二二、五〇〇、〇〇〇 磅

である。

(12) 葡萄酒税

現行葡萄酒税は各一「ガロン」につき

Heavy Wine 三志、輸入純詰 Still Wine は附加税一志、同じく Sparkling Wine 二志六斤である。本年度よりは此のすべての葡萄酒税を倍加し、尚ほ其の上に輸入 Sparkling Wine に五〇%の従價税を課するものである。本年度における増

收額は

三、八〇〇、〇〇〇 磅

である。

(4) 葉巻煙草税

現行課税「封度」につきニ志ニ片半の上ニ五〇%の従價税を課するものである。本年度における増収額は

五〇〇、〇〇〇 磅

である。

以上関税及消費税を通算して本年度増収額は

四八、六五〇、〇〇〇 磅

である。

(3) 自動車税（新税）

一九二一年一月一日より施行す。本年度における増収額は

四、五〇〇、〇〇〇 磅

である。

(4) 印紙税

株式移轉印紙税、流通證券及無記名株印紙税、會社資本印紙税、受取證書印紙税、假證券印紙税、保險證券印紙税、海上保險證書印紙税の各種につき増税を行ひ、本年度における増収額は

五、二〇〇、〇〇〇 磅

である。

(5) 超過利得税

戦争に基く好景氣が豫想に反して依然繼續せるが故に、前年度において四〇%に引下げたる本税を引上げて六〇%の税率となさんとす。但し本税率變化の主たる結果は、次年度に現

はるべきが故に、本年度における増収額は

一九六
一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

に過ぎないのである。

(6) 法人利得税 (新税)

商業又はこれに類似の事業に従事する有限責任会社の利潤及所得一磅につき一志の率を以て課税する。有限責任会社は法律により、多くの特権と便宜とを享有するが故に、其の對價を支拂はしめんとするものである。但し本税は戰時利得税の存在する間並行して賦課せられるものである。本年度における増収額は

三、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。(全年度は三五、〇〇〇、〇〇〇 磅である。)

(7) 所得税

所得税調査委員會の建議に基き、家族扶養義務者及小所得者と救済する。即ち

一磅につき六志なる所得税の標準率に何等の變更を加へないが、新制度の下においては既婚者の責任に重大なる注意を拂つてゐる。假令全然勤勞所得によつて生活する子女なき夫婦においては免税点を二五〇磅とし、二五〇磅以上も約八〇磅までは現在よりも少額を納税するものとする。子女を有する夫婦は更に寛大なる處置を受け、八〇〇磅に至るまでは大体において現行制度より低率とせられた。一方獨身者については、夫婦者よりも取得少なきものも見逃さるることなく、勤勞所得のみによりて生活する場合には、免税点は一三〇磅より一五〇磅に引き上げられ、三〇〇磅以上になつて税率増加するものとする。又小額の投資による

所得に對する負擔も之を軽減するのである。次に帝國內における二重課税を防ぐの制度を樹つると共に、戦時施設たる軍人に對する特典を廢止する。附加税においては税率を高め、其の範圍を廣くする。

以上改正の結果は本年度において

△ 一、二〇〇、〇〇〇 磅

の減收となるのである。

ニ以上叙述せる増收計畫實行の結果は、全年度において

一九八、二三〇、〇〇〇 磅

本年度において

七六、六五〇、〇〇〇 磅

の増收を生ずるものである。其の内譯は別表の如くである。

一九二〇年度歳入増收計畫表

區分	歳入		増收	計畫	額	差引
	歳入	歳出				
現行課税率による歳入過不足	一、二八四、一〇二、〇〇〇 磅	一、三四一、六五〇、〇〇〇	七九、五〇〇、〇〇〇 磅	二八五、〇〇〇	七六、六五〇、〇〇〇 磅	一、一八四、一〇二、〇〇〇 磅
租税收入	九六五、〇〇〇、〇〇〇		七三、〇〇〇、〇〇〇	二八五、〇〇〇	七〇、一五〇、〇〇〇	一、〇三五、一五〇、〇〇〇
関税				△ 一六五、〇〇〇		一五〇、〇〇〇、〇〇〇
消費税	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇		五〇、二〇〇、〇〇〇		四八、六五〇、〇〇〇	一九八、六五〇、〇〇〇
印紙税	二〇、〇〇〇、〇〇〇		五、二〇〇、〇〇〇	〇	五、二〇〇、〇〇〇	二五、二〇〇、〇〇〇
内						
差引						本豫算額

區分	現行課稅率による 歳入過△不足		増収 増税及増収		訂畫 廃減税		差引増額		差引 本豫算額
	歳入過	△不足							
所得税及 附加税	三、七、〇、〇〇、〇〇	磅	〇	磅	△ 一、二、〇、〇〇、〇〇	磅	△ 一、二、〇、〇〇、〇〇	磅	三、八、五、八、〇〇、〇〇
超過利得税	二、〇、〇、〇〇、〇〇		一、〇、〇、〇〇、〇〇		〇		△ 一、〇、〇、〇〇、〇〇		三、〇、〇、〇〇、〇〇
自働平税	〇		四、五、〇、〇〇、〇〇		〇		△ 四、五、〇、〇〇、〇〇		四、五、〇、〇〇、〇〇
法人利得税	〇		三、〇、〇、〇〇、〇〇		〇		△ 三、〇、〇、〇〇、〇〇		三、〇、〇、〇〇、〇〇
其他	四、八、〇、〇〇、〇〇		〇		〇		△ 四、八、〇、〇〇、〇〇		四、八、〇、〇〇、〇〇
税外收入	三、七、六、五、〇〇、〇〇		六、五、〇、〇〇、〇〇		〇		△ 六、五、〇、〇〇、〇〇		三、八、三、一、五、〇〇、〇〇
郵便、電信及 電話收入	四、六、五、〇〇、〇〇		六、五、〇、〇〇、〇〇		〇		△ 六、五、〇、〇〇、〇〇		五、三、〇、〇〇、〇〇
其他	三、三、〇、一、五、〇、〇〇		〇		〇		△ 三、三、〇、一、五、〇、〇〇		三、三、〇、一、五、〇、〇〇
歳入過	一、五、七、五、四、八、〇〇		七、九、五、〇、〇〇、〇〇		△ 二、八、五、〇、〇〇、〇〇		△ 七、六、六、五、〇、〇〇、〇〇		三、三、四、一、九、八、〇〇、〇〇
差引									

④本豫算額及
總豫算額

右増収計畫額を包含せる一九二〇年度本豫算額は

租税收入 (直接税)

相續税 四五、〇〇〇、〇〇〇 磅

地租 二、五〇〇、〇〇〇

家屋税 五〇〇、〇〇〇

土地増價税 (鑛業権
税の分) 三八五、八〇〇、〇〇〇

所得税及附加税 二二〇、〇〇〇、〇〇〇

超過利得税 一一〇、〇〇〇

自働車税	四、五〇〇、〇〇〇	磅
法人利得税	三、〇〇〇、〇〇〇	
小計	六六一、〇〇〇、〇〇〇	
(間接税)		
関税	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	
消費税	一九八、六五〇、〇〇〇	
印紙税	二五、二〇〇、〇〇〇	
小計	三七三、八五〇、〇〇〇	
計	一、〇三五、一五〇、〇〇〇	
税外收入		
郵便、電信及電話收入	五三、〇〇〇、〇〇〇	
王領地收入	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	
各種貸付金收入	九、五〇〇、〇〇〇	

雑収入

計 三二〇、〇〇〇、〇〇〇
 計 三八三、一五〇、〇〇〇
 合 計 一、四一八、三〇〇、〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。而して之を前年度本豫算額

に比較するとき

一、二〇一、一〇〇、〇〇〇 磅
 二一七、二〇〇、〇〇〇 磅

の増加にして、其の種目別は

租税收入

(直接税)

相續税の増加 一、五〇〇、〇〇〇 磅
 所得税及附加税の増加 三一、八〇〇、〇〇〇

自動車税の新設

法人利得税の新設

超過利得税の減少

小計 (減少)

(間接税)

関税の増加

消費税の増加

印紙税の増加

小計 (増加)

計 (増加)

税外収入

郵便、電信及電話収入の増加

四、五〇〇、〇〇〇 磅

三、〇〇〇、〇〇〇

八〇、〇〇〇、〇〇〇

二九、二〇〇、〇〇〇

三一、〇〇〇、〇〇〇

八〇、一五〇、〇〇〇

一三、二〇〇、〇〇〇

一二四、三五〇、〇〇〇

九五、一五〇、〇〇〇

一二、〇〇〇、〇〇〇

雑収入の増加

各種貸付金収入の減少

計 (増加)

合計 (増加)

にして、増税等による増加額

を控除するときには、自然増加額は

である。而して其の大部分は雑収入の増加である。

一一〇、三〇〇、〇〇〇

△ 二五〇、〇〇〇

一二二、〇五〇、〇〇〇

二一七、二〇〇、〇〇〇

七六、六五〇、〇〇〇 磅

一四〇、五五〇、〇〇〇 磅

更に本豫算額を決算額

に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の費目別は

租税收入

(直接税)

- 相續税の増加
- 地租及家屋税の増加
- 所得税及附加税の増加
- 自動車税の増加
- 土地増加税の減少
- 超過利得税の減少
- 法人利得税の減少

一、四二五、九八四、六六六 磅

七、六八四、六六六 磅

二、七二九、〇〇〇 磅

五〇、〇〇〇

八、三四六、〇〇〇

二、五七三、〇〇〇

△ 四八〇、〇〇〇

△ 八一九、〇〇〇

△ 二、三五〇、〇〇〇

小計 (増加)

一〇、〇四九、〇〇〇

(間接税)

- 関税の減少
- 消費税の増加
- 印紙税の増加

小計 (減少)

△ 一三、四七四、〇〇〇

税外收入

- 王領地收入の増加
- 各種貸付金收入の増加
- 郵便、電信及電話收入の減少
- 雑收入の減少
- 普通收入の増加

一〇、〇〇〇

二一、二七〇、七二九

△ 三、五〇〇、〇〇〇

△ 六、六七一、〇六三

七、三八九、〇〇〇

特別収入の減少

△ 一四、〇六〇、〇六三 磅

計 (増加)

一一、一〇九、六六六

合計 (増加)

七、六八四、六六六

にして、関税及消費税を通じて約千五百萬磅の減収を示したるは、財界の不況と一九二〇年十月の炭坑同盟罷業の影響である。而して細目につき主要なる増減を示せば

減収の重なるもの

強精酒税

△ 一五、五〇〇、〇〇〇 磅

煙草税

△ 七、〇〇〇、〇〇〇

葡萄酒税

△ 三、〇〇〇、〇〇〇

増収の重なるもの

麥酒税

一一、〇〇〇、〇〇〇

輸入自動車税

一、八五〇、〇〇〇

娛樂税

七〇〇、〇〇〇

にして、右の内強精酒税は強精酒の價格騰貴により、之を海外に輸出する等のための、實際の品押底に基くものである。

相續税決算額約四千八百萬磅の中には、證券の提供によつて納付せられたものが千百萬磅にも達したので、従つて二百七十萬磅の増加を示すに至つたものである。

又土地増價税は其の内の鑛業權税を存し他は廢止せられ、法人利得税は實施の初年なるを以て其の成績良好ならざりしため、いづれも減収となつたのである。

次に雜収入の特別収入は、財界の不況と物價の下落により、千四百萬磅の減収となつたのである。而して特別収入の實收額中主要なるものは

單 獨 省 (主として)

一五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

計	商務省	食糧省	船舶省
二四〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇

い一九二〇年度決算額と前年度決算額の比較

一九二〇年度歳入決算額は

一、四三五、九八四、六六六 磅

にして、これを一九一九年度歳入決算額

一、三三九、五七一、三八一 磅

に比較するときには

八六、四一三、二八五 磅

の増加である。而して其の内譯は

租税收入

(直接税)

相續税の増加	六、八二五、〇〇〇 磅
所得税の増加	二一、九三九、〇〇〇
同附加税の増加	一三、一〇八、〇〇〇
自動車税の増加	七、〇七三、〇〇〇
法人利得税の増加	六五〇、〇〇〇
超過利得税の減少	△ 七〇、八六四、〇〇〇
其他の減少	△ 七三三、〇〇〇
小計(減少)	△ 二二、〇〇二、〇〇〇
(間接税)	

租稅收入 (直接稅)	項 目	一九二〇年度		一九一九年度		一九二〇年度決算額の比較増減	
		決算額	豫算額	決算額	対豫算額	対總豫算額	対一九一九年度決算額
相續稅		四七、七五〇	四五、〇〇〇	四〇、九〇〇	二、七九〇		六、八五〇
地租		六五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六八、〇〇〇	五〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
家屋稅		一九〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇
土地増價稅 (礦業權稅の分)		二〇、〇〇〇		六、三〇〇			六、三〇〇
合計		八三二、七〇〇	一七五、〇〇〇	一、一〇五、一〇〇	八三〇、〇〇〇		七五、一〇〇

一九二〇年度歳入決算額及豫算額比較表

である。而して其の内譯は別表の如くである。

合計	(増加)	八六、四一三、二八五
計	(増加)	五三、六四八、二八五
雑収入の増加		三二、四九九、四七八
各種貸付金収入の増加		一五、八一八、八〇七
郵便、電信及電話収入の増加		五、三五〇、〇〇〇
王領地収入の減少		二〇、〇〇〇
税外収入		三二、七六五、〇〇〇
小計 (増加)		五四、七六七、〇〇〇
計 (増加)		四、〇〇五、〇〇〇
印紙稅の増加		六六、一一九、〇〇〇
消費稅の増加		一五、三五七、〇〇〇
関稅の減少		四、〇〇五、〇〇〇

項 目	一九二〇年度		一九一九年度		對本豫算額 對總豫算額	對一九一九年度 對總豫算額
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額		
所得稅	三六、八六五、〇〇〇	三八五、八〇〇、〇〇〇	三二六、九七六、〇〇〇	八、三四六、〇〇〇	二、一九三九、〇〇〇	一三、一〇八、〇〇〇
同附加稅	五五、三八一、〇〇〇	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	四二、一七三、〇〇〇	八一、〇〇〇	七、〇八四、〇〇〇	七、〇八四、〇〇〇
超過利得稅	二九、一八一、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	〇	二、五七三、〇〇〇	七、〇七三、〇〇〇	七、〇七三、〇〇〇
自働車稅	七、〇七三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、三五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇
法人利得稅	六五〇、〇〇〇	六六、一三〇、〇〇〇	六九三、三五〇、〇〇〇	一〇、〇四九、〇〇〇	二、〇〇二、〇〇〇	二、〇〇二、〇〇〇
小計	六七、三四九、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
(間接稅)						
關稅	一三四、〇〇三、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四九、三三〇、〇〇〇	一五、九九七、〇〇〇	一五、九九七、〇〇〇	一五、三五七、〇〇〇
消費稅	一九九、七八二、〇〇〇	一九八、四五〇、〇〇〇	一三三、六六三、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	六六、一九〇、〇〇〇
印紙稅	三六、五九一、〇〇〇	二五、二〇〇、〇〇〇	二二、五六六、〇〇〇	一、三九一、〇〇〇	一、三九一、〇〇〇	四、〇〇五、〇〇〇
小計	三六〇、三七八、〇〇〇	三七三、八五〇、〇〇〇	三〇五、五六九、〇〇〇	一三、四七四、〇〇〇	一三、四七四、〇〇〇	五四、七六七、〇〇〇

項 目	一九二〇年度		一九一九年度		對本豫算額	對總豫算額
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額		
計	一、〇三三、七五五、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	九九八、九六六、〇〇〇	三、四二五、〇〇〇	三、四二五、〇〇〇	三三、七六五、〇〇〇
稅外收入						
郵便收入	三六、一〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
電信收入	五二、〇〇〇、〇〇〇	五七五、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
電話收入	八、二〇〇、〇〇〇	一〇、二五〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
小計	四九、五〇〇、〇〇〇	五三、〇〇〇、〇〇〇	四四、一五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	五、三五〇、〇〇〇
王領地收入	六六、〇〇〇	六五、〇〇〇	六八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
各種貸付金收入	三〇、七〇〇、七三九	九五〇、〇〇〇	一四、九五九、九二二	二一、二七〇、七三九	二一、二七〇、七三九	一五、八八八、〇七
普通收入	九九一、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、四〇一、二	二四七、〇〇〇	二四七、〇〇〇	一三、〇一二
特別收入	二九、七七九、七三九	八、七五六、〇〇〇	一三、九四七、九一〇	二一、〇三三、七三九	二一、〇三三、七三九	一五、八三一、八九
雜收入	三三三、三三八、九三七	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	二八〇、八二九、四五九	六、六七一、〇六三	六、六七一、〇六三	三三、四九九、四七八

項目	一九二〇年度		一九一九年度		一九二〇年度決算額の比較増減	
	決算額	本豫算額	決算額	对本豫算額	対總豫算額	対一九一九年度決算額
普通收入	二五,三八九,〇〇〇 磅	一八,〇〇〇,〇〇〇 磅	一六,〇五〇,〇〇〇 磅	七,三八九,〇〇〇 磅		九,三三八,五七三 磅
手数料及特許印紙税	一,八〇二,〇〇〇		一,三五九,〇〇〇			四四三,〇〇〇
民政各廳收入	三三,五八七,〇〇〇		一四,六九一,四三七			八,八九五,五七三
特別收入						
民政各廳收入	二八七,九九九,九三七	三〇二,〇〇〇,〇〇〇	二六四,七九〇,三三二	一四,〇六〇,〇六三		二三,一六〇,九〇五
合計	一,四三九,九八四,六六六	一,四一八,三〇〇,〇〇〇	一,三三九,五七一,三六一	七,六八四,六六六	七,六八四,六六六	八六,四一三,二八五

○

(一) 租税收入其他の區分

一九二〇年度歳入決算額を租税收入其他に區分するときは

租税收入	直接税	間接税	小計	税外收入	計
六七一、三四九、〇〇〇 磅	三七〇、三七六、〇〇〇	一、〇三一、七二五、〇〇〇	三九四、二五九、〇〇〇	一、四二五、九八四、六六六	一、八二〇、二四三、六六六
直接税の増減	二二、〇〇二、〇〇〇 磅	五四、七六七、〇〇〇			
間接税の増加		三二、七六五、〇〇〇			
計 (増加)					三二、七六五、〇〇〇

にして、之を一九二〇年度歳入決算額のそれと比較するときは

税外収入の増加
合計 (増加)

五三、六四八、二八五
八六、四一三、二八五
三二八

の増加である。

今各年度における區分別割合を見るに

税外収入	租税収入			合計
	直接税	間接税	計	
一九二〇年度 決算	四七	二五	七二	二八
一九一九年度 決算	五二	二三	七五	二五
一九一八年度 決算	六九	一九	八八	一二
一九一三年度 決算	三九	四三	八二	一八
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、租税収入中における直接税及び間接税の割合は

間接税	直接税		合計
	一九二〇年度 決算	一九一九年度 決算	
三五	六五	一〇〇	一〇〇
三一	六九	一〇〇	一〇〇
二二	七八	一〇〇	一〇〇
五二	四八	一〇〇	一〇〇

である。而して其の内譯日別表の如くである。

一九二〇年度歳入決算額租税其他區分表

租税收入	區分		租税の割合
	一九二〇年度決算額	一九一九年度決算額	
六七、三九、〇〇〇	六九三、三五、〇〇〇	六五	六九
四七	五二	七八	七八
	増引 △ 二、〇〇、〇〇〇	四八	四八
	減 △ 二、〇〇、〇〇〇		
	租税の割合		
	一九二〇年度 決算		
	一九一九年度 決算		
	一九一八年度 決算		
	一九一三年度 決算		

計	税 外 收 入	間 接 税 小 計	區 分		租 税 の 割 合
			金 額	割 合	
	一、四三五、九八四、六六六	三九四、二五九、六六六	一九二〇年度決算額	三六〇、三七六、〇〇〇	一九二〇年 度決算
			一九一九年度決算額	三〇五、六〇九、〇〇〇	一九一九年 度決算
			増	五四、七六七、〇〇〇	一九一八年 度決算
			減	三二、七三五、〇〇〇	一九一三年 度決算
			一九二〇年度決算額	二五	一九二〇年 度決算
			一九一九年度決算額	二五	一九一九年 度決算
			増	七二	一九一八年 度決算
			減	七五	一九一三年 度決算
			一九二〇年度決算額	二五	一九二〇年 度決算
			一九一九年度決算額	二五	一九一九年 度決算
			増	一〇〇	一九一八年 度決算
			減	一〇〇	一九一三年 度決算
			一九二〇年度決算額	一〇〇	一九二〇年 度決算
			一九一九年度決算額	一〇〇	一九一九年 度決算
			増	一〇〇	一九一八年 度決算
			減	一〇〇	一九一三年 度決算

國
債

五

一九二〇年度末の國債現在高は

普通公債

内 國 債

外 國 債

計

其他の資本公債

合 計

にして、之を一九一九年度末現在高

に比較するときは

六、	四一三、	七九五、	三一
一、	一六一、	五六三、	一七四
七、	五七四、	三五八、	四八六
四八、	七三八、	六四二	
七、	六二三、	〇九七、	一二八
七、	八七五、	六四一、	九六一

の減少である。其の内譯は

普通公債

内國債の減少

外國債の減少

計（減少）

其他の資本公債の増加

合計（減少）

である。而して其の内譯は別表の如くである。

右普通公債の減額は一九二〇年度決算上生じたる剰餘金

ニ三〇、五五六、七八九^磅

に其の他の資金を加へて、國債を償還したるため生じたるもので

ある。

△ 二五二、五四四、八三三^磅

△ 一三七、二七〇、三七八^磅

△ 一一七、一五〇、二三一

△ 二五四、四二〇、六〇九

一、八七五、七七六

△ 二五二、五四四、八三三

一九二〇年度末國債現在高表

種別	一九二〇年度末	一九一九年度末	差列増△減
普通公債	一九二〇年度末	一九一九年度末	
内國債	六、四一三、七九五、三一三 ^磅	六、五五〇、〇六五、六九〇 ^磅	△ 一三七、二七〇、三七八 ^磅
長期公債	三二四、八三六、九七〇	三一四、九五二、二一五	△ 一一五、二四五
定期年金	一七、六九八、〇九〇	一九、三一三、七〇九	△ 一、六一五、六一九
短期公債	六、〇八〇、二六〇、二五二	六、二一五、七九九、七六六	△ 一三五、五三九、五一四
外國債	一、一六一、五六三、一七四	一、二七八、七一三、四〇五	△ 一一七、一五〇、二三一
短期公債			

種別	各年度末現在高	
	一九二〇年度末	一九一九年度末
計	七、五七四、三五八、四八六 磅	七、八二八、七七九、〇九五 磅
	四八、七三八、六四二	四六、八六二、八六六
其他の資本公債	七、六二三、〇九七、一二八	七、八七五、六四一、九六一
合計		
		差引増△減
		二五四、四二〇、六〇九 磅
		一、八七五、七七六
		二五二、五四四、八三三

次に一九二〇年度末の普通公債現在高内譯は別表の如くである。

一九二〇年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高	
	一九二〇年度末	一九一九年度末
普通公債		
内國債		
流動公債		
大藏省證券		
一時借入金		
其他の公債		
外國債		
米國の分		
米國借入金		
英佛共同公債		
		差引増△減
		一三七、二七〇、三七八 磅
		二〇、四〇二、〇〇〇
		二九、九九六、〇〇〇
		五〇、三九八、〇〇〇
		一一六、八六八、三七八
		一一七、一五〇、二三一
		七〇、〇七〇、三八一
		三、二九一、二九五
		五一、三六七、〇一七

種別	各年度示現在高		差引増△減
	一九二〇年度示	一九一九年度示	
其他	一〇四、三四〇、九四五 磅	一一九、七五三、〇一四 磅	一五、四一二、〇六九 磅
其他の分	一九四、八五九、四四七	二四一、九三九、二九七	四七、〇七九、八五〇
其他聯合國 より借入	一二六、五〇〇、〇〇〇	一一三、五〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
其他	六八、三五九、四四七	一一八、四三九、二九七	六〇、〇七九、八五〇
合計	七、五七四、三五八、四八六	七、八二八、七七九、〇九五	二五四、四二〇、六〇九

二二六

六

對外債權

一九二〇年度末の對外債權現在高は

自治領及殖民地

一五六、五二五、二四七 磅

對外國政府

一、八〇六、八二八、二四六

計

一、九六三、三五三、四九三

にして、之を一九一九年度示現在高に比較するとき

自治領及殖民地の増加

三六、九二八、三三四 磅

對外國政府の増加

七四、一九一、八九〇

計

一一一、一一〇、二二四

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二〇年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二〇年度末	一九一九年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一五六、五二五、二四七 磅	一一九、五九六、九一三 磅	三六、九二八、三三四 磅
對外國政府	一、八〇六、八二八、二四六	一、七三二、六三六、三五六	七四、一九一、八九〇
口日シア	五六一、四〇二、二三五	五六七、九八三、三九六	△ 六、五八一、一六一
其他	一、二四五、四二六、〇一一	一、一六四、六五二、九六〇	八〇、七七三、〇五一
計	一、九六三、三五三、四九三	一、八五二、三三三、二六九	一一一、一二〇、二二四

第四章 千九百二十一年度の歳計

一九二一年度の
豫算大綱

一九二一年度豫算は一九二一年四月二十五日下院に提出せられ、前蔵相チエンバレンが新蔵相サー・ロバート・ホーンに代り説明の勞を執つたのである。其の演説中において

一九二〇年は吾財政史上における最も顯著なる年の一であつた。余が豫算の編成を行つた頃は、一般經濟界は異常に活況を呈し、利益は莫大にして尚ほ増加を續け、其の前途は燦然として光明に輝いてゐた。然るに秋期に入るや、經濟界は俄かに不況のドーン底に陥り、前途は忽ちにして闇黒に閉された。其の迅速さと激烈さとは實に振古無比であつた。

といふが如き財界不況中に一九二一年度豫算は編成されたのである。而して其の金額は

歳出

差引歳入過

一、〇三九、七二八、〇〇〇 磅

にして、之と前年度本豫算額

歳出

歳入

一、一八四、一〇二、〇〇〇 磅

一、四一八、三〇〇、〇〇〇

差引歳入過

二三四、一九八、〇〇〇

に比較するときには

歳出の減少

△ 一四四、三七四、〇〇〇 磅

歳入の減少

△ 二〇一、六五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 五七、二七六、〇〇〇

の削減である。

本年度豫算において特に注意すべきは、始めて經常部と臨時部の區別を設けたことである。其の理由は豫算演説中において

抑も従来の歳計組立の例によると、通常の永續的の歳入と例外的の一時の収入を區別することになつた。歳出についても同様で通常の永續的歳出と戦争から生じた例外的過度的支出との間に區別をしてゐない様である。歳入については所謂收入中には例へば戦後不用財産の拂下げによる収入や、戦時中の管理事業に投じた資金の回收等がある。これ等の財産の購入資金や事業の運轉資金は、戦時中の借入金で調達したものである。歳出について観ても、鐵道、船舶、軍需品等に関する戦時契約の解消とか、戦時協定により占有した建物の復舊等に関し、支拂未済債務が残つてゐるのであつて、之は軍事債務と同じ様に戦時支出の一部と看做すべきでもあり、若し整理さへ出来ると

りば、戦争に基く債務を締切ら際其の内へ包含すべきものであつたのである。これ等の特別な歳出入項目の終りに近づけば近づく程、過度的のものと永久的のものとを區別することが大切となる。斯く區別して初めて将来の財政上の眞状を窺ふことが出来、之に處すべき適當の方策も考へ、據るべき財源も攻究することが出来るのである。

と述べてゐることによつて明かである。而して其の計数は

	經常部	臨時部	計
歳入	九七四、〇三三、〇〇〇	六五七、〇五〇、〇〇〇	一、〇三九、七七八、〇〇〇
歳出	一、〇五八、一五〇、〇〇〇	一五八、五〇〇、〇〇〇	一二六、六五〇、〇〇〇
差引歳入過	八四、一三七、〇〇〇	九二、七九五、〇〇〇	一七六、九三二、〇〇〇

にして、臨時部歳入は特別雑収入であつて、戦後不用財産の押下による収入、戦時管理事業資金の回收等より成り、臨時歳出

は鐵道、船舶、軍需品等に関する戦時契約の解除又は戦時協定により占有せる建物の復舊等に関する支拂未済債務に對するものである。

前記の如く歳入過即ち歳計剩餘金は 一七六、九三二、〇〇〇 磅

にして、平素の年なれば全額を國債銷却に充當すべきであるが、豫算編成當時見積不可能なりし石炭産出停止に基く炭坑缺損補助金及び石炭減少のため鐵道會社に對する補助金として多額の支出を要すると（經常部）、戦時協定に基き鐵道會社に支拂ふべき金額（臨時部）

あるがため、結局國債の銷却に充當し得べき金額は約八千萬磅である。而して決算に至つて歳計剩餘金は結局約四千六百萬磅を生じたに過ぎなかつたのである。

次に一九二一年度總豫算額は

歳出	一、一六〇、五二一、〇〇〇 磅
歳入	一、二一六、六五〇、〇〇〇

差引歳入過

五六、一二九、〇〇〇

にして、之を不豫算額に比較するときは

歳出の増加	一二〇、七九三、〇〇〇 磅
-------	---------------

歳入

差引歳入過△不足

△ 一二〇、七九三、〇〇〇

である。之は歳出において追加豫算を計上のためである。

又之を前年度總豫算額は

歳出	一、二七一、一七八、〇〇〇 磅
歳入	一、四一八、三〇〇、〇〇〇
差引歳入過	一四七、一三二、〇〇〇

に比較するときには

歳出の減少	△ 一一〇、六四七、〇〇〇 磅
歳入の減少	△ 二〇一、六五〇、〇〇〇
差引歳入過△不足	△ 九一、〇〇三、〇〇〇

である。

一九二一年度の決算

一九二一年度の決算額は

二

歳出

歳入

差引歳入過

にして、之を總豫算額

歳出

歳入

差引歳入過

に對比するときは

歳出の減少

歳入の減少

差引歳入過△不足

である。

更に之を前年度決算額

一、〇七九、一八六、六二七 磅

一、一三四、八七九、八七三

四五、六九三、二四六

一、一六〇、五二一、〇〇〇 磅

一、二一六、六五〇、〇〇〇

五六、一二九、〇〇〇

△ 八一、三三四、三七三 磅

△ 九一、七七〇、一二七

△ 一〇、四三五、七五四

歳出

歳入

差引歳入過△不足

に比較するときは

歳出の減少

歳入の減少

差引歳入過△不足

である。其の内譯は別表の如くである。

一、一九五、四二七、八七七 磅

一、四二五、九八四、六六六

二三〇、五五六、七八九

△ 一一六、二四一、二五〇 磅

△ 三〇一、一〇四、七九三

△ 一八四、八六三、五四三

一九二一年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

歳入過△不足	歳		區分	比較		
	入	出		対本豫算額	対總豫算額	対一九二〇年度決算額
五、六九三、四六六	一、三三四、八七九、八七三	一、〇九〇、一八六、六三七	一九二一年度 決算額			
一、七六九、三、〇〇〇	一、二二六、六五〇、〇〇〇	一、〇三九、七七八、〇〇〇	一九二一年度 本豫算額			
五、二九、〇〇〇	一、三二六、六五〇、〇〇〇	一、一六〇、五三二、〇〇〇	一九二一年度 總豫算額			
二、三〇、五五六、七六九	一、四二五、九八四、六六六	一、一九五、四七〇、八七七	一九二〇年度 決算額			
△一三、三、三八、七五四	△九、七七〇、一三七	△三九、四五八、六三七		対本豫算額	対總豫算額	対一九二〇年度 決算額
△一〇、四三五、七五四	△九、七七〇、一三七	△八一、三五四、三七三		増	増	減
△一八四、八六三、五四三	△三〇一、一〇四、七九三	△一六、三四一、二五〇				

歳出

既定費

- 國債費
- 道路基金
- 地方税勘定支拂
- 土地定住費
- 北部アイルランド金庫支拂
- 其他

計

議定費

三三二、二九四、三四七	三三二、二九四、三四七
一〇、七九五、〇〇〇	一〇、七九五、〇〇〇
一一、一七一、七一六	一一、一七一、七一六
二、六四七、〇六九	二、六四七、〇六九
一、一〇三、三九三	一、一〇三、三九三
一、八六八、一〇二	一、八六八、一〇二
三五九、八七九、六二七	三五九、八七九、六二七

一九二一年度歳出の決算額は

三

である。

合計

計

郵便事業費

内閣消費税及
内国税徴収費

民政費

空軍費

海軍費

陸軍費

一、〇七九、一八六、六二七

七一九、三〇七、〇〇〇

六五、九七七、〇〇〇

一四、一九〇、〇〇〇

四四九、七〇〇、〇〇〇

一三、五六〇、〇〇〇

八〇、七七〇、〇〇〇

九五、一一〇、^{二四}九〇、〇〇〇

(1) 本豫算額

一九二一年四月二十五日下院に提出せられたる一九二一年度本豫算額は

既定費

三七一、二七二、〇〇〇 磅

議定費

六〇、二七五、〇〇〇 磅

計

九七四、〇二三、〇〇〇 磅

經常部
臨時部

合計

三七一、二七二、〇〇〇

六六八、四五六、〇〇〇

一、〇三九、七二八、〇〇〇

にして、臨時部の内譯は

諸官省及船舶並軍需省
の戦時債務清算費

鐵道協定に基く支出

救済貸付金其他

計

六五、七〇五、〇〇〇

八、二〇五、〇〇〇

三〇、二〇〇、〇〇〇

二七、三〇〇、〇〇〇 磅

である。

今合計額につき本豫算額と示せば

既定費

國債費

三四五、〇〇〇、〇〇〇 磅

道路基金

地方支拂

土地定住費

其他

計

議定費

陸軍費

海軍費

空軍費

民政費

教育費

養老年金

恩給省

八、四〇〇、〇〇〇 磅

一一、一一五、〇〇〇

五、〇〇〇、〇〇〇

一、七五七、〇〇〇

三七一、二七二、〇〇〇

一九六、六六五、〇〇〇

八二、四七九、〇〇〇

一八、四一一、〇〇〇

六三、五一八、〇〇〇

二六、一五〇、〇〇〇

一一一、五五七、〇〇〇

保健省及

勞働者及復員

復職事務費

屬領及聯合團

鐵道協定及運送費

軍需省

船舶省

炭坑缺損補助

其他

小計

内國稅消費稅及

郵便事業費

計

三一、二二〇、〇〇〇

一八、三二五、〇〇〇

五、〇〇〇、〇〇〇

三〇、六七三、〇〇〇

一三、〇四六、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇

七六、五四六、〇〇〇

三七九、〇三五、〇〇〇

一四、七〇一、〇〇〇

六七、一六五、〇〇〇

六六八、四五六、〇〇〇

合計

にして、之を前年度本豫算額

に比較するときは

一、〇三九、七二八、〇〇〇 磅

一、一八四、一〇二、〇〇〇 磅

△ 一四四、三七四、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費

其他の減少

計（減少）

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

〇 磅

△ 四、九二六、〇〇〇

△ 四、九二六、〇〇〇

△ 二二、八七四、〇〇〇

△ 一三八、二八三、〇〇〇

其他の増加

計（減少）

合計（減少）

二一、七〇九、〇〇〇

△ 一三九、四四八、〇〇〇

△ 一四四、三七四、〇〇〇

にして、國債費及び收入官廳經費を除きたる以外のはすべて減少である。



更に本豫算額を決算額

に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の費目別は

一、〇七九、一八六、六二七 磅

三九、四五八、六二七 磅

既定費

國債費の減少

道路基金の増加

其他の減少

計 (減少)

議定費

軍事費の減少

民政費の増加

其他の減少

計 (増加)

合計 (増加)

である。

△ 一二、七〇五、六五三^磅

二、三九五、〇〇〇

△ 一、〇八一、七二〇

△ 一、三九二、三七三

△ 一八、一一五、〇〇〇

七〇、六六五、〇〇〇

△ 一、六九九、〇〇〇

五〇、八五一、〇〇〇

三九、四五八、六二七

四 總豫算額

一九二一年度 本豫算額は

一、〇三九、七二八、〇〇〇^磅

にして、其の後陸軍費の内近東事件費豫算に繰入れたる額を除き、

追加豫算額

一二〇、七九三、〇〇〇^磅

を計上したる内

九七、〇〇〇、〇〇〇^磅

は豫算縮成當時見積不可能なりし炭坑缺損金、鐵道管理協定支出金である。

右の追加豫算額と本豫算額に加へたる合計即ち總豫算額は

一、一六〇、五二一、〇〇〇^磅

にして、之を前年度總豫算額

に比較するとき

の減少である。

又之を一九二一年度決算額に比較するとき、決算額において

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

道路基金の増加

其他の減少

計 (減少)

一、二七一、一六八、〇〇〇 磅

△ 一一〇、六四七、〇〇〇 磅

△ 八一、三三四、三七三 磅

△ 一二、七〇五、六五三 磅

二、三九五、〇〇〇

△ 一、〇八一、七二〇

△ 一一、三九二、三七三

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

其他の減少

計 (減少)

合計 (減少)

△ 一八、一一五、〇〇〇

△ 五〇、一二八、〇〇〇

△ 一、六九九、〇〇〇

△ 六九、九四二、〇〇〇

△ 八一、三三四、三七三

にして、既定費中國債費の減少は、政府が金融緩漫の趨勢に應じ、本年度初頭以來大藏省證券發行に關し、入札制度を採用し、其の割列歩合を低落せしめたる結果である。

又議定費の減少は前記の如くであるが、陸軍費の内近東事件費豫算に繰入れたる額を加減して比較するとき、其の費目別は

軍事費

海軍費の減少

△ 約 四、〇〇〇、〇〇〇 磅

空軍費の減少

小計

其他の經費

恩給費の減少

其他の減少

小計

計 (減少)

である。而して以上の減少を見るに至りたるは、政府が極力冗費の節減を勵行したるによるものである。

△ 約 五、〇〇〇、〇〇〇 磅
△ 九、〇〇〇、〇〇〇

△ 約 一四、〇〇〇、〇〇〇

△ 約 四六、〇〇〇、〇〇〇

△ 六〇、〇〇〇、〇〇〇

△ 六九、〇〇〇、〇〇〇

一九二二年度決算額と前年度決算額の比較

一九二一年度歳出決算額は

一、〇七九、一八六、六二七 磅

にして、之を一九二〇年度歳出決算額

一、一九五、四二七、八七七 磅

に比較するときは

△ 一一六、二四一、二五〇 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

其他の減少

計 (減少)

議定費

軍事費の減少

△ 一七、三〇四、二六九 磅

△ 八六二、九八一

△ 一八、一六七、二五〇

△ 一〇二、七八八、〇〇〇

民政費の減少
 一〇、五一六、〇〇〇 磅
 其他の増加
 一五、二三〇、〇〇〇
 計 (減少)
 九八、〇七四、〇〇〇
 合計 (減少)
 一六、二四一、二五〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九二一年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二一年度		一九二〇年度		一九二一年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	決算額	總豫算額	对本豫算額	對總豫算額
既定費						
國債費						
長期公債利息	七、八五、八七二		七、八、九、〇〇			三、九六八
定期年金	二、九三、〇〇八		二、五八、八五三			四、四四五
短期公債利息	四、二〇、四九一	二四、五〇、〇〇〇	五、九四、九五四		〇	一、八三、八六三
國債取扱費	八六、三八四		七四、一九七			八四、三九七
新減債基金	九、〇九四、二四五		七、三四〇、四五六			一、七五三、七八九
戦時國債費	三〇七、七九四、三四七	三二〇、五〇〇、〇〇〇	三二五、〇九八、五六六		〇	一七、三〇四、二八九
小計	三三二、一九四、三四七	三四五、〇〇〇、〇〇〇	三四九、五九八、五六六	三四五、〇〇〇、〇〇〇	一三、七〇五、六五三	一七、三〇四、二八九

費目	一九二一年度		一九二〇年度		一九二一年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	対本豫算額	対總豫算額
道路基金	一〇、七九五、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	八、九三六、六八九	二、三九五、〇〇〇	二、三九五、〇〇〇	一、八五八、三一一
地方税勘定支拂	二、一七一、七二六	一、一、二五、〇〇〇	一〇、七八五、五〇三	五六、七二六	五六、七二六	三六、三一一
土地定住費	二、六四七、〇六九	五、〇〇〇、〇〇〇	六、九二九、七九三	二、三五二、九三一	二、三五二、九三一	四、二八二、七二四
北部アイルランド金庫支拂	一、〇三三、三九三	〇	〇	一、〇三三、三九三	一、〇三三、三九三	一、〇三三、三九三
其他	一、六六八、一〇二	一、七五七、〇〇〇	一、七九六、三七六	一、一、一〇二	一、一、一〇二	七、八二六
計	三五九、八八九、六二七	三七一、二七二、〇〇〇	三七八、〇四六、八七七	一、三九二、三三三	一、三九二、三三三	一八、一六七、二五〇
陸軍費	五五、二〇、〇〇〇	一〇六、六六五、〇〇〇	一八一、五〇〇、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	八六、三九〇、〇〇〇
海軍費	八〇、七七〇、〇〇〇	八三、四七九、〇〇〇	八八、四二八、〇〇〇	一、七〇九、〇〇〇	一、七〇九、〇〇〇	七、六五八、〇〇〇
議定費						

台	空軍費		民政費		關稅、消費稅及内國稅徵收費		郵便事業費		計	
	小計	計	小計	計	小計	計	小計	計	小計	計
	一三、五六〇、〇〇〇	一〇七九、八六、六三七	四九、七〇〇、〇〇〇	一〇七九、八六、六三七	一四、一九〇、〇〇〇	一〇七九、八六、六三七	六五、九七七、〇〇〇	一〇七九、八六、六三七	七九、三〇七、〇〇〇	一〇七九、八六、六三七
	一八、四二一、〇〇〇	一〇三三、九、三三八七七	三七、九三五、〇〇〇	一〇三三、九、三三八七七	一四、七〇一、〇〇〇	一〇三三、九、三三八七七	六七、六五〇、〇〇〇	一〇三三、九、三三八七七	六六、八、四五、〇〇〇	一〇三三、九、三三八七七
	一八、四二一、〇〇〇	一、一六〇、五三一、〇〇〇	四九、八二八、〇〇〇	一、一六〇、五三一、〇〇〇	一四、七〇一、〇〇〇	一、一六〇、五三一、〇〇〇	六七、一六五、〇〇〇	一、一六〇、五三一、〇〇〇	七八、九、二四九、〇〇〇	一、一六〇、五三一、〇〇〇
	二二、三〇〇、〇〇〇	一、一九五、四三七、七七七	二九、二二八、〇〇〇	一、一九五、四三七、七七七	一一、三五九、〇〇〇	一、一九五、四三七、七七七	五三、六七八、〇〇〇	一、一九五、四三七、七七七	五二、五、一五三、〇〇〇	一、一九五、四三七、七七七
	四、八五一、〇〇〇	三九、四五一、六三七	一八、二五、〇〇〇	三九、四五一、六三七	五、一〇〇、〇〇〇	三九、四五一、六三七	一、一八八、〇〇〇	三九、四五一、六三七	五〇、八五一、〇〇〇	三九、四五一、六三七
	四、八五一、〇〇〇	八一、三三四、三七三	一八、二五、〇〇〇	八一、三三四、三七三	五、一〇〇、〇〇〇	八一、三三四、三七三	一、一八八、〇〇〇	八一、三三四、三七三	六九、九四二、〇〇〇	八一、三三四、三七三
	八、七四〇、〇〇〇	二六、三四一、二五〇	一〇、二七八、〇〇〇	二六、三四一、二五〇	二、九三一、〇〇〇	二六、三四一、二五〇	一、二、二九九、〇〇〇	二六、三四一、二五〇	四、七四〇、〇〇〇	二六、三四一、二五〇

(二) 一九二一年度民政費決算費目別表

費目	決算額
公共土不 _レ 及建築費	一一、二四〇、五一六 磅
普通諸官廳俸給及經費	一七、〇八三、〇〇七
司法及警察費	二二、三九六、九七三
教育科學及技藝	六五、四三六、八五四
外國及殖民地經費	三二、四五七、九一七
恩給及各種年金其他	一三一、三七三、八六七
職業紹介保險等	四六、六四六、二九一
其他	一二三、〇六四、五七五
計	四四九、七〇〇、〇〇〇

(二) 國債費、軍事費、其他の
 區分

一九二一年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の
 經費に區分するときは

國債費	三三二、二九四、三四七 磅
軍事費	一八九、四四〇、〇〇〇
其他の經費	五五七、四五二、二八〇
計	一、〇七九、一八六、六二七

にして、之を一九二〇年度歳出決算額のそれと比較するとき、は

國債費の減少	△ 一七、三四四、二六九 磅
軍事費の減少	△ 一〇二、七八八、〇〇〇
其他の經費の増加	三、八五一、〇一九

である。

計 (減少)

△ 一六、二四一、二五〇 磅

次に各年度における費途別割合を見るに

	一九二二年度 決算	一九二〇年度 決算	一九一九年度 決算	一九一八年度 決算	一九一七年度 決算
國債費	三一	二九	二〇	一一	一二
軍事費	一七	二五	四一	八五	三九
其他の經費	五二	四六	三九	四	四九
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、國債費及び其他經費の累増と軍事費の遞減を示し之ある
のである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二二年度歳出決算額(國債費、軍事費其他)區分表

費途	一九二二年度決算額		一九二〇年度決算額		一九二二年度決算額の増減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三三二、二九四、三四七 磅	三一	三四九、五九八、六六六 磅	二九	△ 一七、三〇四、二九九
軍事費	一八九、四四〇、〇〇〇	一七	二九二、二二八、〇〇〇	二五	△ 一〇二、七八八、〇〇〇
其他の經費	五五七、四五二、二八〇	五二	五五三、六〇一、二六一	四六	△ 三、八五一、〇九
計	一、〇七九、一八六、六二七	一〇〇	一、一九五、四二七、八七七	一〇〇	△ 一、一六、二四一、二五〇

歳入

四

一九二一年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

租 續 税
地 租
家 屋 税
鑛 業 權 税
所 得 税
同 附 加 税
超 過 利 得 税

五二、一九一、〇〇〇 磅
六三〇、〇〇〇
一、九六〇、〇〇〇
一三〇、〇〇〇
三三七、〇二七、〇〇〇
六一、七三〇、〇〇〇
三〇、四五二、〇〇〇

自 働 車 税
法 人 利 得 税
小 計

一一、〇九六、〇〇〇
一七、五一六、〇〇〇
五一二、七三二、〇〇〇

(間接税)

關 税
消 費 税
印 紙 税
小 計

一三〇、〇五二、〇〇〇
一九四、二九一、〇〇〇
一九、六三八、〇〇〇
三四三、九八一、〇〇〇
八五六、七一三、〇〇〇

税外收入

郵 便 收 入
電 信 收 入

四〇、〇〇〇、〇〇〇
五、九〇〇、〇〇〇

電話収入	一〇、五〇〇、〇〇〇
小計	五六、四〇〇、〇〇〇
王領地収入	八二〇、〇〇〇
各種貸付金収入	一三、八〇七、三三七
雑収入	一九七、一三九、五三六
合計	二六八、一六六、八七三
合計	一、一二四、八七九、八七三

である。

（イ） 廢減税

一九二一年度豫算においては、超過利得税の廢止を行ひ、沸騰酒及び葉巻煙草税の税率輕減と圖つたのである。

る。

（ロ） 超過利得税

戰時税として超過利得税の課せられたるは、一九一五年度にて、其の賦課率及實收税額は

年 度	賦課率 %	實 收 額 磅
一九一五年度	五〇	一四〇、〇〇〇
一九一六年度	六〇	一三九、九二〇、〇〇〇
一九一七年度	八〇	二二〇、二一四、〇〇〇
一九一八年度	八〇	二八五、〇二八、〇〇〇
一九一九年度	四〇	二九〇、〇四五、〇〇〇
一九二〇年度	六〇	二一九、一八一、〇〇〇
計		一、一五四、五二八、〇〇〇

である。戰爭終結の今日之を廢止するに決定したのは當然

の運命であるが、尚ほ多額の未納額を存するのである。即ち一九二一年初期において

二六六

あるを以て、一九二一年度豫算においては

二八七、〇〇〇、〇〇〇 磅

を計上することとしたのである。

一二〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

○

(参考) — 其の後一九二一年度中における賦課額は

一三一、〇〇〇、〇〇〇 磅

なるを以て、之を一九二一年初期の未納額に合するときば、
未納額は 總

四一八、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。而して一九二一年度における賦課總額は

一二二、〇〇〇、〇〇〇 磅

なるを以て、之を差引くときは、一九二一年度未の未納額は

二九六、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。而して一九二二年度に至り、此の未納額に對し尙後五箇年間納付を猶豫し、其の代りに年五分の利子を附すべきことが提案されたのである。

(2) 泝騰酒及葉巻煙草税の税率軽減。

泝騰酒においては一カロンにつき七志六片及び三三 $\frac{1}{2}$ %の従價税に代へて従量税を課することとする。此のため却つて前年度實收額五十七萬磅に對し

一〇〇、〇〇〇 磅

二六七

の増収を得る見込である。

又葉巻煙草においては五〇%の従價税の分を廢し、一封度一五
志七斤の現行従量税のみとする。此のため却つて前年度實收額
三十二萬五千磅に對し

の増収を得る見込である。

故に増収見込額は合計

三四五、〇〇〇 磅

である。

三四五、〇〇〇 磅

尚ほ本項に關し、豫算演說中においてチエンバレン前藏相はた
の如く述べてゐるのである。

昨年度の豫算において、余は沸騰酒及葉巻煙草に對して五〇
%の従價税を提案した。財政法案が豫算委員會の議にかかつ

てから、余は沸騰酒に對する税率を三三%に下げたのみ
ならず、下院の同意さへあれば、葉巻煙草の税率も同様に引
下げても差支ない旨を聲明して置いたのであるが、然し沸騰
酒税の引下げに對する反對論に顧みて、葉巻煙草に對する従
價税を引下ぐるの意思を最初延期し、次で之を抛棄したので
ある。余はここに余の誤れることを自認する。然し余と共に
此の同じ誤謬に陥り、否寧ろ余をして之を行ふの餘儀なきに
至らしめたものが本院であつたのを想へば、此の自認も聊か
慰められるところであることを感ずる。これ等の税は全く余の期
待に反した。而して現在の税率で課せられてゐたのでは大し
た収入を齎さない。余は敢て言ふが、此の失敗は増税のみに
よるものではない。これ等の税は勿論、財界の急激なる不景
氣に最も鋭敏に影響されたものであつたので、之を徵收せん

とした余の企圖は、丁度運の悪い時に遭遇したのである。一寸考へたところでは、奢侈税位合理的で又一般に歓迎されるものは外にないのであるが、然し之にも亦厄介な問題が伴ふ。即ちそれが真に奢侈品たるに留つて、必要缺くべからざる根強い習癖となつておかない間は、之に對して重い税金を課すれば、人々は之に耽ることを止めて仕舞ふから、豫期しただけの収入が得られなくなるのである。後の人は余の此の失敗に鑑みるところがなげればなりぬと思ふ。

余は淋騰酒「ガロン」につき三志九斤の舊税は二十四萬磅を齎し、七志六斤の新税は三三%の従價税と共に、百二十五萬磅を齎すであらうと期待した。然るに輸入額は豫期の約半分にしかならなかつたので、實收は五十七萬磅に過ぎなかつた。斯くの如き結果を見ては、余は此の税を此の儘に繼續せ

しめて置くことは出来ない。よつて現藏相は之が改善を攻究した。而して現在の「ガロン」につき七志六斤及三三%の従價税の代りに、「ガロン」につき従量税を課することに決定し

た。余の見るところでは、此の新形式の方が一層有效であらうと思ふ。現在の財界の不況より見れば、前途は餘り有望とは言はれないが、それでも新大臣の見積では六十七萬磅の收入がある。即ち昨年度の實收に比して十萬磅の増加である。次に葉巻煙草割増税の實蹟は一層失敗であつた。余の見積では總収入額は百三十六萬磅であつたが、實收は僅かに三十二萬五千磅に過ぎなかつた。これによつて觀ても割増関税は増收どころではなく、反つて収入を減少せしめたもので、全く失敗であることが明瞭になつた。大藏大臣は此の割増税の改正によつて、煙草の消費従つて其の収入を増す方法があるか

といふ点につき研究を重ねたが、結局歳入の見地からして、最上の手段は全然之を廢止するに如かずといふ結論に到達したのである。故に今度は輸入葉巻煙草に對する課税は、一封度一五志七片の現行從量税のみに改め、之より五十七萬磅即ち一九二〇年の總收入に比して、二十四萬五千磅の増收を得る見込である。而して以上の二つの改正は五月十日より實施することと提議する。



四本豫算額及
總豫算額

一九二一年度本豫算額は

租稅收入

四八、〇〇〇、〇〇〇 磅

(直接税)

相續税	四八、〇〇〇、〇〇〇
地租	二、五〇〇、〇〇〇
家屋税	五〇〇、〇〇〇
鑛業權税	四一〇、〇〇〇
所得税及同附加税	一二〇、〇〇〇
超過利得税	九、〇〇〇
自働車税	三〇、〇〇〇
法人利得税	六二〇、〇〇〇
小計	二、一〇〇、〇〇〇

(間接税)

関税	一二六、八〇〇、〇〇〇
消費税	一九六、二〇〇、〇〇〇

印紙税

小計

計

税外收入

郵便、電信及電話收入

王領地收入

各種貸付金收入

雑収入

計

合計

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。而して、之を前年度本豫算額

174 磅

21,000,000

344,000,000

964,000,000

60,000,000

650,000

12,000,000

180,000,000

252,650,000

1,216,650,000

1,418,300,000 磅

に比較するときは

△ 201,650,000 磅

の減少である。而して其の種目別は

租税收入

(直接税)

相續税の増加

所得税及附加税の増加

自動車税の増加

法人利得税の増加

超過利得税の減少

小計 (減少)

(間接税)

関税の減少

△ 100,000,000

△ 41,300,000

△ 23,200,000

175

消費税の減少

印紙税の減少

小計 (減少)

計 (減少)

税外収入

郵便、電信及電話収入の増加

各種貸付金収入の増加

雑収入の減少

計 (減少)

合計 (減少)

にして、斯かる劇減を生ずるは超過利得税及び雑収入の減少に基くものである。

二七六 磅

△

二、四五〇、〇〇〇

△

四、二〇〇、〇〇〇

△

二九、八五〇、〇〇〇

△

七一、一五〇、〇〇〇

七、〇〇〇、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

△

一四〇、〇〇〇、〇〇〇

△

一三〇、五〇〇、〇〇〇

△

二〇一、六五〇、〇〇〇

更に不豫算額と決算額

に比較するときは、決算額において

の減少である。而して其の費目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

地租及家屋税の増加

自働車税の増加

鑛業権税の減少

一、一二四、八七九、八七三 磅

△

九一、七七〇、一二七 磅

四、一九一、〇〇〇 磅

九〇、〇〇〇

二、〇九六、〇〇〇

三七〇、〇〇〇

二七五

所得税及附加税の減少

超過利得税の減少

法人利得税の減少

小計 (減少)

(間接税)

関税の増加

消費税の減少

印紙税の減少

小計 (減少)

計 (減少)

税外収入

王領地収入の増加

各種貸付金収入の増加

磅

一一、二四三、〇〇〇

八九、五四八、〇〇〇

一二、四八四、〇〇〇

一〇七、二六八、〇〇〇

三、二五二、〇〇〇

一、九〇九、〇〇〇

一、三六二、〇〇〇

一九、〇〇〇

一〇七、二八七、〇〇〇

一七〇、〇〇〇

一、八〇七、三三七

雑収入の増加

普通収入の増加

特別収入の増加

郵便、電信及電話収入の減少

計 (増加)

合計 (減少)

一七、一三九、五三六

四、八三四、〇〇〇

一二、三〇五、五三六

三、六〇〇、〇〇〇

一五、五一六、八七三

九一、七七〇、一三七

にして、財界不況の影響を受け、税外収入において約千六百萬磅の増収ありたるも、租税収入において約一億八百萬磅の減収となりたるため、差引約九千二百萬磅の減収となつたのである。而して租税収入においては左の如くにして、其の増減の状態を異にしてるるりである。

(1) 関税及消費税

両税共當初見積過多なりとの批難を蒙りし程であるが、事實は

豫想に反し、合計において百三十四萬三千磅の増収である。
殊に関税については、一九二一年十月一日より産業保護法の施
行を見、英國の基礎工業を保護するために特別の関税を課し、
且ツダンピングを防ぐために投資防止税を課したるを以て、其
の増収を促した一原因と認めらるゝことが出来る。

(2) 超過利得税

本税の減少は租税収入減収の八三%と白めてある。蓋し本年度
初期における本税の未納額は

二八七、〇〇〇、〇〇〇 磅

にして、本年度中の賦課税總額は

一三一、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。故に兩者合計額は

四一八、〇〇〇、〇〇〇 磅

に達するのである。而して徴収額は

一三二、〇〇〇、〇〇〇 磅

に過ぎないのである。然かも其の内

九二、〇〇〇、〇〇〇 磅

は柝戻額として使用されてしまったから、決算額は

三〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

となつたのである。而して本年度末現在の未納額は

二九六、〇〇〇、〇〇〇 磅

を算するのである。

(3) 其他の租税収入

其他の租税収入において増収を示せるは、自働車税、相續税、
地租及家屋税にして、印紙税、鑛業権税、所得税及附加税、法
人利得税はいづれも減収である。

又税外収入においては郵便事業収入において減収を示せる外、すべて増収である。殊に雑収入においては千七百餘萬磅の増収である。而して其の實收額中の主要なるものは

政府紙幣勘定超過利益	一七、六〇〇、〇〇〇 磅
整理委員會收入 (手摺下)	四二、七五〇、〇〇〇
船舶省收入	二九、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ占領軍への支拂	四四、五〇〇、〇〇〇
食糧省收入 (砂糖及小麦)	一九、〇〇〇、〇〇〇
計	一五二、八五〇、〇〇〇

である。

○

一九二一年度決算
額と前年度決算
額の比較

にして、之を一九二〇年度歳入決算額

一九二一年度歳入決算額は	一、一三四、八七九、八七三 磅
一九二〇年度歳入決算額は	一、四二五、九八四、六六六 磅
比較するときは	三〇一、一〇四、七九三 磅

の減少である。而して其の内譯は

租税收入

(直接税)	
相續税の増加	四、四六二、〇〇〇 磅
家屋税の増加	六〇、〇〇〇
鑛業権税の増加	一一〇、〇〇〇
所得税附加税の増加	六、四四九、〇〇〇

自働車税の増加	四、〇二三、〇〇〇
法人利得税の増加	一六、八六六、〇〇〇
地租の減少	二〇、〇〇〇
所得税の減少	一、八三八、〇〇〇
超過利得税の減少	一八八、七二九、〇〇〇
小計 (減少)	一五八、六一七、〇〇〇
(間接税)	
関税の減少	三、九五一、〇〇〇
消費税の減少	五、四九一、〇〇〇
印紙税の減少	六、九五三、〇〇〇
小計 (減少)	一六、三九五、〇〇〇
計 (減少)	一七五、八一二、〇〇〇
税外収入	

磅

郵便、電信及電話収入の増加	六、九〇〇、〇〇〇
王領地収入の増加	一六〇、〇〇〇
各種貸付金収入の減少	一六、九六三、三九二
雑収入の減少	一一六、一八九、四〇一
計 (減少)	一一六、〇九二、七九三
合計 (減少)	三〇一、一〇四、七九三

である。而して其の内譯は別表の如くである。

○

一九二一年度歳入決算額及豫算額比較表

項 目	年 度	一九二一年度		一九二〇年度		一九二一年度決算額の増△減	
		決算額	豫算額	決算額	豫算額	対本豫算額	対總豫算額
租稅收入		五二,一九一,〇〇〇	四八,〇〇〇,〇〇〇	四七,七二九,〇〇〇	四一,一九一,〇〇〇	四一九一,〇〇〇	四四六,〇〇〇
(直接稅)							
相續稅		六三〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
地租		一,九六〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
家屋稅		一三〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
鑛業權稅		三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
所得稅		三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同附加稅		六,七三〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	五,五三〇,〇〇〇	一,二四三,〇〇〇	一,二四三,〇〇〇	六,四九〇,〇〇〇
超過利得稅		三〇,四三〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	三,一九一,〇〇〇	八,九五四,〇〇〇	八,九五四,〇〇〇	一,八八七,〇〇〇

項 目	年 度	一九二一年度		一九二〇年度		一九二一年度決算額の増△減	
		決算額	豫算額	決算額	豫算額	対本豫算額	対總豫算額
自動車稅		一,〇九六,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	七,七三三,〇〇〇	二,〇九六,〇〇〇	二,〇九六,〇〇〇	四,〇三三,〇〇〇
法人利得稅		一七,五六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一,二四八,〇〇〇	一,二四八,〇〇〇	一六,八六六,〇〇〇
小計		五二,七三三,〇〇〇	六二,〇〇〇,〇〇〇	六七一,三四九,〇〇〇	一〇七,二六八,〇〇〇	一〇七,二六八,〇〇〇	一五八,六七一,〇〇〇
(間接稅)							
關稅		三〇,〇五二,〇〇〇	一三六,八〇〇,〇〇〇	一三四,〇〇三,〇〇〇	三,二五二,〇〇〇	三,二五二,〇〇〇	三,九五一,〇〇〇
消費稅		一九四,三九一,〇〇〇	一九六,二〇〇,〇〇〇	一九九,七八二,〇〇〇	一九〇九,〇〇〇	一九〇九,〇〇〇	五,四九一,〇〇〇
印紙稅		一九,六三八,〇〇〇	二一,〇〇〇,〇〇〇	二六,五九一,〇〇〇	一,三六二,〇〇〇	一,三六二,〇〇〇	六,九五三,〇〇〇
小計		三四三,九八一,〇〇〇	三四四,〇〇〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇,〇〇〇	一,九〇,〇〇〇	一六,三九五,〇〇〇
計		八五六,七三三,〇〇〇	九六四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇三一,七四五,〇〇〇	一〇七,二八七,〇〇〇	一〇七,二八七,〇〇〇	一七五,〇〇二,〇〇〇
稅外收入							
郵便收入		四〇,〇〇〇,〇〇〇	四三,〇〇〇,〇〇〇	三六,一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇
電信收入		五,九〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇

項 目	一九二一年度		一九二一年度豫算額		一九二〇年度		一九二一年度決算額の増減	
	決算額	豫算額	總豫算額	決算額	对本豫算額	对總豫算額	対一九二〇年度 決算額	
電話收入	一〇,五〇〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	八二〇,〇〇〇	△	△	二,三〇〇,〇〇〇	
小計	五六,四〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	四九,五〇〇,〇〇〇	△	△	六,九〇〇,〇〇〇	
王領地收入	八二〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	△	△	一六〇,〇〇〇	
各種貸付金收入	一三,八七三,三三七	一三,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,七七〇,七二九	△	△	一六,九三三,三九二	
雑收入	一九七,一三九,五三六	一八〇,〇〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇,〇〇〇	三一三,三八九,三三七	△	△	二六,一八九,四〇一	
普通收入	二六,三四,〇〇〇	二一,五〇〇,〇〇〇	二一,五〇〇,〇〇〇	二五,三六九,〇〇〇	△	△	九四五,〇〇〇	
手数料及 特許印紙税	一,三六一,〇〇〇	一,八〇二,〇〇〇	一,八〇二,〇〇〇	一,八〇二,〇〇〇	△	△	四四一,〇〇〇	
民政各廳 收入	二四九七三,〇〇〇	二三,五八七,〇〇〇	二三,五八七,〇〇〇	二三,五八七,〇〇〇	△	△	一,三八六,〇〇〇	
特別收入	一七〇,八五五,五三六	一五八,五〇〇,〇〇〇	一五八,五〇〇,〇〇〇	六七,九三九,九三七	△	△	一〇,四一〇,〇〇〇	
民政各廳 收入	一七〇,八五五,五三六	一五八,五〇〇,〇〇〇	一五八,五〇〇,〇〇〇	六七,九三九,九三七	△	△	一〇,四一〇,〇〇〇	
合計	二八,一六六,八七三	三五二,五五〇,〇〇〇	三五二,五五〇,〇〇〇	三九四,三五九,六六六	△	△	二六,〇九二,七九三	
合計	一三四,八八,八七三	一三六,五〇〇,〇〇〇	一三六,五〇〇,〇〇〇	一四九,九八四,六六六	△	△	三〇,一〇四,七九三	

(二) 租税收入
其他の區分

一九二一年度歳入決算額を租税收入其他に區分すると
きは

租税收入
直接税
間接税
小計

五二二、七三二、〇〇〇 磅
三四三、九八一、〇〇〇
八五六、七一三、〇〇〇
二六八、一六六、八七三

一九二一年度歳入決算額租税其他區分表

區分	一九二一年度決算額		一九二〇年度決算額		差引 増△ 減	租税の割合				
	金額	割合	金額	割合		一九二一年度 決算額	一九二〇年度 決算額	一九一九年度 決算額	一九一八年度 決算額	一九一七年度 決算額
租税										
直接税	五二,七三二,〇〇〇	四六	六七,三四九,〇〇〇	四七	一五八,六七,〇〇〇	六〇	六五	六九	七八	四八
間接税	三四,九八,〇〇〇	三〇	三六,三七六,〇〇〇	二五	一六,三五〇,〇〇〇	四〇	三五	三一	二二	五二
小計	八五,六七三,〇〇〇	七六	一〇三,七二五,〇〇〇	七二	一七五,〇二二,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
税外收入	二六,一六,八七三	二四	三九,二五九,六六六	二八	一三六,〇九二,七九三					
計	一一一,八三九,八七三	一〇〇	一四三,九八四,六六六	一〇〇	三一一,一〇四,七九三					

五

國債

一九二一年度において、藏相は公債低利借換を提案し、
 実行したのであるが、其の結果債額を増加したのであ
 る。然れども外國債を減額し流動公債を減額するの利益を收め得
 たのである。

公債借換計畫

藏相は一九二一年度豫算案と共に、重大なる公債借換
 計畫を提議した。即ち本年度においては流動公債總額

の借換の外に

内 國 債

外 國 債

計

の償還を要するものである。更に此の外に

本年満期に達する五分利國庫債券

五分七厘五毛國庫債券中、本年償還の選擇権を行使されたるもの

計

を加ふるときは

となる。而して本年度國債銷却資金たるべき、

國債費中の減債基金

一、二四三、〇〇〇、〇〇〇 磅

二九四

一一三、〇〇〇、〇〇〇 磅

八〇、〇〇〇、〇〇〇

一九三、〇〇〇、〇〇〇

七一、九〇〇、〇〇〇 磅

三二、一〇〇、〇〇〇

一〇四、〇〇〇、〇〇〇

二九七、〇〇〇、〇〇〇 磅

六三、五〇〇、〇〇〇 磅

歳計剩餘金見込額中減債の目的に使用し得る金額

計

を差引き

八〇、〇〇〇、〇〇〇

一〇三、五〇〇、〇〇〇

一九三、五〇〇、〇〇〇 磅

は之を借換ふるの外ないのである。然も一九二二年度においては、

外債及流動公債を別として國庫債券及國民軍事債券を合し

二三二、〇〇〇、〇〇〇 磅

が満期となり、一九二三年度には國民軍事債券

三七五、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二四年度には國庫債券及國民軍事債券

一六〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二五年度には同じく

五一、〇〇〇、〇〇〇 磅

三九五

の償還を要するのである。

ここに於いて蔵相は一九二五年九月一日以前に償還期に達すべき
國民軍事債券の所有者に對して三分半利借換公債を提供するの案
を樹てたのである。而して借換へらるべき五分利國民軍事債券の
現在高（一九二二年三月三十一日現在）は

償還期

一九二二年十月一日	一九八、〇〇〇、〇〇〇 磅
一九二三年四月一日	二〇五、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年九月一日	一四七、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年二月一日	二六、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年十月一日	二六、〇〇〇、〇〇〇
一九二五年四月一日	一一、〇〇〇、〇〇〇
一九二五年九月一日	一八、〇〇〇、〇〇〇

現在高

計

六三二、〇〇〇、〇〇〇

にして、其の借換の條件をの如くである。

額面一〇〇磅の國民軍事債券に對して

三分半利新債券提額

一九二二年十月一日満期のもの	一六三 磅
一九二三年四月一日同	一六二
一九二三年九月一日同	一六一
一九二四年二月一日同	一六一
一九二四年十月一日同	一六一
一九二五年四月一日同	一六一
一九二五年九月一日同	一六一

三分半利借換公債は一九二一年四月一日以後においては、政府の
随意に三箇月の豫告を以て、毎利研期日（四月一日、十月一日）に償還す
るを得べく右

六三二、〇〇〇、〇〇〇 磅 二九八

が全部借換へられたるときは、借換公債の額面總額

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

以上となるが故に、國債は増加し利子負擔額も亦多少増加すべきも、此の新計畫は流動公債を適當の時期に處理するの階梯となるものである。故に現在高價なるが如く見えるが、後に至って生ずる利益は莫大なるものであると豫算演說中に述べたのである。

○

(四) 其の結果

右公債借換計畫を實行したる結果の一九二一年度末國債の現在高は

普通公債

内 國 債

六、五六五、六三一、二六一 磅

外 國 債

一、〇八八、六六九、九一五

七、六五四、三〇一、一七六

其他の資本公債

六六、二三一、〇三八

合 計

七、七二〇、五三二、二一四

にして、之を一九二〇年度末現在高

七、六二三、〇九七、一二八 磅

に比較するとき

九七、四三五、〇八六 磅

の増加である。其の内譯は

普通公債

内 國 債 の 増 加

一五二、八三五、九四九 磅

外 國 債 の 減 少

△ 七二、八九三、二五九

二九九

計 (増加)

其他の資本公債の増加

合計 (増加)

七九、九四二、六九〇 磅

一七、四九二、三九六

九七、四三五、〇八六

である。

右普通公債において外國債を内國債に變化したるため、為替相場は漸次恢復の歩調をたどり、同時に納税者及び貿易業者に多大の利益を齎らしたのである。

又内國債においては流動公債を減ずること二億二千餘萬磅にしてたとへ、其他の公債において三億七千餘萬磅を増加したとはいへ、主として低利借換に基くものであるから、將來は實質的に負擔を軽減するを得るのである。



又普通公債の國債償還額は

決算上生じたる歳計剰餘金

新公債賣上金及其他の資金による分

計

四五、六九三、二四六 磅

六七六、七四一、四二七

七二二、四三四、六七三

にして、新に發生したる國債は

八〇二、三七七、三六三 磅

である。故に差引増加額は

七九、九四二、六九〇 磅

にして、其の内譯は別表の如くである。



一九二一年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二一年度末	一九二〇年度末	
普通公債	六、五六五、六三一、三六一	六、四一三、七九五、三一二	一五二、八三五、九四九
内國債	五八〇、六〇六、七九九	三二四、八三六、九七〇	二六五、七六九、八一九
長期公債	一六、一九一、二六六	一七、六九八、〇九〇	一、五〇六、九二四
定期年金	五、九六八、八三三、二九六	六、〇八〇、二六〇、二五三	一一、四三六、九五六
短期公債	一、〇八八、六八九、九五五	一、一六一、五六三、一七四	七二、八九三、二五九
外國債	七、六五四、三〇一、一七六	七、五七四、三五八、四八六	七九、九四二、六九〇
短期公債	六六、二三一、〇三八	四八、七三八、六四二	一七、四九二、三九六
計	七、七二〇、五三二、二二四	七、六二三、〇九七、一三八	九七、四三五、〇八六
其他の資本公債			
合計			

次に一九二一年度末の普通公債現在高内譯は別表の如くである。

一九二一年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在		差引増△減
	一九二一年度末	一九二〇年度末	
普通公債	六、五六五、六三一、三六一	六、四一三、七九五、三一二	一五二、八三五、九四九
内國債	一、〇一九、五一五、五〇〇	一、二四三、一八一、〇〇〇	二二三、六六五、五〇〇
流動公債	八七二、二一四、〇〇〇	一、〇八八、六九二、〇〇〇	二一六、四七八、〇〇〇
大藏省證券	一四七、三〇一、五〇〇	一五四、四八九、〇〇〇	七、一八七、五〇〇
一時借入金	五、五四六、一五、七六一	五、一六九、六一四、三二二	三七六、五〇一、四四九
其他の公債			

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二一年度末	一九二〇年度末	
外國債	一、〇八八、六六九、九五	一、二六一、五六三、一七四	△ 七二、八九三、三五九
米國の分	九三三、五一五、七四八	九六六、七〇三、七二七	△ 四三、一八七、九七九
米國借入金	八五六、〇九二、八一三	八六二、三五九、九三六	△ 六、二六七、一三三
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	六七、四二〇、〇九九	一〇四、三四〇、九四五	△ 三六、九二〇、八五六
其他の分	一六五、一五四、一六七	一九四、八五九、四四七	△ 二九、七〇五、二八〇
其他の聯合國よりの借入	一三八、〇〇〇、〇〇〇	一三六、五〇〇、〇〇〇	△ 一、五〇〇、〇〇〇
其他	三七、一五四、一六七	六八、三五九、四四七	△ 三一、二〇五、二八〇
合計	七、六五四、三〇一、一七六	七、五七四、三五八、四八六	△ 七九、九四三、六九〇

三〇四

六

對外債權

一九二一年度末の對外債權現在高は

- 自治領及植民地 一五〇、四三二、一一四 磅
- 對外國政府 一、八六六、七八七、一四〇
- 計 二、〇一七、二一九、二五四

にして、之を一九二〇年度末現在高に比較するときは
自治領及植民地の減少 △ 六、〇九三、一三三 磅

三〇五

對外國政府の増加

計 (増加)

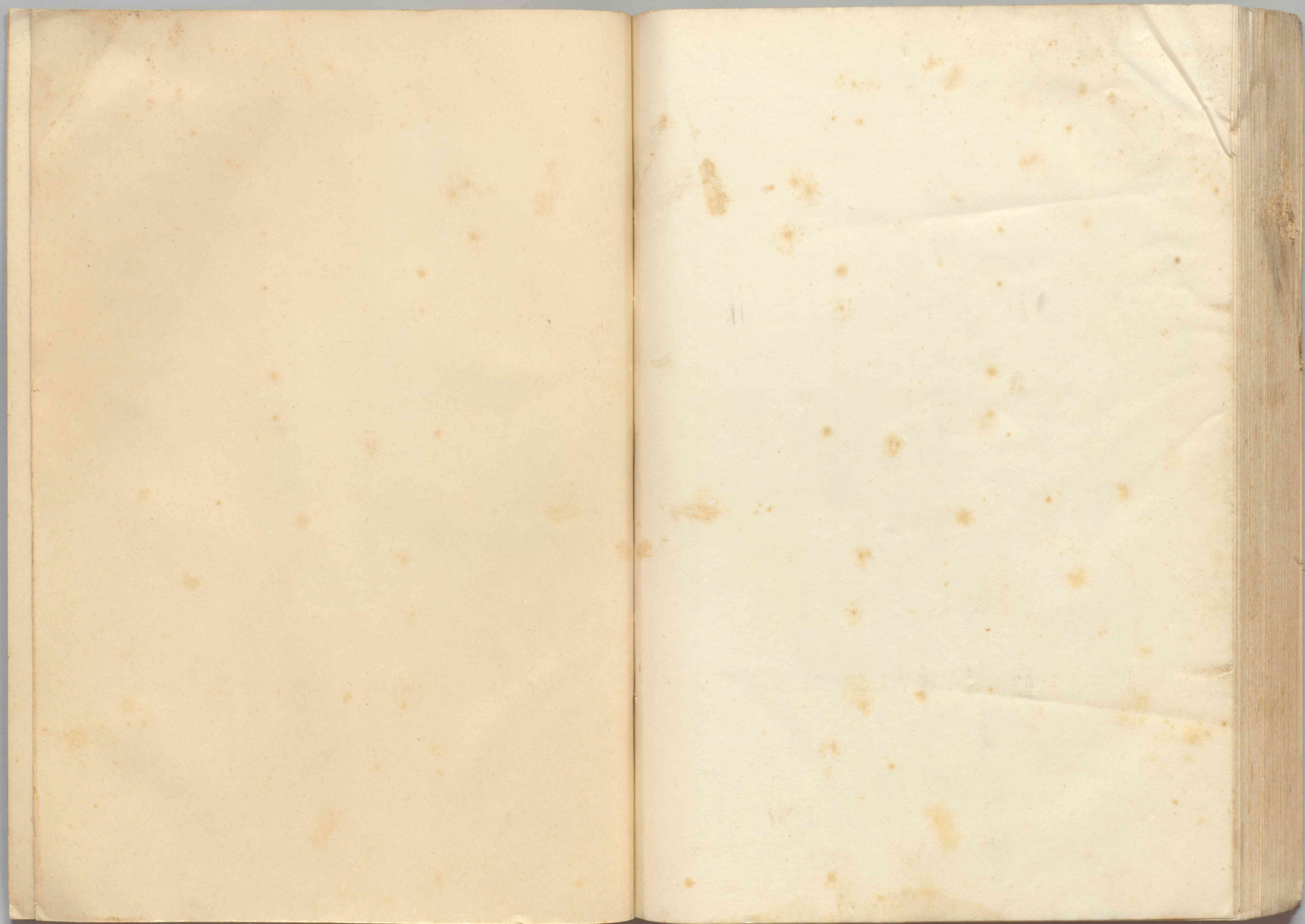
五九、九五八、^{三〇六}八九四 磅
 五三、八六五、七六一

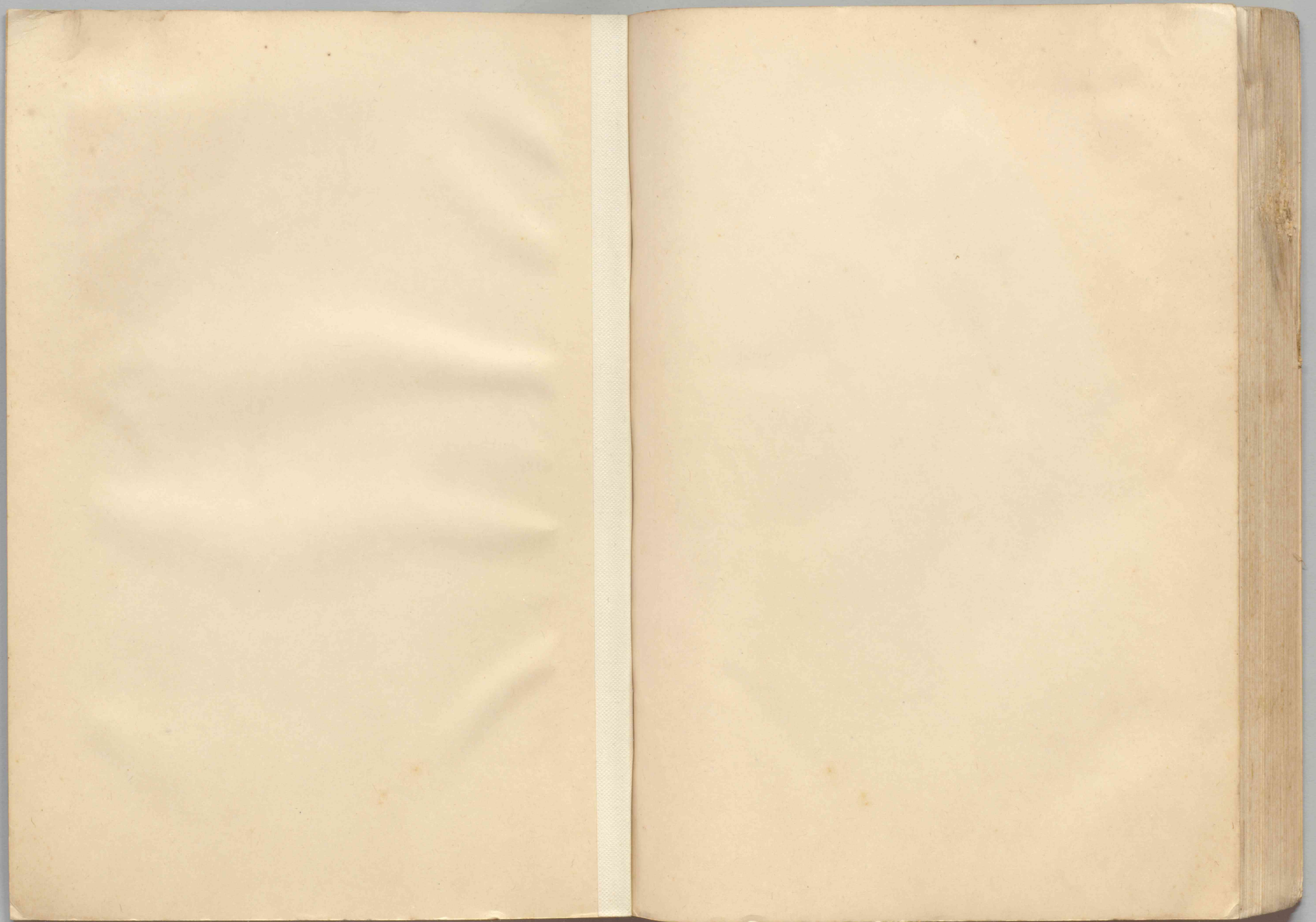
の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二一年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高		差列 増△減
	一九二一年度末	一九二〇年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一五〇、四三三、二四〇 磅	一五六、五二五、二四七 磅	△ 六、〇九三、一三三 磅
對外國政府	一、八六六、七八七、二四〇	一、八〇六、八三八、三四六	五九、九五八、八九四

口	六五五、一九九、三五五	五六一、四〇二、二三五	九三、七九七、一三〇
其	一、二一一、五八七、七八五	一、三四五、四二六、〇一一	三三、八三八、三六六
他	二、〇一七、二一九、二五四	一、九六三、三五三、四九三	五三、八六五、七六一
計			





甲

群馬県立図書館



0706413-2